

第二十條

左ノ各號ニ掲タル事由ニ因リ著作權者ト協議スルコト能ハサルトキハ内務大臣ノ裁定ヲ受ケ著作權法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ其ノ著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得(同上)

- 一 著作權者ノ居所不明ナルトキ
- 二 著作ニ關スル登録ナキニ因リ著作權者ノ何人ナリヤヲ確認シ得サルトキ
- 三 著作權者カ帝國内ニ居所ヲ有セス且帝國内ニ於ケル其ノ代理人不明ナルトキ

第二十一條 前條ノ裁定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ裁定ヲ求ムヘシ(昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ追加)

- 一 著作物ノ題號及著作者ノ氏名若シ著作者カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍
  - 二 著作物ノ種別及内容
  - 三 著作物ノ發行又ハ興行ノ日時及方法
  - 四 價金ノ見積金額及其ノ算定基準
  - 五 著作權者ト協議スルコト能ハサル由前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ著作權者ト協議スルコト能ハサル事由ヲ書面又ハ口頭ヲ以テ説明スヘシ
- 第二十二條 内務大臣カ前條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ

爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之カ決定ヲ爲スモノトス(同上)

第二十三條 内務大臣カ第十九條又ハ第二十一條第一項ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ著作權審査會ニ諮問ス(同上)

第二十四條 内務大臣カ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ニ公告ス

前項ノ公告ニハ著作物ノ題號及著作者ノ氏名、發行又ハ興行ノ日時及方法、發行又ハ興行セントスル者ノ氏名及住所並ニ決定シタル價金ノ額ヲ記載スルモノトス(同上)

第二十五條 第十九條又ハ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後申請人カ發行又ハ興行ノ日時又ハ方法ヲ變更セントスルトキハ更ニ内務大臣ノ裁定ヲ受クルコトヲ要ス(同上)

附則

本則ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年内務省令第二十七號(著作權者不明ノ著作物ニ關スル件)

明治四十三年内務省令第二十三號(著作權ニ關スル登録手續)本則施行ノ際現ニ繫屬スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附則 (昭和一〇年内務省令第四六號附則)

本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ繫屬スル登録ニ關スル處分 手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル  
前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分 手續ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

著作權法ノ施行ニ關スル件

(昭和十年七月九日) 勅令第九十號

第一條 内務省ニ著作登録簿ヲ備ヘ著作權法及之ニ基キテ發スル命令ニ依ル登録事項ヲ登録ス

第二條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ著作權者トノ協議調ハサル著作物ヲ放送セントスル場合ハ内務大臣ノ裁定ヲ受ケヘシ同法第二十七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル場合亦同シ

第三條 内務大臣第一條ノ登録ヲ爲シ又ハ前條ノ裁定ヲ爲サントスル場合ニ於テ關係者朝鮮ニ住所ヲ有スルトキハ朝鮮總督

二、臺灣ニ住所ヲ有スルトキハ臺灣總督ニ豫メ協議スヘシ  
第四條 著作登録簿ノ種類及様式、登録手續其ノ他第一條ノ登録ニ關シ必要ナル事項並ニ第二條ノ裁定ニ關スル手續ハ内務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

著作權法ノ施行範圍

國內法令 (明治三十二年法律第三十九號) (改正四回)

朝鮮 (明治四十三年勅令第三百三十八號)

臺灣 (明治三十二年勅令第三百一號)

樺太 (昭和三年勅令第九十號)

關東州 (昭和四年勅令第三百二十四號)

同法保護ニ關シ第一條中「著作權ノ效力ハ關東州ニ及フモノトス」又第二條中「著作權法中ノ罪ニ關スル規定ハ關東州ニ在ル者ニ對シ之ヲ適用ス」ト定メ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス



### 帝國力治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國

(明治四十四年五月廿六日)  
勅令 第四百六十七號

改正 昭和四年第三百二十五號  
昭和十一年第二百二十六號

同法保護ニ關シ第一條中「帝國臣民カ帝國ニ於テ享有スル著作權ノ效力ハ帝國力治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ在ル帝國臣民ニ及フモノトス」第二條中著作權法中ノ罪ニ關スル規定ハ帝國力治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ在ル帝國臣民ニ對シ之ヲ適用ス、附則トシテ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。本令施行前帝國臣民ノ爲シタル行爲ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍從前ノ例ニ依ル

### 著作權審查會官制

(昭和十年七月九日)  
勅令 第四百九十一號

第一條 著作權審查會ハ內務大臣ノ監督ニ屬シ著作權法ノ規定ニ依ル登錄、同法第二十二條ノ五第二項若ハ第二十七條第二

項ノ規定ニ依ル償金ノ額又ハ著作ニ關スル一般的事項ニ付內務大臣ノ諮問ニ應シ又ハ此等ノ事項ニ付調査審議ス

第二條 審查會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項委員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ內務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ內務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 審查會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 審查會ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則  
本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

### 著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律

第一條 本法ニ於テ著作權ニ關スル仲介業務ト稱スルハ著作物ノ出版、翻譯、興行、放送、映畫化、寫詞其ノ他ノ方法ニ依ル利用ニ關スル契約ニ付著作權者ノ爲ニ代理又ハ媒介ヲ業トシテ爲スヲ謂フ

著作權ノ移轉ヲ受ケ他人ノ爲ニ一定ノ目的ニ伴ヒ著作物ヲ管理スルノ行爲ヲ業トシテ爲スハ之ヲ著作權ニ關スル仲介業務ト看做ス前二項ノ著作物ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 著作權ニ關スル仲介業務ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務ノ範圍及業務執行ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタル者(以下仲介人ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ著作物使用料規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ要領ヲ公告ス

出版關係法規

出版ヲ業トスル者ノ組織スル團體興行ヲ業トスル者ノ組織スル團體其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ前項ノ要領ニ付公告ノ日ヨリ一月以内ニ主務大臣ニ意見ヲ具申スル事ヲ得主務大臣第一項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ公告ノ日ヨリ一月ヲ經過シタル後著作權審查會ニ諮問スベシ前項ノ規定ニ依リ意見ノ具申アリタルトキハ著作權審查會ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條 仲介人ハ業務ノ範圍又ハ業務執行ノ方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 仲介人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ業務報告書及會計報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第六條 主務大臣ハ何時ニテモ仲介人ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ帳簿書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ仲介人ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 主務大臣ハ仲介人ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務執行ノ方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 仲介人本法若ハ本法ノ規定ニ依ル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ業務ニ關シ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ第二條ノ許可ヲ取消シ又ハ



其ノ業務ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得

第十條 第二條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ著作權ニ關スル仲介業務ヲ爲シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 仲介人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ノ範圍ヲ超エ業務ヲ爲シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ依ル業務ノ停止又ハ制限ニ違反シタルトキ

第十二條 仲介人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル業務ノ執行方法ニ依ラズシテ業務ヲ爲シタルトキ

二 第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル著作物使用料規程ニ依ラズシテ業務ヲ爲シタルトキ

三 第五條ノ規定ニ依ル業務報告書若ハ會計報告書ヲ提出セズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 第六條ノ規定ニ依ル報告書若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿書類ヲ提出セザルトキ

五 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第十三條 第七條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シ

タル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十條乃至第十條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十五條 第十條乃至第十二條ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ著作權ニ關スル仲介業務ヲ爲ス者又ハ其ノ業務ヲ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ業務ヲ爲スコトヲ得

前項ニ掲グル者前項ノ期間内ニ第二條ノ許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

出版權設定登録申請書

一 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇・數)

何々 全何冊(箇・數)

二 登録原因及其ノ日附

昭和 年 月 日左ノ者ノ間ニ出版權ノ設定アリタリ

出版權設定者 何 某

住所 何 府 何 市 何 郡 何 町 何 區 何 番地

出版權者 何 某

住所 何 府 何 市 何 郡 何 町 何 區 何 番地

三 登録ノ目的

出版權ノ設定

四 出版權設定ノ範圍

(頒布區域・發行部數等又ハ定ナキトキハ其ノ旨)

五 印稅及其ノ支拂時期(定ナキトキハ其ノ旨)

印稅 何々 (ナシ)

支拂時期 年 月 日

六 出版權ノ存續期間

何 年 間 (定ナキトキハ其ノ旨)

七 著作權法第二十八條ノ三但書ノ特約

何 ヲ々 (ナシ)

八 著作權法第二十八條ノ五第一項但書ノ特約

何 ヲ々 (ナシ)

九 著作權法第二十八條ノ六第一項但書ノ特約

何 ヲ々 (ナシ)



十 登録税ノ金額 金拾圓也

右出版權設定登録相成度著作物ノ明細書相添  
此段及申請候也

年 月 日

右申請人

何 某

住所 何 某

住所 何 某

住所 何 某

内務大臣殿

著作物ノ明細書

(別紙作製ノコト)

一 著作物ノ題號

何々

二 著作者ノ氏名

何々

三 著作物ヲ初メテ發行(興行)シタル際顯ハシタル著

作者名(無名著作者ナルトキハ其ノ旨)

何々(未發行・無名)

四 著作ノ年月日

何年何月何日

五 著作物ヲ初メテ發行(興行)シタル年月日

何年何月何日(未發行・未興行)

六 著作物ノ種別及内容(若クハ體裁)

種別 何々(小説・作曲・戯曲・彫刻等)

内容 何々

七 前登録ノ年月日及登録番號

何年何月何日第何號ノ何

登録税法 (抄録)

第十條 著作權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録

税ヲ納ムヘシ

一 著作權ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓

二 著作權ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額千分ノ五・五

三 前號ノ權利ノ移轉

相續

相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五十錢

四 無名又ハ變名著作者ノ著作者ノ實名登録 每一件 金一圓

四ノ二 信託ノ登録 每一件 金一圓

四ノ三 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號及第二號ノ權利ノ

處分ノ制限 債權金額千分ノ四(昭和九年法律第四八

號ヲ以テ本號追加)

四ノ四 著作年月日ノ登録 每一件 金一圓(同上)

四ノ五 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢(同上)

四ノ六 假登録 每一件 金五十錢(同上)

五 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢

債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナ

キトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス

第十條ノ二 出版權ニ關シ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ

登録税ヲ納ムヘシ(昭和九年法律第四八號ヲ以テ追加)

一 出版權ノ設定 每一件 金十圓

二 出版權ノ移轉

相續 每一件 金一圓

相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五十圓

三 出版權ヲ目的トスル質權ノ設定 債權金額千分ノ五・五

四 前號ノ權利ノ移轉

相續 每一件 金五十錢

相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓

五 信託ノ登録 每一件 金一圓

六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處

分ノ制限 債權金額千分ノ四

七 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十錢

八 假登録 每一件 金五十錢

九 登録ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金二十錢



### 登録税法施行規則 (抄)

(明治三十二年五月十九日 勅令第二百五號)

- 第一條 印紙ヲ以テ納ムル登録税ハ登録ニ關スル書類ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ
  - 第二條 登録税額五百圓以上ナルトキハ稅務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得
  - 第三條 官廳又ハ公署ヨリ登記若ハ假登記又ハ登録若ハ假登録ヲ登記所又ハ登録官廳ニ囑託スヘキ場合ニ於テハ登録税ヲ納ムヘキ者其ノ官廳又ハ公署ニ相當印紙又ハ現金ノ領收證ヲ提出シ其ノ官廳又ハ公署ハ囑託書ニ其ノ印紙ヲ貼用シ又ハ其ノ證書ヲ添付シテ登記所又ハ登録官廳ニ送付スヘシ
  - 第四條 同一債權ノ爲ニ先取特權、質權又ハ抵當權ニ關シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登記又ハ登録ヲ受クル場合ニ於テ登記所又ハ登録官廳ニ於テ受クル登記又ハ登録ニ付テハ債權金額ヨリ既ニ登記又ハ登録ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル殘額ヲ以テ債權金額ト看做シテ登録税ヲ徵收ス
- 前項ノ場合ニ於テ其ノ登記又ハ登録中ニ登録税法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノト其ノ他ノモノトヲ包含スル

トキハ先ツ登録税法第三條ノ五又ハ第三條ノ六ニ該當スルモノノ登記又ハ登録ニ付登録税ヲ徵收ス

### 著作權ニ關スル登録申請書々式

- (1) 著作權相續登録申請書
  - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(個)數
  - 何々々 全何冊(個、枚)
  - 著作權ノ相續アリタル年月日
  - 何年何月何日相續
  - 被相續人ノ氏名
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 國籍何國相續人ノ氏名及住所
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 住所 何府縣何郡市何町村何番地
  - 登録税ノ金額
  - 金何 圓也
- 右著作權相續登録相成度著作權ノ明細書及戶籍謄(抄)本相添此段及申請候也
- 年月日
- 右申請人 何 某 ㊟

### 内務大臣宛

(著作權法施行規則第一條第二號ノ書式)

(2) 著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)

- 登録申請書
  - 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
  - 何々々 全何冊(箇、枚)
  - 著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)アリタル年月日
  - 何年何月何日讓渡(質權設定)
  - 讓渡人(質權設定者)氏名及住所
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 住所 何府縣何郡市何町村何番地
  - 讓受人(質權者)氏名及住所
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 住所 何府縣何郡市何町村何番地
  - 登録税ノ金額(債權金額)
  - 金何圓也 (債權金額ナシ、著作權ノ價格金何圓也)
- 右著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)登録相成度著作物ノ明細書(讓受人又ハ質權者ノミ)讓渡人(質權設定者)ノ承諾書(裁判ノ謄本、登記簿ノ謄本等)相添此段及申請候也
- 年月日
- 右申請人

### 内務大臣宛

(著作權法施行規則第一條第三號ノ書式)

(3) 著作權ヲ目的トスル質權相續登録申請書

- 著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數
  - 何々々 全何冊(箇、枚)
  - 著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登録番號
  - 何年何月何日第何號
  - 質權ノ相續アリタル年月日
  - 何年何月何日相續
  - 被相續人ノ氏名
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 相續人氏名住所
  - 何 某(外國人ナ  
ルトキハ 國籍何國)
  - 住所 何府縣何郡市何町村何番地
  - 登録税ノ金額
  - 金何圓也
- 右著作權ヲ目的トスル質權相續登録相成度戶籍謄(抄)本相添此段及申請候也
- 右申請人



何 某

內務大臣宛

(著作權法施行規則第一條第四號ノ書式)

(4) 著作權ヲ目的トスル質權讓渡登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル (箇)數

何 ヲ 全何冊(箇、枚)

質權設定登録年月日及登録番號

何年何月何日第何號

質權讓渡アリタル年月日

何年何月何日讓渡

質權讓渡人ノ氏名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)

住所 何府縣何郡市何町村何番地

質權讓受人氏名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)

住所 何府縣何郡市何町村何番地

登錄稅ノ金額

金何圓也

右著作權ヲ目的トスル質權ノ讓渡登録相成度 (讓渡人ノミノ

トキ 讓渡人ノ承諾書「裁判ノ謄本」登記簿謄本)相添) 此段及

申請候也

年 月 日

右申請人

讓渡人 何

讓受人 權

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

信託管理人氏名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)

住所 何府縣何郡市何町村何番地

信託ノ目的

何 ヲ

信託財產ノ管理方法

何 ヲ

信託終了ノ事由

何 ヲ

登錄稅ノ金額

金何圓也

右著作權ノ信託登録相成度著作物ノ明細書 (受託者ノミノ記

ハ委託者ノ承諾書)相添)此段及申請候也

何年何月何日

右申請人

委託者 何

受益者 何

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

(著作權法施行規則第一條第六號ノ書式)

(6) 實名登録申請書

出版關係法規

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數

何 ヲ 全何冊(箇、枚)

無名又ハ變名著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日何年何

月何日無名變名(著作)物ヲ發行(興行)

著作權者ノ氏名

何 某(舊作權者ナシ)

著作者ノ實名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)

住所 何府縣何郡市何町村何番地

發行者(興行者)ノ氏名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)

住所 何府縣何郡市何町村何番地

登錄稅ノ金額

金何圓也

右實名登録相成度著作物ノ明細書相添)此段及申請候也

年 月 日

右申請人

著作者 何

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

某 某

(著作權法施行規則第五條ノ書式)

(7) 著作ノ明細書



- 一 著作物ノ題號  
何々々
- 二 著作者ノ氏名  
何 某
- 三 初テ著作物ヲ發行(興行)シタル際顯ハシタル著作者名  
何某(變名何々)(無名)(未發行)(未興行)
- 四 著作ノ年月日  
何年何月何日(外國人ノ著作ニ依ルモノナルトキハ初テ發行シタル國何國)
- 五 著作物ヲ初テ發行(興行)シタル年月日  
何年何月何日發行(興行)(未發行)(未興行)
- 六 著作物ノ種別及内容(體裁)  
種別(小説)(脚本)(歌詩)(歌曲)  
前登錄ノ年月日及登錄番號
- 七 何年何月何日附第何號(ナシ)

同 脚本ノ如キモノナルトキハ「全何幕何場」  
同 映畫ノ如キモノナルトキハ「全何巻」  
同 繪畫、圖面ノ如キモノナルトキハ「全何枚」 「全何圖」

著作權ノ一部又ハ制限附讓渡若ハ著作權ノ一部制限附讓渡ノ場合ニ在リテハ左ノ記載例ニ從ヒ夫々「著作權讓渡アリタル年月日」ノ項ニ但書ヲ附スルコト

(イ)但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部讓渡シ兩者共有ト爲シタルモノナリ

(ロ)但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部讓渡シ兩者共有ト爲シタルモノニシテ其ノ持分ハ各均等(又ハ何某ハ何分ノ何、何某ハ何分ノ何)トス

(ハ)但シ右ノ制限ヲ附シテ讓渡アリタルモノナリ 日本國內ニ限ル 讓渡ノ日ヨリ向フ何年限リトス

(ニ)但シ右ハ著作權ニ包含セラル、權利中興行權(又ハ翻譯權、放送權等)ノミチ左ノ制限ヲ附シテ讓渡シタルモノナリ

興行ノ地域ヲ何府縣トシ且ツ其ノ期間ハ讓渡ノ日ヨリ向フ何年間ニ限ルモノトス

(翻譯セラルヘキ國語ハ日本語ニ限ル)

備考

「著作物ヲ組成スル冊(箇)數」トハ當該著作物カ何冊(又ハ何箇)ヲ何テ一體ヲ爲セルモノナリヤノ謂ニシテ例ヘハ複製シタル出版物ノ總冊數ヲ云フニ非ス、故ニ次ノ如キ例ニ依リ記載スヘシ

著作物カ刊行シタル書籍ノ如キモノナルトキ 「全何冊」  
同 彫刻、模型ノ如キモノナルトキハ「全何箇」

出版ニ關スル取締諸法令

關東洲及南滿洲鐵道附屬地ニ輸入若ハ移入スル出版物取締規則

(昭和十年五月十六日 關東局令第三十九號)

- 第一條 滿洲國駐劄特命全權大使ハ本令施行地域外ニ於テ發行スル出版物ニシテ主トシテ本令施行地域内ニ於テ發賣頒布スルヲ目的トスト認ムルモノハ之ヲ告示ス
- 前項ノ規定ニ依リ告示シタル出版物ヲ本令施行地域内ニ輸入若ハ移入セントスルトキハ發行人ハ左ノ事項ヲ具シ大使ノ許可ヲ受ケヘシ
- 一 題號
- 二 掲載事項ノ種類
- 三 發行ノ時期
- 四 發行所、印刷所ノ名稱及所在地
- 五 發行人、編輯人、印刷人ノ原籍、住所、氏名及生年月日
- 六 輸入若ハ移入開始ノ時期
- 七 輸入若ハ移入ノ経路及發賣頒布ノ地域
- 八 取次人ノ住所、氏名、生年月日及職業

出版關係法規

- 九 取次所ノ名稱及所在地
- 第二條 發行人前條ノ出版物ヲ輸入シ若ハ移入シタルトキハ發賣頒布前關東局ニ二部ヲ、關東州廳、發賣頒布地所轄警察署及關東地方院檢察局ニ各一部ヲ納ムヘシ
- 第三條 本令施行地域内ニ輸入シ若ハ移入スル出版物ノ掲載事項ニシテ公安ヲ紊リ若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキ又ハ前二條ノ規定ニ違反シテ輸入シ、移入シ若ハ發賣頒布シタルトキハ大使ハ其ノ輸入移入、若ハ發賣頒布ヲ禁止シ又ハ之ヲ差押ヘ第一條ノ規定ニ依ル出版物ニ在リテハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第四條 前條ノ規定ニ依リ差押ヘタル出版物ニシテ一年以上其ノ差押ヲ解除セラレザルトキハ差押ヲ執行シタル官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得
- 第五條 第三條ノ規定ニ依リ差押ヘタル出版物ニシテ其ノ差押フヘキ部分ト其ノ他ノ部分トチ分割シ得ヘキ場合ニ於テ關係者ノ請求アルトキハ之ヲ分割シ差押ヲ要セザル部分ヲ返還スルコトアルヘシ但シ之カ爲必要ナル費用ハ發行人ノ負擔トス
- 第六條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス
- 第三條ノ規定ニ基リ處分ニ違反シタル者及情ヲ知リテ其ノ出版物ヲ輸入シ若ハ移入シ又ハ販賣頒布シタル者ハ前項ニ準シ



之ヲ處罰ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

不穩文書臨時取締法(昭和十一年六月十五日)

法律第四十五號

第一條 軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ擾亂シ其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スヘキ事項ヲ掲載シタル文書圖書ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サス若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條 前條ノ事項ヲ掲載シタル文書圖書ニシテ發行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記載ヲ爲サス若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 前二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第四條 第一條又ハ第二條ニ該當スルモノト認ムル文書圖書ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シ又ハ成規ノ納本ヲ爲ス迄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ其ノ頒布ヲ差止メ必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及刻版ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタル文書圖書ヲ頒布シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍機保護法(抄)(明治三十二年七月十五日)

法律第四百四號

第二條 職務ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ漏洩交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ(有期徒刑)ニ處ス

第三條 偶然ノ原因ニ因リ軍事上秘密ノ事項又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者其ノ秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ傳説交付シ若ハ之ヲ公示シタルトキハ(輕禁錮)ニ處ス

取引所法(抄)(明治二十六年三月四日)

法律第五號

第三十二條ノ三 左ノ各號ノ一ノ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス (一號省略)

二 取引所ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者  
三 公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛偽ノ相場ヲ記載シタル文書

ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

金使用規則(抄)(昭和十二年十二月廿八日)

大藏省令第六十號

第二條 金又ハ金箔、金絲、金粉若ハ金液ハ當分ノ内左ノ各號ニ掲グル用途ニ供スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 屏風、襖、額、額縁其ノ他表裝用
- 二 天金、金文字、裝幀其ノ他製本用
- 三 看板、標札其ノ他廣告用
- 四 金文字、金椽、金散シ其ノ他印刷用
- 五 金文字、商標其ノ他標識用

本令ノ公布ハ昭和十二年八月十日法律第五十九號ヲ以テ公布シタル産金法ニ基キタルモノナリ

(參照)

産金法

第十一條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ヲ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

四、第十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

出版關係法規

既ニ繼續出版中ノ豫約出版物又ハ續刊豫定ノ出版物ニシテ既刊ノ部分カ金箔ヲ使用サレテ居リ體裁ヲ統一スル必要アルモノハ省令第二條ノ但書ニアル手續ヲ經テ使用スル事ヲ得

(樣式)

金箔使用製本許可申請書

- 一、申請者ノ住所  
職業、氏名  
商 號
  - 二、製本ノ種類  
題 號 全卷中既刊 卷未刊 卷計 冊分  
數 量 瓦
  - 三、製本ニ使用スル金箔ノ數量  
價 格
  - 四、製本ニ必要トスル事由  
五、金箔ノ買入先
- 右御許可相成度此段申請候也  
昭和十三年 月 日



大藏大臣宛

右 由請人 何 某 ㊦

關稅定率法 (抄)

(明治四十三年四月十五日) 法律第五十四號

改正 大正三年法律第八號、第九號、昭和十一年法律第三十八號

第十一條 左ニ掲クル物品ハ輸入ヲ禁ス

(一、二、四號略)

三 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品 (參照) 關稅法

第七十四條 輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十五條ノ二 前二條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄藏、收受故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

刑法 (抄)

第七十五條

猥褻ノ文書、圖畫其ノ他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣問ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

刑法施行法 (抄)

第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ

一、著作權法ニ掲ケタル罪 (參照)

刑校第三條本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス (以下略)

治安警察法 (抄)

第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ

郵便法 (抄)

(明治三十三年三月十三日) 法律第五十四號

改正 明治四十年逓信省令第七號、大正五年逓信省令第十七號

第十六條 郵便官署ハ郵便物ヲ引受ケノ際郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認ムルトキハ差出人ニ其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

第十六條ノ二 郵便官署ハ其ノ取扱中ニ係ル郵便物ニシテ郵便禁制品ヲ封入シ又ハ成規ニ違反シタルモノアリト認ムルトキハ差出人又ハ受取人ニ其ノ開示ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條 郵便禁制品ノ種類及郵便物ノ容積、重量、包裝等ニ關スル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四十六條 郵便禁制品ヲ郵便物トシテ差出シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物件ヲ沒收ス

於テ文書、圖畫、詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作爲ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得

第二十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違反シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察犯處罰令 (抄)

(明治四十一年九月二十) 九日內務省令第十六號

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

六 新聞紙雜誌、其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者



### 菊御紋並禁裏御用等ノ文字 濫用ヲ禁ス

(明治元年三月二十  
八日太政官布告)

- 一 禁裏御用或ハ 禁裏御料又ハ 禁裏御内勝杯ト會符示杭標札等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候處往々見受候ニ付以來吃度相改御用御料ト而已書記イタシ候標被仰出候事但標札ハ姓名相記シ又ハ官名役名等記シ候儀不苦候事
  - 一 提燈又ハ陶器其他賣物等ニ御紋ヲ畫キ候事共如何ノ儀ニ候以來右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事吃度可禁止旨被 仰出候事但御用ニ付是迄被免ノ分モ一應何出可申事
- 右之通被仰出候條末々迄不洩標可申達事
- 明治四年六月十七日太政官布告
- 菊御紋禁止ノ儀ハ兼テ御布告有之候處猶又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ外練テ被禁止候尤御紋ニ紛敷品相用候儀モ同標不相成候相改可申事

### 御肖像ニ關スル取締方

(明治三十一年十二月二十八日內務省告諭)

- 御肖像ハ左ノ各項ニ準據シテ苟モ心得違ノ次第無之様厚ク注意ヲ加フヘシ右諭告ス
- 第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊號御稱號ヲ標記シアルト否トテ問ハス御肖像トシテノ外ハ寫出スヘカラス
  - 第二 御肖像ハ總テ粗造ニ流レ不敬ニ涉ルヘカラス
  - 第三 御肖像ハ不敬ニ涉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス
  - 第四 御肖像ハ露店ニ於テ發賣スヘカラス
- 弘曆者ノ外頒曆取扱ヲ禁ス**
- (明治三年四月二十  
二日太政官布告)
- 頒曆授時之儀ハ至重ノ典章ニ候處近來種々之類曆世上ニ流布候趣無調事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被仰出候事
- 本曆略本曆頒布及一枚摺略曆  
出版方**
- (明治十五年四月十六日  
太政官布達第八號)
- 本曆並略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ
- 一枚摺略曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得但明治九年十月內務省甲第三十九號布達ハ取

消ス  
右布達候事(內務卿連署)

### 一枚摺曆出版ノ規定

(明治二十三年十月三十一日  
部省令第二號 改正明治四十  
一年文部省令第二十九號)

- 明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺略曆ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ
- 一 一枚摺略曆ハ左ニ列記スル事項ニ限り記載スルモノトス
  - 一 年號及紀元ノ年數干支
  - 一 毎月ノ一日
  - 一 日食並其時間
  - 一 大祭祝日並神社例祭大祓
  - 一 日曜表甲子表庚申表己巳表
  - 一 二十四節氣及雜節
  - 一 新月満月
  - 一 第二號乃至第七號ニ相當スル陽曆日
- 以上ノ事項ハ東京帝國大學ニ於テ編纂スル所ノ曆ニ依ルヘシ但各號規定ノ外本曆略本曆ニ掲載セサル事項ヲ記入スルハ此ノ限ニ在ラス

出版關係法規

### 神社寺院ノ守札及神佛號記載 ノ畫像出版ニ關スル達

(明治十五年十月內  
務省乙第五五號達)

神社寺院ノ守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可心得此旨相達候事

但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ抵觸シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

### 大日本帝國憲法 (抄)

#### 第二章 臣民權利義務

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

### 未發表ノ著述ノ稿本ニ關スル

#### 民事訴訟法

第五百七十條 左ニ掲グル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除ク外之ヲ差押フルコトヲ得



### 新聞紙雜誌販賣届出ニ關スル件

(大正六年十二月二十八日) 改正大正八年樺太  
樺太廳令第三十號 廳令第四十號

第一條 新聞紙雜誌販賣ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ本籍住所氏  
名生年月日及營業ノ場所並新聞紙雜誌ノ種類ヲ記シ開業三日  
前ニ營業地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二條 左ノ場合ニ於テハ三日内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 本籍住所氏名ヲ變更シタルトキ

二 營業ノ場所ヲ變更シタルトキ

三 新聞紙雜誌ノ種類ヲ増減シタルトキ

四 休業シタルトキ

五 廢業シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テ營業ノ場所ヲ他ノ警察官署所轄内ニ  
移轉シタルトキハ前營業地ノ所轄警察官署ニモ届出ツヘシ

第三條 本令ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル  
者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ新聞紙雜誌販賣營業ヲ爲ス者ハ本令第一條ノ  
事項ヲ大正七年一月三十一日迄ニ所轄樺太廳支廳ニ届出ツヘ  
シ

### 出版關係條約

猥褻刊行物ノ流布及取引禁止ニ  
關スル國際條約

(昭和十一年五月十六日)  
條約 第三號

猥褻刊行物ノ流布及取引禁止手段ヲ成ルヘク有效ナラシムルコ  
トヲ均シク希望シ千九百十年ニ作成セラレタル條約案ノ審査、  
各國ニ依リ提出セラレタル意見書ノ審査並ニ條約ノ最終本文ノ  
完成及署名ノ爲メ國際聯盟ノ主宰ノ下ニ千九百二十三年八月三  
十一日「ジュネーブ」ノ國際會議ニ於テ各全權委員ハ其全權委  
任狀ヲ示シ之レカ良好妥當ナルヲ認メ且ツ本會議ノ最終議定書  
及千九百十年五月四日ノ協定ヲ了承シタル後左ノ諸規定ヲ協定  
セリ

第一條 締約國ハ左ノ犯行ノ何レカヲ爲シタル者ヲ發見シ、訴  
追及處罰スル爲一切ノ手段ヲ執ルコトニ同意シ從テ左ノ如ク  
約ス

左記ハ處罰セラルヘキ犯行タルヘシ

一 營業ノ爲若ハ營業トシテ又ハ頒布若ハ一般ノ展覽ノ爲猥  
褻ナル文書、素描、版畫、繪畫、印刷物、圖書、「ポストター」

## 好評嘖々！ 偕成社の新刊と重版

佐藤膽齋講述 四六版上製箱入三一四頁  
定價一・七〇 送・一四

# 王道講話

王道學の泰斗佐藤膽齋先生が學生の蘊蓄を  
傾け盡して講じた空前の名著

クレツシイ著 四六判箱入六百頁  
定價三・八〇 送・二二

# 滿洲・支那の土地と人

喧傳久しき久著の完譯、著者は滿洲・支那全土  
を跋渉し土質・産業・風俗・人情・氣候等凡ゆる觀  
點から全大陸を調査報告す。

林語堂著 四六版上製箱入三一〇頁  
定價各冊一・七〇 送・一二

# 有閑隨筆

東西の學に通ずる著者が輕妙な筆で西洋文  
明を揶揄し生活禮讚の哲學を語る

少年少女の絶好讀物！  
少女學校の好資料！

# 少年少女知識文庫

理學士 柴山雄三郎著 菊版上製箱入三六頁  
價一・六

# 驚異の科學

難解な科學全般に亘り三百餘枚の寫真入で面白く平  
易に説いた教養と興味と好奇とを兼ねた絶好の名著  
理學博士 竹内時男著 菊版上製箱入三三頁  
價一・六

# 新兵器と科學戰

學理と列國情勢の兩方面から新兵器と將來の兵器及  
科學戰を數百枚の寫真入りで説いた興趣溢るる快著  
池田宣政著 四六判豪華箱入五〇〇頁  
價二・三

# 日本國史美談

池田先生が愛國の熱情をこめて少年少女のために百  
數十枚の挿繪入で興味深く書いた豪華歴史圖譜！  
理學士 柴山雄三郎著 四六版上製二六〇頁  
價二・三

# 數學遊戲考へ物

愉快に遊び乍ら數學が上述する考へ物と謎の虎の巻  
一家の團樂に學校の晝休に笑ひ乍ら數學が勉強である

東京東區 橋目丁二 寶  
振替東京一三五二  
電話東京四六一九  
**偕成社**



権威ある家事書揃ひ

井上先生は家事経済の最高權威者であります。所説特異性あり。  
 日本女子大學校長 井上秀子先生  
 新家事は戦時下の家庭経済を説いたものであります。

前海軍 高木眞一先生  
 松平先生は家事経済の大家であります。御研究は日に新たなり。  
 東京女高師 松平友子先生  
 女高師を始め女子専門學校の家事経済教科書は下記のものから。

菱山先生は松平先生と同様家事高等教員檢定委員であります。  
 東京工業大學 菱山衡平先生  
 下記の書は何れも女子専門學校に御採用。網要は文檢必讀であります。

家事教授研究會  
 大阪衛生試驗所 藤原九十郎先生

最新家事提要	全一冊
新家政新論	全一冊
家政新論	全一冊
精説 榮養と食物	全一冊
家事經濟教科書	上下二冊
家事經濟要説	全一冊
家事經濟新講	全一冊
衣服材料の基礎知識	全一冊
家事衣類整理綱要	全一冊
家事染色法要説	全一冊
最新家政學講義	全一冊
輓近家事論纂	全一冊

發行 文光社 東京四谷本村町 (番一二二六六東京)

發行 目黒書店 東京神田駿河臺 (番九〇八二東京)

一六三



「全戸に一冊」を標榜  
 して編纂された戦時  
 下國民常識寶典!

▲附録▼  
 歐洲大動亂地圖(新門一頁大)

内容の一斑  
 全歐の天地を震撼しつゝある歐洲大動亂、新段階に入れる支那事變の展望、東亞新秩序の建設、皇紀二千六百年奉祝式典と事業、新法令の解説、多事多端なる最近の政治、外交、經濟界の動向をはじめ軍事、教育、學術界、航空界、運動競技、法律知識、家庭知識、ラヂオ、レコード、日用便覽、全國有名公私團體一覽、人名録等に至る六十項目に亘り、至極平明な解説を加へ、特に本年は例年より十六頁の増頁を行つて内容の詳細精密を期し、名實共に年鑑界の最高標準たる賞録を示しました。

四六・判・壹千餘頁  
 クロ・ス・装・本・箱・入・美・本  
 定價 一圓二十錢  
 送料・内地四十錢・鮮滿八十錢

振替口座 東京一七三〇番 朝日新聞社發行 東京大坂 〇五五番

一六二



三省堂コサンスイ

石川林四郎編纂  
最新 **コンサイス英和辞典**

價三・〇〇 送〇九

英語界をリードする最新版。多年斯界の人気を獨占せる舊版を、權威石川教授が新たに編纂し直され、世界音聲學の權威ヂョウンス教授が發音指導されたもの。英米の新聞雜誌、原書の閱讀に不可欠の英和である。

石川林四郎編纂  
**新コンサイス和英辞典**

價二・八〇 送〇六

コンサイス英和と共に全國にその聲價過ぎ和英。一語一句適譯を施し、潑刺たるカレント・イングリッシュを用ひ、語の索出は至便、譯語の比較應用も自在である。新語を網羅した新版の御愛用を望む。

山岸光宣編纂  
**コンサイス獨和辞典**

價三・九〇 送〇九

内容の豊富、専門語辭書としての正譯、發音の明示、携帯の至便、特に印刷の鮮明は吾が辭書界に清新の氣を實したものとて各方面の絶頂に迎へられてゐる。信頼すべき隨一の獨和。日常の御活用を俟つ。

丸山順太郎編纂  
**コンサイス佛和辞典**

價四・六〇 送〇九

語数は在來の大辭典を凌駕し、しかも新語俗語、各部門の専門語を斷然豊富に収録し、不規則動詞變化形を見出し語に掲げ、全語彙の發音を萬國音標文字で明示した。佛語界の最高に立つ權威版である。

三省堂優良辭書選

文學博士金澤庄三郎編纂  
**廣辭林新訂版**

價三・九〇 送二二

多年學界、教育界に絶大の信頼を博して來たもので、國語辭典としての使命達成と實際活用の爲編者の學的良好心は毎頁に顯如たるものあり、譯語精嚴、解説明快挿圖豊富、印刷鮮麗、内容充實の決定版である。

文學博士金澤庄三郎編纂  
**小辭林**

價二・三〇 送〇六

机上用の廣辭林に對し携帯用辭林として著されたもの専ら日常の活用に資する目的を以て新時代の用語並びに外來語を及ぶ限り収録した。最も現代人に適應せる引き良い分りよい小國語辭典である。總インデア紙。

文學博士吉澤義則編纂  
**用字用語必携 増補版**

價〇・六〇 送〇六

假名遣、送假名、同訓異義、漢字正俗、文法、字訓等用語上の難問を即座に解決する寶典である。附録の新舊對照新小學國語讀本使用漢字解説は卷十二迄を全部収録してゐる。事務家は勿論教員諸賢の必携書。

文學博士宇野哲人編纂  
**明解漢和辭典 増訂版**

價二・二〇 送〇六

慣用音或ひは通用音により五十音順に直ちに文字の檢索ができる。最も現代人向の小漢和である。字音には全部「韻」を附し、ローマ字にて支那北京音を記入せる事は本辭典の有つ一大特色である。總インデア紙。



三省堂編輯所編纂

**三省堂優良辭書選**

三省堂編輯所編纂

**クラウン英和辭典**

價三・五〇 送三二

斬新な編纂法。基本語句の豊富な用例例文、懇切な単語解説、適切な挿圖。充實せる和英辭典と別冊初級用英和和英小辭典を添附し、茲に教育界多年の懸案たる「一冊で入學から卒業迄」の理想は實現せられた。

三省堂編輯所編纂

**新明解英和辭典**

價一・九〇 送〇六

女學生間の愛用を獨占せる舊版に根本的大革新を加へ挿圖入の全く面目を一新した最新版。發音は萬國音標文字と發音かなを併記し、説明は斷然優しく分り易く型はコンサイス判で持ち良く引き良い。(新書)

字野哲人・長澤規矩也編纂

**新撰漢和辭典 增訂版**

價二・七〇 送一四

内容は學習本位、教科書標準とし、現行教科書に出て来る文字、熟語、詩句、地名、書名の全部を収めて懇切に註釋し、附録も全面的に更新した。學生用としては勿論、新支那の註解に不可欠の斬新版である。

三省堂編輯所編纂

**模範國漢文辭典 普及版**

價一・五〇 送一四

斬新な編纂法により、紙面を巧みに利用し實用本位に開かれたもので尨大な國語辭典や漢和辭典に比して遜色なき良書。新聞雜誌等に現はれる外來新語一千五百を附録す。犧牲的廉價を以て提供するものである。

三省堂編輯所編纂

**三省堂の三大百科**

三省堂編輯所編纂

**新修百科辭典 增補版**

全一卷 價八・〇〇 送三八

七萬餘項目に互る内容に夫々嚴密なる検討を加へて、改訂増補し、斬新の項目一千を新に追加、以て社會の要望に應へたもので、内容において一段の精彩を加へ戦時下國民の片時も缺くことの出来ぬ新しき常識は、擧げて此一巻に集録された。現代人の生きた知識顧問として、書籍に學校會社に工場に御活用を切望する。

三省堂編輯所編纂

**婦人家庭百科辭典**

全一卷 價七・〇〇 送三八

婦人の必要とする知識と心得の諸項目を全部まとめて一卷となし、日常の實生活に即時役立つやう編纂し、これに平易明快な解説を加へたもの。本書一冊で社交や家計の參考に、料理や洗濯の手引に直に役立たせることができるし、また子供たちの指導にも參考になし得る。全日本女性の必備御愛用をお願する。

三省堂編輯所編纂

**學習百科辭典 增補版**

全一卷 價三・九〇 送三二

澤山のことながら面白く解り易く説明されてゐるから尋常四年から上の皆さんには、一冊で全科の學習ができ、大人がみても役に立つと諸先生が推奨してあります。どの頁にも寫眞や繪があり、教科書の事は勿論、世の中のどんな物事をも、なる程とらなげけるやうに教へてくれるのが、この「學習百科辭典」です。



横濱高等工業學校教授 竹内秀雄・堀江清彌 共著

# 英文和譯の練磨

¥ 1.80  
四六版  
620餘頁

文學士 竹田豊助著

# 大局要點 精説日本史

¥ 1.50  
四六版  
470餘頁

盛林堂版新指導叢書

定價各金一圓三〇錢

東京商大教授 牧 一著 本位 英文和譯新指導	東京商大教授 牧 一著 本位 英文和譯新指導	武蔵高校教授 荒牧鐵雄著 本位 英文法新指導	吉岡斗松著 本位 代數新指導	吉岡斗松著 本位 幾何新指導	第三高校教授 阪倉篤太郎著 本位 國文解釋新指導	大谷大學教授 浦川源吾著 本位 漢文解釋新指導
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------	-------------------	-----------------------------	----------------------------

一六九

東京市日本橋區 盛林堂 振替東京1846 電話日本橋0241  
本町四ノ十一

# 好評新刊重版案内

慶應大學教授 高橋誠一郎著 **經濟原論**

定評ある高橋經濟學。經濟學徒必携。高文受驗者無二の参考書。  
菊判 三七八頁  
定價三圓二〇錢  
上製 送二二錢

經濟學博士 野村兼太郎著 **概觀日本經濟思想史**

的確なる理論的把握を以てせる日本經濟思想體系の闡明成る。  
菊判 五一六頁  
定價三圓八〇錢  
上製 送三〇錢

慶應大學教授 寺尾琢磨著 **經濟學研究のための基礎數學**

本邦最初の經濟學徒用數學手引書。經濟學と數學とを結ぶ捷徑。  
四六判二〇〇頁  
定價一圓五〇錢  
上製 送十八錢

經濟學博士 小泉信三著 **學府と學風**

學生生活に關する慶大總長の所懐。人情溢るる行文と含蓄の深さ。  
四六判一八四頁  
定價一圓  
紙裝 送十五錢

經濟學博士 加田哲二著 **如何にして學ぶべきか**

能率的な研究方法の公開。参考文献一千餘冊の部門別展示あり。  
四六判三九〇頁  
定價一圓五〇錢  
紙裝 送十五錢

文學士 宮下正美著 **兒童讀物の選び方**

わが子教育のための實地的指導。お父様お母様必讀の書。  
四六判三〇〇頁  
定價一圓八〇錢  
上製 送十五錢

編輯委員 野村博士 加田博士 慶應義塾大學講座 **經濟學**

講座教育に新紀元を劃す、慶大の講義同様の高度にして而も平易。  
菊判分冊式函入  
十八ヶ月終る  
毎月一圓五十錢

一六八

東京市芝區 慶應出版社 振替東京一八五一〇 電話三田二七九〇番  
三田二ノ一



好評

# 昭和十四年 勞働年鑑

菊判全一冊

九五〇頁 定價金四圓 送料拾四錢

本書は日本及海外の二部より成り日本の部は社會行政、産業勞働界、勞働者狀態、革新的運動、勞働組合運動、勞働爭議、政治運動、協同組合運動、農業問題、農村社會運動、勞働者教育に分ち、海外の部は勞働事情を經として政治、經濟、社會の情勢を緯として先づ當該年度の勞働運動の概況を説き更に國別に就き詳細論述したもので本書によりて日本及海外二十有餘箇國の勞働界の情勢が一瞥して大觀出來る様に纏めたものである。

## ●新時代の叢書●

# 大日本圖書

「大日本圖書」は創業五十年に垂んとする弊社の斯界に於ける經驗と信用とを以て世に送る特選本である。これは圖書館はもとより、學校に、家庭に、あらゆる方面に備へらるべき書籍であり、机上に車上に、常に讀まるべき書物である。今日の生きた知識を把握し、常識を廣めるために本叢書を活用し且研讀に便されん事を望む。

新四六判・函入各冊紙數約三百頁  
定價各三圓・送料各十錢

- ◎印 文部省推薦圖書
- 印 文部省認定圖書
- \*印 若溪會推薦圖書
- 印 日本圖書協會推薦圖書
- 印 大日本圖書聯合推薦圖書

### 日本人口問題研究

(第一輯) 菊判 定價一圓五十錢 送料十四錢  
 (第二輯) 菊判 定價二圓五十錢 送料十四錢  
 (第三輯) 菊判 定價三圓 送料十四錢

### 慣用小作權に關する研究

菊判 三六〇頁 定價一圓五十錢 送料十四錢

### ナチス勞働法

菊判 三三五頁 定價一圓二十錢 送料十四錢

### 全國一千農家の經濟近況調査

菊判 三〇〇頁 定價一圓五十錢 送料十四錢

### 歐米に胎動する新勞働秩序

四六判 三〇五頁 定價一圓二十錢 送料十四錢

### 近郊農村と最近の勞力移動

四六判 一四九頁 定價八十錢 送料六錢

### 戰時社會政策

第一輯 フランス篇 菊判 定價二圓 送料十四錢  
 第二輯 アメリカ篇 菊判 定價二圓 送料十四錢  
 第三輯 ドイツ篇・第四輯 イギリス篇 近刊

### ◇既刊書目◇

- 皇室と日本精神〔\*〕 文學博士辻善之助著
- 日本文化と佛教〔\*〕 同 同
- 佛教の精神〔\*〕 文學博士常盤大定著
- 儒教の精神〔\*〕 文學博士高田眞治著
- 日本文學の精神〔\*〕 文學博士久松潜一著
- 哲學と文學との間〔\*〕 文學博士桑木嚴翼著
- 最新論理學綱要〔\*〕 五高校長十時彌著
- 國防論〔\*〕 陸軍少將宇山熊太郎著
- 現代の陸軍〔\*〕 陸軍少將伊藤政之助著
- 現代の海軍〔\*〕 海軍少將匝瑳胤次著
- 社會教育概論〔\*〕 日本放送協會 小尾範治著
- 社會病理學〔\*〕 醫學博士杉田直樹著
- 日本の魚類〔\*〕 理學博士田中茂穂著
- 日本の鳥類〔\*〕 農學博士内田清之助著
- 優生と結婚〔\*〕 理學博士大島正滿著
- 婦人世間道場〔\*〕 文學博士春山作樹著
- 女性の道〔\*〕 文學博士下田次郎著

東京市東區橋本一丁目 大日本圖書株式會社 電話 二七三九

發行所 東京市芝公園六番地 協調會



大日本圖書株式會社 藏版書目 (萃拔)

<p><b>日本教育の本義</b> 博士 入澤宗壽著 現代を以て日本教育の黎明期となしこの轉機に自覺と革新の道を要説す 定價 二圓 送 一四</p>	<p><b>神道精義</b> 文學 加藤玄智著 眞理の爲に眞實の神道を樹立し我國固有宗教の特異性を説く 定價 三圓 送 一四</p>	<p><b>商業教授の實際</b> 高師 茅根貞元著 興亞商業教育の基礎修練教程として教材と指導の實際を究む 定價 三圓八十錢 送 二二</p>	<p><b>裁縫科指導法</b> 女專 山本キク著 我國裁縫教育の史的発展の跡を尋ね綜合的基礎の上に指導法を樹立す 定價 三圓二十錢 送 一四</p>	<p><b>小學唱歌集 伴奏附</b> 定價 二圓 送 一四</p>	<p><b>文部省 新訂尋常小學唱歌 教授細目と指導日案</b> 我國唱歌教育の基準たる文部省唱歌の教材と指導の方法を説く 北村久雄著 上下各一圓八十錢 送 一〇</p>
--	--	--	---	--	---

◇新刊發賣◇

◇好評重版◇

<p>二荒芳徳著 <b>聖勳謹解</b> 定價 〇・三五 送料 〇・六</p>	<p>波多野精一著 <b>西洋哲學史要</b> 定價 二・三〇 送料 一四</p>	<p>上野陽一著 <b>増心理學通義</b> 定價 五・五〇 送料 二二</p>	<p>飯島魁著 <b>動物學提要</b> 定價 二〇・〇〇 送料 三・八</p>	<p>齊田博士 外三共編 <b>増最新内外植物志</b> 送料 九・〇〇 送料 二二</p>	<p>牧野富太郎著 <b>檢索日本植物志</b> 送料 六・〇〇 送料 二二</p>	<p>高田徳佐著 <b>實驗物理學講義</b> 送料 四・八〇 送料 二二</p>	<p>文部省 國語調査委員 會編纂 <b>口語法別記</b> 送料 一・二〇 送料 一四</p>	<p>文部省 國語調査委員 會編纂 <b>口語法別記</b> 送料 一・二〇 送料 一四</p>	<p>文部省 國語調査委員 會編纂 <b>送假名法</b> 送料 〇・二〇 送料 三〇</p>	<p>文部省 國語調査委員 會編纂 <b>漢字要覽</b> 送料 〇・七五 送料 八五</p>
---	---	--	--	--	--	---	--	--	---	---

大日本圖書株式會社 東京市京橋區 日一座銀

文部省著作各種小學教科書

<p>訂新 尋常小學唱歌 (本曲兒童用) 六年用 定價 三・三〇 五年用 定價 三・三〇 四年用 定價 三・三〇 三年用 定價 三・三〇 二年用 定價 三・三〇 一年用 定價 三・三〇</p>	<p>訂新 尋常小學唱歌 (伴奏附教師用) 六年用 定價 四・四〇 五年用 定價 四・四〇 四年用 定價 四・四〇 三年用 定價 四・四〇 二年用 定價 四・四〇 一年用 定價 四・四〇</p>	<p>訂新 高等小學問歌 (本曲男兒用) 三年用 定價 二・二〇 二年用 定價 二・二〇 一年用 定價 二・二〇</p>	<p>訂新 高等小學問歌 (本曲女兒用) 三年用 定價 二・二〇 二年用 定價 二・二〇 一年用 定價 二・二〇</p>	<p>訂新 高等小學唱歌 (伴奏附教師用) 三年用 定價 四・四〇 二年用 定價 四・四〇 一年用 定價 四・四〇</p>	<p>訂新 高等小學唱歌 (本曲女兒用) 三年用 定價 四・四〇 二年用 定價 四・四〇 一年用 定價 四・四〇</p>	<p>高等小學商業教科書 (兒童用) 二年用 定價 二・一九</p>	<p>高等小學簿記教科書 (兒童用) 二年用 定價 二・一五</p>				
<p>小學商業教科書 (教師用) 二年用 定價 三・三四</p>	<p>小學簿記教科書 (教師用) 二年用 定價 三・三四</p>	<p>小學裁縫新教授書 (第一・二學年用) 全一冊 定價 一・八〇</p>	<p>小學裁縫新教授書 (第三學年用) 全一冊 定價 一・九〇</p>	<p>小學裁縫新教授書 (第一・二學年用) 全一冊 定價 一・八〇</p>	<p>小學裁縫新教授書 (第三學年用) 全一冊 定價 一・九〇</p>	<p>小學農業用書 卷二 定價 二・七〇</p>	<p>小學農業用書 卷一 定價 二・七〇</p>	<p>小學農業用書 卷二 定價 二・七〇</p>	<p>小學農業用書 卷一 定價 二・七〇</p>	<p>小學農業用書 卷二 定價 二・七〇</p>	<p>小學農業用書 卷一 定價 二・七〇</p>

大日本圖書株式會社 文部省編纂教科書發行所







# 大好评の著名紹介

平田香雪著	われ等の海戦史	一五〇	高垣 時著	日本男児	一〇〇	池田宣政著	リビングストーン	一三〇
平田香雪著	昭和遊撃隊	一四〇	山中基太郎著	見えない飛行機	一〇〇	池田宣政著	偉人野口英世	一三〇
山中基太郎著	大陸非常線	一四〇	山中基太郎著	世界無敵弾	一〇〇	池田宣政著	リンカーン物語	一四〇
山中基太郎著	敵中横断三百里	一四〇	山中基太郎著	太陽の凱歌	一〇〇	大佛次郎著	日本の星之助	一四〇
大島正徳著	動物物語	一五〇	山中基太郎著	大東の鐵人	一〇〇	南 洋一郎著	ドイツのルツクネル	一三〇
大島正徳著	動物奇談	一五〇	山中基太郎著	萬國の王城	一〇〇	南 洋一郎著	太平洋魂城	一三〇
南 洋一郎著	緑の無人島	一〇〇	南 洋一郎著	吼える密林	一〇〇	南 洋一郎著	浮かぶ飛行島	一三〇
南 洋一郎著	少年探偵團	一〇〇	南 洋一郎著	決死の猛獸狩	一〇〇	野村胡堂著	スパイの女王	一三〇
西條八十著	少年愛國詩集	一〇〇	南 洋一郎著	海洋冒険物語	一〇〇	江戸川乱歩著	妖怪博士	一三〇
田中豊太郎著	綴方優良文集	一〇〇	南 洋一郎著	日東の冒険王	一〇〇	佐藤紅緑著	街の太陽	一〇〇
田中豊太郎著	綴方優良文集	一〇〇	佐藤紅緑著	英雄行進曲(立志篇)	一〇〇	佐藤紅緑著	花咲く丘へ	一〇〇
澤田 謙著	僕等の詩集	一〇〇	佐藤紅緑著	英雄行進曲(田舎篇)	一〇〇	赤川武助著	源吾旅日記	一〇〇
佐藤紅緑著	黒將軍快々譚	一〇〇	佐藤紅緑著	少年朝盟	一〇〇	佐々木 邦著	出世俱樂部	一〇〇
佐藤紅緑著	親 鳩子 鳩	一〇〇	佐々木 邦著	村の少年團	一〇〇	友崎友太郎著	萬歳栗毛	一〇〇
佐藤紅緑著	あゝ玉杯に花うけ	一〇〇	佐々木 邦著	トム君・サム君	一〇〇	西條八十著	少女純情詩集	一〇〇
佐藤紅緑著	少年讀歌	一〇〇	久米正雄著	青空に微笑む	一〇〇	南 洋一郎著	心の王冠	一〇〇
佐藤紅緑著	一 直 線	一〇〇	高垣 時著	快傑黒頭巾	一〇〇	南 洋一郎著	あの道この道	一〇〇
吉川英治著	神州天馬快	一〇〇	高垣 時著	まぼろし城	一〇〇	佐藤紅緑著	美しき港	一〇〇
佐々木 邦著	苦心の學友	一〇〇	高垣 時著	豹の眼	一〇〇	佐藤紅緑著	突竹桃の花咲けば	一〇〇
佐々木 邦著	全權先生	一〇〇	江川川亂歩著	怪人二十面相	一〇〇	佐藤紅緑著	朝の雲雀	一〇〇
サトウハチロー著	ユーモア艦隊	一〇〇	平田香雪著	新戦艦高千穂	一〇〇	横山美智子著	嵐の小夜曲	一〇〇

京東 替振 行發社談講會辯雄本日大 區川石小市京東 香 〇三九三 町 羽 香

# 大好评の著名紹介

北川千代著	絹糸の草履	一五〇	川牧野大智著	無敵三銃士	一三〇
佐藤紅緑著	あの山越えて	一〇〇	川牧野大智著	へのへの龍騎兵	一三〇
佐藤紅緑著	星はしき母	一〇〇	井元水明著	日の丸旗之助	一三〇
佐藤紅緑著	手に手をとつて	一〇〇	中島菊夫著	〇口サン・助	一〇〇
吉屋信子著	謎の子	一〇〇	宮尾しげを著	孫 悟 空	一〇〇
加藤武雄著	君よ知るや南の國	一〇〇	宮本三平著	コクマノコロスケ	一〇〇
横山美智子著	紅薔薇白薔薇	一〇〇	宮本三平著	コクマノサカヨシ	一〇〇
北川千代著	春やいづこ	一〇〇	坂本牙城著	タンク・タンクロー	一〇〇
吉川英治著	左近・右近	一〇〇	支那事變少年軍談		
千原香三著	勤王兄弟	一〇〇			
千原香三著	陸奥の嵐	一〇〇			
佐々木 邦著	少女百面相	一〇〇			
サトウハチロー著	子守唄俱樂部	一〇〇			
サトウハチロー著	おさらひ横町	一〇〇			
加藤武雄著	吹けよ春風	一〇〇			
村岡花子著	日本イソツブ繪	一〇〇			
野村要正著	巖 窟 王	一〇〇			
高垣 時著	寶 島	一〇〇			
池田宣政著	あゝ無情	一〇〇	大日本新聞社編	壯烈加納部隊長	一〇〇
江戸川亂歩著	鐵 假 面	一〇〇	大日本新聞社編	南京城總攻撃	一〇〇
久米元一著	家なき兒	一〇〇	大日本新聞社編	一番乗武勇傳	一〇〇
南 洋一郎著	ロビンソン漂流記	一〇〇	大日本新聞社編	無敵海の荒鷲	一〇〇
			大日本新聞社編	徐州大會戰	一〇〇
			大日本新聞社編	豪勇飯塚部隊長	一〇〇
			大日本新聞社編	空の南郷少佐	一〇〇
			大日本新聞社編	神西任戦車長	一〇〇
			大日本新聞社編	漢口大攻略戦	一〇〇

京東 替振 行發社談講會辯雄本日大 區川石小市京東 香 〇三九三 町 羽 香

右の外少年講談數十冊既刊、なほ名小説、世界名作物語等續々發行  
〔圖書目錄御申込次第送呈〕







文部省前圖書監修官補

大野政虎著

# 口頭試問の受け方・答へ方

菊版美装  
全壹冊百餘頁  
定價四十錢・送料三錢

文部省改正令據  
中等學校入學者必讀書

前篇 試問の受け方  
後篇 試問の答へ方  
續篇 身體検査

本書は昭和十五年度から實施される中等學校入學者考査法に對する準備書として編纂されたもので人物考査・一般常識・時局問題等の試問と其の答へ方を示し、試問・身體検査の受け方心得と併せて懇切に説明したる入學者の必讀書であります。

新考査法に對する準備書

## 常識の寶庫

昭和十五年版

# 少年國民年鑑

皇室・政治・國防  
軍事・財政・産業  
内外地理・教育・  
宗教・競技・日常  
便覧・歐亞時局

四六版裝裱優美  
彩色畫寫眞滿載  
紙數約四百頁  
定價金六十五錢  
送料金十錢

類書中の王者として江湖の賞讃を受けて居りますが特に新年度版は皇紀二千六百年に適はしき豊富なる内容と多數の彩色版畫を収めましたので少年國民の伴侶として最も適したるは勿論、賞品贈答品として多大の歡迎を受けて居ります。

- 習自 漢和新辭典
- 國語讀本自習書
- 小學常 マンガ國語讀本
- 小學常 マンガ算術
- 自修 算術詳解
- 口頭筆記 入學考査の實際問題と其の答へ方

四六版西總ポイン  
定價上並製金六十餘  
送料各製金十餘  
四六版西總ポイン  
定價上並製金六十餘  
送料各製金十餘  
四六版西總ポイン  
定價上並製金六十餘  
送料各製金十餘  
四六版西總ポイン  
定價上並製金六十餘  
送料各製金十餘

- 知識の泉 日常寶典
- 新式學習 日用辭典
- 模範例作 書翰辭典
- 社交挨拶 式辭と演說
- 高等 地理自修書
- 小學常 國史自修書
- 小學常 理科自修書

ボケット型美本  
定價金四十餘  
送料各製金十餘  
ボケット型美本  
定價金四十餘  
送料各製金十餘  
ボケット型美本  
定價金四十餘  
送料各製金十餘  
ボケット型美本  
定價金四十餘  
送料各製金十餘

發行所 東京市神田區保町三ノ七 株式會社 東雲堂

振替 東京市神田區保町三ノ七 株式會社 東雲堂



# 秋豊園の名著目録

……詳細は圖書總目録を御覽下よ……

時局百眼 都新聞社編 一・八〇送一〇	支那の秘密 井東 憲著 一・五〇送一〇	我が民族 蔡元培編 一・六〇送一〇	勸令集付キ 國家總動員法の解説 塚田一甫著 二・二〇送一四	國民服の考案 齋藤佳三著 一・五〇送一〇	戦時下の 我が化學工業 野田經濟編 二・五〇送一四	新柔道(全) 星崎七段著 二・二〇送一四	箒のあと(上) 高橋箒庵著 一・九〇送一四	箒のあと(下) 高橋箒庵著 二・五〇送一四	趣味ぶくろ 高橋箒庵著 一・五〇送一〇	茶道讀本 高橋箒庵著 一・五〇送一〇	天正 北野大茶湯 高橋箒庵著 二・五〇送一四	十二ヶ月茶の湯 高橋箒庵著 一・五〇送一〇	茶道四祖傳書 吟松菴監修 三・六〇	註 茶道四祖傳書 吟松菴校註 八・五〇送二二	製 三冊名物集 吟松菴監修 二・五〇	御料林大觀 宮内省編 三・四〇送二二	ナチスの 木材統制 林業經濟研究會 二・五〇送一四	滿鮮雜錄 岩崎清七著 三・八〇送二二	歌右衛門自傳 中村歌右衛門述 二・五〇送一四	蒼風隨筆 勸使河原蒼風著 二・五〇送一四	夢諦軒隨筆 徳川夢聲著 二・五〇送一四	喘息根治への道 加用博士著 一・八〇送一〇	作詩と鑑賞 漢詩の新研究 佐々木久著 二・三〇送一四	作詩語林 四宮憲章編 三・〇〇送一四	杜詩鑑賞 細貝香塘著 二・三〇送一四	唐詩の鑑賞 細貝香塘著 二・二〇送一〇	漢詩作法講話 細貝香塘著 二・〇〇送一〇	江南の古詩 細貝香塘著 二・〇〇送一〇	懷石料理 八百善主人著 一・三〇送一〇	食通放談 讀賣新聞編 一・五〇送一〇	料理名著 魚谷常吉著 あり	圖書總目録 は葉書で御申 越し下さい。
--------------------------	---------------------------	-------------------------	--	----------------------------	------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------	------------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------------------	--------------------------	------------------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------	---------------------------

東京市神田區小川一六〇番地 秋豊園 電話 神田區 五三九四  
東京市神田區 五三九四番地 電話 五三九四

# 新潮社 昭和名作選集

四美大判各冊壹圓

(10) 銀座八丁 武田麟太郎 (銀座八丁・銀座八丁)	(9) 清貧の書 林芙美子 (清貧の書・市立女學校・乾欄・花の位置・外三篇)	(8) 聖家族 堀辰雄 (聖家族・風立ちぬ・美しい村・物語の女)	(7) 沃土 和田傳	(6) 八年制 徳永直 (八年制・飛行機小輪・他人の中・電車の中で・外二篇)	(5) 風の中の子供 坪田讓治 (風の中の子供・お化けの世界・特太の四季・外三篇)	(4) 未定 葉山嘉樹	(3) 鶴鶴の巢 尾崎士郎 (鶴鶴の巢・河馬・母・父・快客・三等郵便局・外六篇)	(2) 花のワルツ 川端康成 (イタリヤの歌・花のワルツ・高嶺・父母への手紙・外二篇)	(1) 寢園 横光利一 (寢園・横光)	(11) 丹下氏邸 井伏鱒二 (丹下氏邸・黄金旅行・ミツギモノ・補助集・外一四)	(12) 北京 阿部知二 (北京・樓の裏・外一編)	(13) 第一義の道 島木健作 (第一義の道・伸びゆくもの・金魚・百三番・善吉・外三篇)	(14) 闘犬圖 石坂洋次郎 (闘犬より闘犬圖・櫻葉・キャンベル夫人訪問記・外三篇)	(15) 南國抄 丹羽文雄 (南國抄・人生案内・貧肉・種子と蘭良・外一編)	(16) 贗修道院 深田久彌 (贗修道院・あすならら・G.S.L.俱樂部・外二篇)	(17) 蒼氓 石川達三 (第一部蒼氓・第二部南海航路・第三部塵埃き民)	(18) 鴉(からす) 伊藤永之介 (鴉・高寶山・真)	(19) 故舊忘れ得べき 高見順 (故舊忘れ得べき・起家物語)	(20) 鶴は病みき 岡本かの子 (鶴は病みき・金魚・花は動し・外二篇)
-----------------------------------	--	--	---------------	--	---	----------------	--	---	---------------------------	--	---------------------------------	--	--	---	---	--	-----------------------------------	---------------------------------------	--



新潮社刊行の名著類

各冊増版出来

夜明け前 島崎藤村 (各三巻)	湖畔の村 伊藤永之介 (二巻)	女よなせ泣くか 中村武羅夫 (二巻)
破戒 島崎藤村 (二巻)	美しい囃子 中山義秀 (二巻)	若き娘たち モンテパラン 新庄嘉章譯 (二巻)
光を追うて 徳田秋聲 (二巻)	素足の娘 笹川稻子 (二巻)	春の嵐 高橋健二譯 (二巻)
眞實一路 山本有三 (二巻)	白銀の川 川上喜久子 (二巻)	・隨筆・紀行・
人生劇場 尾崎士郎 (上下二巻)	燃ゆる頬 堀辰雄 (二巻)	旅ゆくこゝろ 吉田絃二郎 (二巻)
空想部落 尾崎士郎 (二巻)	咲きだす少年群 石森延男 (二巻)	我れひとり思ふ 吉田絃二郎 (二巻)
新篇坊つちやん 尾崎士郎 (二巻)	半處女 小島政二郎 (二巻)	私の三十五年 木村義雄 (三巻)
光と影 阿部知二 (二巻)	人妻 小島政二郎 (二巻)	菊の雨 内田百閒 (二巻)
街の生態 阿部知二 (二巻)	緋の蜘蛛 片岡鐵兵 (二巻)	歐米を見て(若き人々) 浅井怡平 (二巻)
結婚の青春 石川達三 (二巻)	火の匂ふ唇 片岡鐵兵 (二巻)	山路の旅 田部重治 (二巻)
智慧の四季 石川達三 (二巻)	胡椒息子 獅子文六 (二巻)	・修養その他・
子供の子供あり 坪田譲治 (二巻)	沙羅乙女 獅子文六 (二巻)	日本の前進 永田秀次郎 (二巻)
家に子供あり 坪田譲治 (二巻)	東京温泉 獅子文六 (二巻)	明るい生活 佐藤義亮 (二巻)
		向上の道 佐藤義亮 (二巻)
		生きる力 佐藤義亮 (二巻)

島崎藤村編輯

新日本少年少女文庫

(1) 日本はどんな國か 文學博士 西村眞次著	(9) 動物と植物の生活 理學博士 寺尾新著 理學博士 本田正次著
(2) 世界の動きと日本 東朝總務局 鈴木文史朗著	(10) 僕等の文章 百田宗治著
(3) 東亞の建設と日本 法學博士 下村宏著	(11) 心を清くする話 文學博士 吉江喬松著
(4) 國の護り(陸・海・空) 海軍少佐 福永恭助著	(12) 日本文學選 谷崎潤一郎選
(5) 資源と國の寶 經濟學博士 太田正孝著	(13) 日現代文學選 大佛次郎選
(6) 海外に雄飛した人々 菊池寛著	(14) 東洋文學選 佐藤春夫選
(7) 私達の日常科學 理學博士 石原純著	(15) 西洋文學選 島崎藤村選
(8) 私達のからだ 醫學博士 林謙著	

各冊ノート判・所入美本  
挿繪・寫眞圖富挿入  
價各壹圓五拾錢

東京・牛込・矢來  
新潮社發行



！著名大二湖秀柳白

版定 民族 日本 歴史

全五冊  
建國編 王朝編 封建編 戰國編 近世編

分買自由

日本人の世界観と人生観を創造する、不朽の國史出づ！  
民族日本歴史は、從來の淺薄かつ抽象的また保守的なる凡ての日本歴史書に變革を與へ、わが日本生成の大指針を悉く雄大な意圖を以て描かれた、全く新しき國民の歴史である。  
新しき近代的史眼をあくまで磨き澄まし、更に言語學、民族學、考古學、經濟學の博き知識を縱横に驅使し日本の國家と民族、經濟と政治、藝術と宗教の成長と發展の跡を凡ての人々に明解し得る様に解説し、物語れる歴史は本書の他に絶無だ！

明治大正國民史

日本は何處より何處へ行く！  
此の唯一の指標・現代日本生成の秘鍵・渴望の明治大正史いづ！

明治大正國民史は、我が新興史學唯一の確立者たる著者の、偉大なる修史精進の所産だ。又本史こそ、實に明治に生れ大正に育ち、而して現代日本の擔當者たる吾々が長年月間渴望せる自己認識の案内書であり、又現代日本再評價の正しき指導書だ。

明治初編 明治次編 明治終編 大正概編  
全五冊・分買自由  
各價一圓七十錢  
送料各十四錢

各價一圓七十錢  
各四六判箱入三五〇頁以上  
送料各十四錢

東京・京橋 第一相五館  
千倉書房 電話(56)橋京  
振替東京 一七八九  
一七八九 一七八九  
一七八九 一七八九

商業通論	增地 昭治 郎	商學全集	定價各冊 一圓八十錢 (分買自由)
經營經濟學總論	向井 忠 松	會計制度論	太田 哲 三
經營學原論	大塚 隆 松	企業と租稅	正 三
商工經營	上田 貞次 郎	金融統制論	高島 佐 一郎
企業形態論	增地 昭治 郎	經營學文獻解説	平井 泰 太郎
企業統制論	小島 精 一	生命保險論	田 豐 治 郎
產業合理化	小島 精 一	工業會計	吉 良 三
市場配給論	小島 精 一	經營學通論	平井 泰 太郎
取引所論	藤田 敬 太郎	配給組織論	谷 吉 彦
商業數學	藤田 敬 太郎	銀行經營論	藤田 敬 太郎
經營統計	佐々木 道 雄	外國爲替論	藤田 敬 太郎
產業心理學	小 林 新	企業金融論	藤田 敬 太郎
產業能率論	高垣 實次 郎	經營費用論	藤田 敬 太郎
廣告論	上野 隆 一	火災保險論	藤田 敬 太郎
商學全集	定價各冊 一圓八十錢 (分買自由)	☆以上全四十一卷完成☆	



★育生社新刊圖書目錄★

行田著 **アングラ養兔の理論と實際** 四六判上製一七〇頁 價〇・八〇 送・一〇  
 嘉門著 **養兔と其の利用** 菊判洋裝二六〇頁 價二・三〇 送・一〇  
 陣内著 **趣味と最新園藝** 四六判洋裝三五〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 巖本著 **實用最聖典** 菊半載判五〇〇頁 價・八〇 送・一〇  
 二宮全集 **一日報** 價・八〇 送・一〇  
 遠山著 **日本精神と新興報徳** 四六判布裝五〇〇頁 價二・二〇 送・一〇  
 信一郎著 **要二宮尊徳新撰集 全六卷** 四六判各卷四二〇頁 價一・五〇 送・一〇  
 林語堂著 **孔子** 論 四六判布裝四三〇頁 價二・五〇 送・一〇  
 武者小 **愛情の書** 四六判洋裝三三〇頁 價一・六〇 送・一〇  
 路實篤著 **愛國舞踊集** 菊判洋裝一五〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 歸原著 **日本精神** 愛國舞踊集 菊判洋裝一五〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 中野共編 **全體主義政策・綱領** 四六判上製二六〇頁 價一・二〇 送・一〇  
 杉森著 **戰時經濟と熟練工問題** 四六判上製二五〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 高吉譯 **ネチと旋盤ネチ切り** 菊判洋裝一三〇頁 價一・五〇 送・一〇  
 池田共著 **ネチと旋盤ネチ切り** 菊判洋裝一三〇頁 價一・五〇 送・一〇

統計界に絶好の参考書

統計讀本

内閣統計局 森 數樹著 四六版一八〇頁紙裝  
 我が統計學界の第一人者たる著者が統計知識普及の熱意を以て書いた著作。統計の作成及び利用は各方面に益々盛んであるが、統計を正しく理解する爲に、その基本的知識の收得には絶好の参考書。  
 定價 五十錢  
 送料 六錢

農林統計讀本

農林省 長畑健二著 四六版一四四頁紙裝  
 全國農林統計の指導者として多年現職にある著者の力作である。農林統計は我が産業統計中最も重要なものであるが、其の複雑な統計の絶好の案内書として、平易に書かれたものである。  
 定價 五十錢  
 送料 六錢

統計瑣談

白崎享一著 四六版一九二頁紙裝  
 眞向から統計を説く講義でない。世相を語り、人情を話し、冗談を飛ばしながら、統計の本質に觸れる多彩な想華を盛つた興味深き隨筆集で統計初心者には啓蒙的なものである。  
 定價 五十錢  
 送料 六錢

統計グラフの画き方

白崎享一著 四六版百二十六頁  
 本書は著者が北海道廳の統計講習會で講義した際教科書として編纂したものである。統計グラフの正しき畫き方を理論を省いて實用を主眼として書かれたものである。  
 定價 五十錢  
 送料 六錢

長崎譯 **探偵小説の歴史と技巧** 四六判洋裝三〇〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 藤枝著 **現代支那語の發音指導** 四六判洋裝三〇〇頁 價三・〇〇 送・一〇  
 高吉譯 **新蒙古古風土記** 四六判洋裝三四〇頁 價二・〇〇 送・一〇  
 洋吉譯 **赤色ルート踏破記** 四六判洋裝四二〇頁 價二・六〇 送・一〇  
 曙昇譯 **奈翁モスクワ敗退記** 四六判洋裝二八〇頁 價一・六〇 送・一〇  
 彌平著 **戰** 四六判洋裝三五〇頁 價一・七〇 送・一〇  
 正中譯 **空襲** 四六判上製一五〇頁 價一・〇〇 送・一〇  
 足立著 **大陸建設の理想** 四六判上製二二〇頁 價一・五〇 送・一〇  
 石川著 **東洋文化史百講** 菊判洋裝三三〇頁 價三・六〇 送・二〇  
 三四郎著 **農民生活論** 四六判洋裝二五〇頁 價一・八〇 送・一〇  
 延吉著 **血** 四六判上製五四〇頁 價二・〇〇 送・一〇  
 宮一譯 **日向御進** 四六判洋裝一八〇頁 價一・〇〇 送・一〇  
 田尻著 **振替東京一三〇五七五番** 育生社  
 東京市神田區錦町三の二〇 育生社  
 振替東京一三〇五七五番

東京第一 京相 橋互 京香 勢國 社 振三 替七 東六 京香



# 富山房刊行 支那・滿蒙研究名著選

宮越健太郎著	日滿支會話	三五判 218頁	定價 送料	.50 .06
宮越健太郎著	日滿會話辭典	ポケット型 1.196頁	定價 送料	3.60 .15
宮越健太郎著	注音符號詳解	菊判 244頁	定價 送料	2.80 .21
佐藤種治著	滿蒙歷史地理辭典	四六判 392頁	定價 送料	2.31 .14
和加竹城 林田勳共著	蒙疆の資源と經濟	四六判 324頁	定價 送料	1.60 .14
福良俊三著	北支經濟地理	四六判 120頁	定價 送料	.50 .06
藤田元春著	日支交通の研究	菊判 423頁	定價 送料	3.30 .20
藤田元春著	大陸支那の現實	四六判 380頁	定價 送料	2.50 .14
後藤朝太郎著	支那民族の展望	菊判 783頁	定價 送料	3.00 .33
後藤朝太郎著	支那文化の研究	菊判 800頁	定價 送料	4.50 .33
西晴雲著並畫	江南百題	四六判 224頁	定價 送料	1.50 .10
東方文學化院 京都研究所編	東亞大陸諸國疆域圖 (滿洲國・支那明細圖)	4.3R×5R	軸製特價6.00 送料.50 折圖特價1.80 送料.10	
和加竹城 林田勳共著	北支及蒙疆地方產業地圖	2.6R× 3.6R	折圖定價.80 送料.06	
滿洲國文教部編	大滿洲帝國輿圖	7.3R× 5.3R	軸製定價10.00 送料實費6ヶ	

一九一

東京・神田 富山房 振替東京五〇一番

# 皇紀二千六百六年紀念出版

助之善 辻 授教譽名大東 纂編  
員會院士學 問  
士博學文 題

乙甲種・各卷全類編  
拂五十錢・第一回四圓  
達濟と同時に記本  
五十錢・同時記本  
五十錢・同時記本

頒布規約  
送料四五錢(領土七五錢)

特價各卷十三圓  
定期各卷十五圓  
特價各卷十五圓

堂本印象畫伯裝釘  
背革裝豪華版

執筆 宮内省圖書寮・東大史料館  
所・各大學・高等學校・專  
門學校・研究所及史學  
文學・藝術界各權威者七  
百餘家

# 國史辭典

廣古聖業の曙光今や東亞大陸に明けんとする時、この皇紀二千六百年の佳辰に、億同胞の何人も萬邦無比の悠久なる國史の成迹を顧望するに當り、一億同胞の何を禁めないであらう。此の佳き年に當り、肇國以來の國史、及び國民精神發展の源泉たる基礎史料を綜合集大成せる國史辭典全八卷を完成發表し、いさゝか出版集大成せる國史辭典を偏に得たのは、出版者として重ね重ね慶祝の至である。五十五年の厚き聖澤を仰ぎまつると共に、富山房社を思ひ、一層感謝の念の新たなるものがある。茲に第一卷の發刊を告ぐるに際し、官廳・學校・圖書館・諸團體公私御在職の諸彦は素より、斯學専門の學者・教育家、をはじめ、讀者及び教養ある御家庭に於て、國史辭典一千六百年奉祝のため、唯一日無二の記念たる此の國史辭典一部を永く家藏して、彌々盛んなる御支援を希ふ。

東京 振替 富山房 田神京東  
番一〇五 町保神

卷八全  
頁〇五九倍六四卷各  
(え一あ)一

一九〇



# 富山房の辭書・辭書の富山房

東京・神田 富山房 振替東京五〇一

文學博士 大槻文彦著	大言海	索引共全五卷 四六倍判 4.302頁	特價各6.50 送料各.45
文學博士 上田萬年著 文學博士 松井簡治著	修訂大日本國語辭典	全五卷 四六倍 6.000頁	特價各12.00 送料各.45
文學博士 服部宇之吉著 文學博士 小柳司氣太著	新訂詳解漢和字典	四六列 2.400頁	特價 3.20 送料 .33
富山房編	國史辭典	全八卷四六倍判 各卷 950頁	特價各13.00 送料各.45
高田忠周著	大系漢字明解	四六列 1.053頁	定價 3.40 送料 .33
文學博士 市河三喜著 文學博士 柳・飯島	富山大英和辭典	新六八列 1.860頁	特價 6.50 送料 .57
篠原一慶著 岡本清逸著	新英和熟語辭典	三五列 1.30頁	定價 3.30 送料 .15
小田切良太郎著 ウイールフアールト	新註解和獨辭典	三六列 1.700頁	定價 3.50 送料 .28
宮越健太郎著	日滿會話辭典	ポケット判 1.196頁	定價 3.60 送料 .15
富山房編	國民百科大辭典	全十五卷國際辭典 典判 11.000頁	特價各6.00 送料各.45
富山房編	增訂新版日本家庭大百科辭彙	全六卷國際辭典 典判 4.681頁	特價各4.00 送料各.45
龍谷大學編	佛教大辭彙	全六卷國際辭典 典判 4.680頁	特價各7.50 送料各.45
文學博士 吉田東伍著	新修大日本地名辭書	全七卷國際辭典 典判 6.254頁	特價(並)45.00 送料各.45
佐藤種治著	最新朝鮮歷史地理辭典	四六列 208頁	定價 1.50 送料 .10
佐藤種治著	滿蒙歷史地理辭典	四六列 392頁	定價 2.30 送料 .14
陶器全集刊行會編	陶器大辭典	全六卷四六倍判 倍判 3.700頁	定價(並)各15.00 送料各.45
井原頼明著	皇室事典	四六列 408頁	定價 2.60 送料 .21
文學博士 上田萬年著 文學博士 川慶千代	近松語彙	菊判 784頁	定價 8.50 送料 .45

徽章、寫眞、活動寫眞用「フィルム」又ハ他ノ猥褻ナル物件ヲ作製シ又ハ所持スルコト

二 前記目的ノ爲前記ノ猥褻ナル物件ノ何レカヲ輸入シ、輸出シ若ハ輸出シ又ハ輸入セシメ、輸送セシメ若ハ輸出セシメ又ハ如何ナル方法ニ依ルチ問ハス之ヲ流布スルコト

三 前記ノ猥褻ナル物件ノ何レカニ關スル公然ノ又ハ秘密ノ業務ヲ行ヒ若ハ之ニ參加シ、右物件ヲ如何ナル方法ニ依ルチ問ハス販賣シ、之ヲ頒布シ、之ヲ一觀ニ展覽シ又ハ之カ貸與ヲ業務トスルコト

四 前記ノ處罰セラルヘキ行爲ノ行レカニ從事スル者アルコトヲ前記ノ處罰セラルヘキ流布若ハ取引ヲ補助スルノ目的ヲ以テ方法ノ如何チ問ハス廣告シ若ハ了知セシメ又ハ直接タルト間接タルトチ問ハス前記ノ猥褻ナル物件カ如何ナル方法ニ依リ若ハ何レノ者ヨリ取得セラレ得ルカチ廣告シ若ハ了知セシムルコト

第二條 第一條ニ掲ケラルル犯行チ爲シタル者ハ該犯行カ又ハ其ノ構成要素ノ何レカカ爲サレタル地域ノ屬スル締約國ノ裁判所ノ管轄ニ屬スヘシ犯行ノ構成要素カ該犯行チ爲シタル者ノ屬スル締約國ノ領域外ニ於テ爲サレタル場合ト雖モ右ノ者カ右締約國ノ領域内ニ於テ發見セララルトキハ該國ノ法令カ許ストキハ右ノ者ハ又該國ノ裁判所ノ管轄ニ屬スヘシ

出版關係法規

尤モ各締約國ハ其ノ法令ニ定メララルル規則ニ從ヒ一事不再理ノ原則ヲ適用スルノ權利チ有スヘシ

第三條 本條約ニ掲ケラルル犯行ニ關スル司法事務囑託ノ發達ハ左ノ方法ノ何レカニ依リ行ハルヘシ

一 司法官憲間ノ直接通信

二 被請求國ニ於ケル請求國ノ外交官又ハ領事官ノ仲介、右外交官又ハ領事官ハ當該司法官憲ニ又ハ被請求國ノ政府ノ指定スル官憲ニ直接ニ司法事務囑託書ヲ送附スヘク且司法事務囑託ノ施行ヲ示ス書類ヲ右官憲ヨリ直接ニ受領スヘシ

前記何レノ場合ニ於テモ司法事務囑託書ノ謄本ハ當ニ被請求國ノ最高官憲ニ送付セララルヘシ

三 外交手續

各締約國ハ他ノ各締約國ノ司法事務囑託ニ付自國ノ承認スル前記ノ送達方法チ右締約國ニ通告スヘシ

本條(一)及(二)ノ方法ニ依ル送達ニ關聯シ生スルコトアルヘキ一切ノ紛議ハ外交手續ニ依リ處理セララルヘシ

別段ノ協定チキ限リ司法事務囑託書ハ被請求官憲ノ國語又ハ關係兩國ニ依リ協定セララル國語チ以テ作成セララルカ又ハ右兩國語ノ一チ以テセル翻譯文ニシテ請求國ノ外交官若ハ領事官ニ依リ認證セララルモノ若ハ被請求國ノ翻譯者ニ依リ宣誓ノ上認證セララルモノチ添附セララルヘシ



司法事務囑託ノ施行ニ付テハ性質ノ如何ヲ問ハス手数料又ハ費用ノ支拂ヲ要スルコトナカルヘシ

本條ハ締約國カ其ノ法令ニ反スル舉證ノ形式又ハ方法ヲ其ノ裁判所ニ於テ採用スルコトヲ約スルモノト解セラレサルヘシ

第四條 締約國ニシテ其ノ法令カ本條約ヲ實施スルニ現ニ充分ナラサルモノハ右目的ニ必要ナル措置ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ各自ノ立法機關ニ提案スルコトヲ約ス

第五條 締約國ニシテ其ノ法令カ現ニ充分ナラサルモノハ第一條ニ掲ケラレル猥褻ナル物件又ハ其ノ何レカカ同條ニ明記セラレル目的ノ何レカノ爲ニ又ハ其ノ規定ニ反シテ作製セラレ又ハ藏セラルト信スヘキ理由アル場所ノ搜索ニ付並ニ右物件ノ差押、沒收及破毀ニ付規定ヲ設クルコトヲ約ス

第六條 締約國ハ一締約國ノ領域内ニ於テ第一條ノ規定ノ違反アル場合ニ同條ノ該違反ニ關係アル物件カ他ノ何レカノ締約國ノ領域内ニ於テ作製セラレ又ハ之ヨリ輸入セラレタリト認めラルル場合ニ於テハ千九百二十年五月四日ノ協定ニ從ヒ指定セラレル右一締約國ノ官憲カ右物件カ來リ又ハ作製セラレタリト信セラレル右他ノ締約國ノ對常官憲ヲシテ適當ト認めラヘキ措置ヲ執ルコトヲ得シムル爲之ニ充分ナル情報ヲ直ニ供給スヘキコトヲ約ス

第七條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ正文トシ本

日ノ日附ヲ有スヘク且會議ニ代表者ヲ出セル國、國際聯盟ノ聯盟國及署名ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ原本ヲ送付セラレタル國ノ署名ノ爲千九百二十四年三月三十一日迄開キ置カ

第八條 本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際聯盟事務總長ニ寄託セラレヘク事務總長ハ之カ受領ヲ本條約ノ署名國タル聯盟國及他ノ署名國ニ通告スヘシ

第九條 千九百二十四年三月三十一日後ニ於テハ會議ニ代表者ヲ出セル國ニシテ本條約ニ署名セザリシモノ、國際聯盟ノ聯盟國又ハ加入ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ原本ヲ送付セラレタル國ハ何レモ本條約ニ加入スルコトヲ得

第十條 本條約ヲ批准シ又ハ之ニ加入シタルトキハ當然ニ且特別ノ通告ヲクシテ千九百二十年五月四日ノ協定ニ共ニ且全部加

入シタルコトト爲ルヘキ同協定ハ批准シ又ハ加入スル聯盟國又ハ國ノ全領域ニ亘リ本條約同日ヲ以テ實施セララルヘシ尤モ右千九百二十年五月四日ノ協定ノ第四條ハ前項ノ規定ニ依リ無効ト爲ルコトナカルヘク何レカノ國カ右協定ニノミ加入セント欲スル場合ニハ引續キ適用セララルヘシ

第十一條 本條約ハ國際聯盟事務總長ニ二通ノ批准書ヲ寄託セラレタル後三十日ヨリ實施セララルヘシ

第十二條 本條約ハ國際聯盟事務總長ニ宛テタル文書ヲ以テ廢棄セララルコトヲ得廢棄ハ事務總長カ廢棄書ヲ受領シタル日ノ後一年ニシテ其ノ效力ヲ生スヘク且廢棄ヲ爲ス國際聯盟ノ聯盟國又ハ國ニ關シテノミ效力ヲ生スヘシ

第十三條 本條約ニ署名シ又ハ加入スル國際聯盟ノ聯盟國又ハ國ハ其ノ署名又ハ加入カ其ノ殖民地、海外屬地、保護領又ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レカ又ハ全部ヲ包含セサルコトヲ宣言シ得ヘク且右宣言ニ於テ除外セラレタル右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地域ノ何レカノ爲メニ後日各

別ニ加入ヲ爲スコトヲ得廢棄モ亦右殖民地、海外、屬地保護領又ハ右主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘク且第十三條ノ規定ハ右廢棄ニ適用セララルヘシ

第十四條 國際聯盟事務總長ハ本條約ニ署名シ、之ヲ批准シ、之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル當事國ヲ示ス特別ノ記錄ヲ保存スヘシ右記錄ハ本條約ニ署名シ又ハ之ニ加入シタル國際聯盟ノ一切ノ聯盟國又ハ他ノ國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムヘシ右記錄ハ成ルヘク屢公報セララルヘシ

第十五條 本條約ノ解釋又ハ適用ニ關スル締約國間ノ紛争ハ該紛争カ直接ノ交渉ニ依リ解決セラレ得サルトキハ決定ノ爲常設國際司法裁判所ニ付託セララルヘシ右紛争ノ當事國ノ一方又ハ雙方カ常設國際司法裁判所ノ署名議定書ノ當事國タラサル場合ニ於テハ紛争ハ當事國ノ選擇ニ依リ常設國際司法裁判所又ハ仲裁裁判ニ付託セララルヘシ

第十六條 本條約ノ署名國又ハ加入國ノ五國ニ依リ本條約ノ改正ノ要求アルトキハ國際聯盟理事會ハ右目的ノ爲會議ヲ召集スヘシ何レノ場合ニ於テモ理事會ハ會議召集ノ望マシキヤ否ヤチ毎五年ノ期間ノ終ニ於テ審議スヘシ



作成ス其ノ一通ハ國際聯盟ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク他ノ一通ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘシ

### 文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル「ベルヌ」條約

獨逸國大統領、奧地利共和國聯邦大統領、白耳義國皇帝陛下、「ブラジル」合衆國大統領、「ブルガリア」國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、「エストニア」共和國大統領、「フィンランド」共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレートブリテン」、「アイルランド」及「グレートブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、希臘共和國大統領、「ハンガリー」國攝政殿下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ」國大公殿下、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「グレートレバノン」國「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「テュニス」國公殿下ハ文學的及美術的著作物ニ關シ著作者ノ權利ヲ能ク限リ有效且均等ノ方法ヲ以テ保護センコトヲ均シク希望シ

千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條規ヲ改正シ且補足スルコトニ決シ之カ爲各左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

(各國委員氏名省略)

各全權委員ハ之カ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

第一條 本條約ノ適用セラルル國ハ文學的及美術的著作物ニ關スル著作者ノ權利ノ保護ノ爲同盟ヲ組織ス

第二條 (一)「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書籍、小冊子及其ノ他ノ文書、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜、入演劇脚本、演出カ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇歌詞入り又ハ歌詞ナシノ樂譜、素描、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學又ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文藝、學術及美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス

(二) 翻譯、編案、編曲及其ノ他文學的又ハ美術的著作物ノ變形複製物並ニ異リタル著作物ノ編輯物ハ原作物ノ著作者ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス

(三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

(四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ

認ムル限リ保護セラルヘキモノトス

第二條ノ二 (一) 政治演說及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレタル演述ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權能ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル

(二) 講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物ヲ新聞紙雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權能モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラル尤モ前記著作物ヲ編輯物ト爲スノ權利ハ著作者ニ限リ之ヲ有スヘシ

第三條 本條約ハ寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之カ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

第四條 (一) 同盟ノ一國ニ屬スル著作者ハ公ニセサル又ハ同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ其ノ國法カ内國民ニ現ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス

(二) 右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作者ノ權利保全ノ爲右著作者ニ保障セラレタル救済ノ方法ハ保護ノ要求セラレル國ノ法律ニ專ラ依ルヘキモノトス

(三) 公ニセサル著作物ニ關シテハ著作者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最短キ國ヲ以テ其ノ本國トス同盟ニ屬セサル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノミヲ以テ本國トス

(四) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非サルモノトス

第五條 同盟ノ一國ニ屬スル者ニシテ同盟ノ國ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ内國著作物ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條 (一) 同盟ノ一國ニ屬セサル著作者ニシテ同盟ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テハ内國著作物ト同一ノ權利ヲ享有シ同盟ノ國ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

(二) 尤モ同盟ニ屬セサル國カ同盟ノ一國ニ屬スル著作者ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘサルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該非同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ



現實ノ住所ヲ有セサル著作者ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ヘシ

(三) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作者カ右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨クルコトナカルヘシ

(四) 本條ニ基キ著作者ノ權利ヲ制限スヘキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受クヘキ國及該國ニ屬スル著作者ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

第六條ノ二 (一) 著作者ノ財産的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作者ハ著作者ノ創作タルコトヲ主張スルノ權利及右著作者ノ改竄截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作者ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利ヲ保有ス

(二) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國內法ニ保留セラル右權利保全ノ爲ニスル救済ノ方法ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

第七條 (一) 本條のニ依リ許與セラルル保護ノ期間ハ著作者ノ生存間及其ノ死後五十年トス (二) 尤モ前項ノ期間カ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セ

ラレザル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘク著作者ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ從テ同盟國ハ其ノ國內法ニ合致スル範圍内ニ非サレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セサルヘシ

(三) 寫眞的著作者及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名又ハ變名著作者ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルモノトス但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條ノ二 (一) 著作物ノ合著作者ノ共有ニ屬スル著作者ノ權利ノ期間ハ合著作者中最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ計算セラル

(二) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ許與スル國ニ屬スル者ハ同盟ノ國ノ諸國ニ於テ之ヨリ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ス

(三) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作者中最終ノ生存者ノ死亡前ニ滿了スルコトヲ得サルヘシ

第八條 公ニセサル著作物ノ著作者ニシテ同盟ノ一國ニ屬スルモノ及同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ノ著作者ハ原著作物ニ關スル權利ノ全存續期間中同盟ノ他ノ諸國ニ於テ其ノ著作物ノ翻譯ヲ爲シ又ハ之ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

第九條

(一) 同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期編輯物中ニ於テ公ニシタル新聞小説、讀物及其ノ他題材ノ如何ヲ問ハス文藝學術又ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作者ノ承諾アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ス

(二) 經濟上、政治上又ハ宗教上ノ時事問題ヲ論議シタル記事ハ其ノ轉載カ明白ニ留保セラレサルトキハ新聞紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制裁ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過キサル雜報ニハ之ヲ適用セス

第十條 教科用ニ供シ若ハ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲又ハ節用編輯ノ爲ニ文學的又ハ美術的著作物ヲ適法ニ引用スルノ權能ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ノ定マル所ニ依ル

第十一條 (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トテ問ハス演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原著作物ニ關スル其ノ權利ノ存續期間内ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルルモノトス

第十一條ノ二

(一) 文學的及美術的著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ無線放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許可スルノ特權ヲ享有ス

(二) 前項ニ掲グル權利ヲ行使スルノ條件ハ同盟國ノ國內法ノ規定スル所ニ依ル但シ右條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スヘシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作者ノ人格權ヲモ又協議調ハサル場合ニ於テ權利アル機關ノ定ムル公正ナル補償ヲ受クル著作者ノ權利ヲモ害スルコトヲ得サルヘシ

第十二條 謄案、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互ノ變作等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物ノ許諾ナキ間接ノ轉用カ同一ノ形態又ハ他ノ形態ニ於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナラサル變更、増補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著作物タル性質ヲ具有セサルモノニ過キサルトキハ本條約ヲ適用スヘキ不法複製中ニ之ヲ特ニ包含スルモノトス

第十三條 (一) 音樂的著作物ノ著作者ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

一、音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ



右著作物ヲ寫調スルコト

二、前號ノ機器ヲ以テ右著作物ヲ公ニ演奏スルコト

(二) 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關スル限リ其ノ國ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ヘシ但シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スヘシ

(三) 第一項ノ規定ハ溯及效ヲ有セス從テ同盟ノ一國ニ於テハ千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約ノ實施前又同日以後ニ同盟ニ加盟シ又ハ將來加盟スルコトアルヘキ國ニ付テハ其ノ加盟ノ前日其ノ國ニ於テ適法ニ機械的器具ニ寫調セラレタル著作物ニハ之ヲ適用セス

(四) 本條第二項及第三項ニ基キ作成セラレタル寫調ニシテ右寫調カ適法ニ非サル國ニ利害關係人ノ許諾ナクシテ輸入セラレタルモノハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得ヘシ

第十四條 (一) 文學的、學術的又ハ美術的著作物ノ著作人ハ其ノ著作物ノ活動寫眞術ニ依ル複製案及公ノ上映ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(二) 活動寫眞的製作物ハ著作人カ著作物ニ獨創的性質ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保護セラレ若シ此ノ性質ヲ缺クトキハ活動寫眞的製作物ハ寫眞的著作物ノ保護ヲ享有ス

(三) 活動寫眞的著作物ハ複製又ハ翻案セラレタル著作物ノ著作人ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ一ノ原著物トシテ保護セラレヘキモノトス

(四) 前諸規定ハ活動寫眞術ト類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ以テ作リタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

第十五條 (一) 本條約ニ依リ保護セラレル著作物ノ著作人カ反對ノ證據アル迄眞正ノ著作人ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラレルカ爲ニハ其ノ名カ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セラレルヲ以テ足ル

(二) 無名又ハ變名著作物ニ關シテハ發行者ニシテ其ノ名カ著作物ニ表示セラレタルモノニ於テ著作人ニ屬スル權利ヲ保全スルノ權能ヲ有ス右發行者ハ他ノ證據ヲ要セスシテ名又ハ變名著作物ノ承繼人ト認メラルヘキモノトス

第十六條 (一) 一切ノ偽作物ハ原著作物カ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物カ保護セラレサルカ又ハ保護ノ止ミタル區ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

(三) 差押ハ各國ノ國內法ニ從ヒ之ヲ行フ

リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ權限アル機關ニ行使スヘシ

第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ノ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作物カ從前認メラレタル保護ノ期間ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セラレル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラレサルヘシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セサルトキハ各作ハ各自作ニ關シ右原則ノ適用ニ關スル方法ヲ定ムヘシ

(四) 前諸規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護カ第七條ノ適用又ハ留保ノ拋棄ニ依リ擴張セララルヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一般ニ外國人ノ爲ニ定メラルヘキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極カ同盟ニ依リ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作人ニ付與スヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セサル他ノ規定ヲ包含スヘキ限リ各國相互間ニ右取

極ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス

(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

(三) 事務局ノ公用語ハ佛蘭西語トス

第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テ著作物ノ權利ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編纂發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局カ一又ハ二以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許諾スルノ權利ヲ留保ス

(二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル問題ニ付何時ニテモ同盟國ノ請求ニ應シ其ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

(三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス



**第二十三條** (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル議定アル迄ハ年額十二萬瑞西「フラン」ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ掲クル會議ノ一ノ全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

(二) 右經費總額ニ對シ各國ノ釐出割合ヲ定ムル爲同盟國及將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分シ各等ノ釐出スヘキ單位ノ簡數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 第一等 二十五單位
- 第二等 二十單位
- 第三等 十五單位
- 第四等 十單位
- 第五等 五單位
- 第六等 三單位

(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス

(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレンコトヲ求ムルモノヲ聲明スヘシ尤モ爾後何時ニテモ他ノ等級ニ列セラレンコトヲ欲スル旨ヲ聲明スルコトヲ得ヘシ

(五) 瑞西國政府ハ事務局ノ豫算ヲ調製シ及其ノ支出ヲ監督

シ必要ナル立替ヲ爲シ並ニ他ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作成ス

**第二十四條** (一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加ヘンカ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得

(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スヘキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ審議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラス

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニ非サレハ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

**第二十五條** (一) 同盟ニ屬セサル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スヘク該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スヘシ

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ヘノ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ伴ヒ且瑞西聯邦政府カ他ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日力指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス尤モ右同盟ヘ加入スル國カ少クトモ一時翻譯

ニ關シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「パリ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年ノ同盟條約第五條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ノ表示ヲ包含スルコトヲ得ヘシ該規定ハ當該國ノ一又ハ二以上ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了解ス

**第二十六條** (一) 同盟各國ハ本條約カ其ノ殖民地保護領委任統治地域其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セララル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ掲ケラレタル一切ノ地域ニ適用セララルヘシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セララルヘシ

(二) 同盟各國ハ本條約カ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シ適用セララルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ掲ケラレタル地域ニ於テ適用セララルニ至ルヘシ

(三) 本條約第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

**第二十七條** (一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テ千八百八十六年九月九日ノ「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條規ニ代ルヘシ從前實施セラレタル諸條規ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ但シ批准書寄託ノ際其ノ旨ノ宣言ヲ爲スコトヲ條件トス

(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セサルヘキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ヘシ

**第二十八條** (一) 條約ハ批准セララルヘク其ノ批准書ハ遅クとも千九百三十一年七月一日迄ニローマニ於テ寄託セララルヘシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國間ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セララルヘシ

但シ右期日前ニ於テ本條約カ少クトモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託カ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セララルヘシ

(三) 同盟ニ屬セサル國ハ千九百三十一年八月一日迄千九百



百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟ニ加入スルコトヲ得ヘシ千九百三十一年八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニノミ加入スルコトヲ得ヘシ

第二十九條 (一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ヲ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セララルヘシ

(二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スヘシ右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘク本條約ハ同盟ノ國ノ諸國ニ對シテハ其效力ヲ存續スルモノトス

第三十條 (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘク該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通告スヘシ

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ地棄スル國ニ付亦前項ニ同シ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ  
千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記錄ニ記託スヘシ  
認證書一通ヲ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セララルヘシ

(各國委員氏名省略)

### 第二種郵便認可規則

(明治四十年八月十七日、逓信省令第三十五號、大正八年省令第二十五號改正)

第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ發行地所轄ノ逓信局ヘ願出ツヘシ

第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル

- 一 毎月一回以上逐號定期ニ發行スルコト
- 二 記載事項ノ性質終期ヲ豫定スヘカラサルコト
- 三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト
- 四 政事、時事、農事、工事、商事、學術、技藝、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ以テ發行ノ目的ト爲シ且汎ク公衆ニ發賣スルコト

第三條 本規則ニ依リ認可ヲ受ケムトスル定期刊行物ノ發行人ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ見本二部ヲ添ヘ差出スヘシ

- 一 題 號
- 二 記載事項ノ種類
- 三 發行人
- 四 發行所
- 五 發行人ノ住所

### 六 發行ノ定日

第四條ノ一 本規則ニ依リ認可ノ效力ハ認可ヲ受ケタル號ヨリ發生スルモノトス

最後ノ發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第四條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其ノ定期刊行物發行ノ際ニ差出スヘキ郵便局(郵便物ノ集配事務ヲ取扱フ局ニ限ル)ヲ豫メ發行地所轄逓信局ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行人ハ其ノ發行毎ニ先ツ發行地所轄ノ逓信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本一部ヲ差出スヘシ

第六條 第三條第一號乃至第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ發行人ヨリ發行地所轄ノ逓信局ニ願出テ其ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ發行人ヲ變更セムトスルトキハ新舊發行人連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ願書ニ説明スヘシ

第三條第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキ又ハ廢刊、休刊、發行禁止ノトキハ其發行人ヨリ三日以内ニ發行地所轄ノ逓信局ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ發行所ヲ他ノ所轄區内ニ移轉セムトスルト

キハ認可ヲ受ケタル逓信局ヲ經由シ移轉先ヲ所轄スル逓信局ニ願出テ其認可ヲ受クヘシ

第七條 第三條第一項及第三項ノ出願人ハ左記ノ割合ニ依リ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 新ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスルトキ又ハ第三條中ニ事項以上變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金拾圓
- 二 第三條中其ノ一事項ニ對シ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金五圓

前項ノ手数料ハ逓信局又ハ管理事務分掌一等局ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及其ノ臨時増刊並其ノ發行人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消スヘシ

- 一 第二條各號ノ條件ヲ缺キタルトキ
- 二 第四條ノ二ノ届出ヲ怠リタルトキ
- 三 第五條見本ノ差出ヲ怠リタルトキ
- 四 第六條ノ手續ヲ怠リタルトキ
- 五 届出ノ事項事實ト相違アルトキ

第九條ノ一 第四條ノ一第二項ニ依リ認可ノ效力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ繼承シタルト認メタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘ



サルコトアルヘシ

第九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケサル刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スヘキ文字ヲ印刷シタルトキハ發行人ヲ百圓以内ノ罰金ニ處ス

附 則

第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年九月逓信省令第七十三號第三種郵便物發行規則

ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十一條 從來ノ規程ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ牴觸セスシテ發行スルモノハ尙其ノ效力ヲ有ス

郵便規則摘要

(明治三十九年九月逓信省令 第四十二號)

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回数、逐號番號、發行年月日何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

ノ記事、廣告又ハ書、書圖ヲ印刷シ之ニ本紙ノ名稱、番號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限り附録トシテ之ヲ本紙ニ添付スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り之ヲ綴込又ハ貼付スルコトヲ得

第三種郵便物ニ關スル願屆書式

第三種郵便物認可願

- 一、題 號
- 二、記載事項ノ種類
- 三、發行人
- 四、發行所々在地並ニ所名
- 五、發行人ノ住所
- 六、發行ノ定日
- 七、差 出 局

右第三種郵便物トシテ郵送ノ儀御許可相成度第 號武部相添及

御願候

昭和 年 月 日

右 發行人

東京逓信局長 殿

(第一號書式)

(發行所ヲ他ノ逓信局區内ニ移轉スル場合ニ限ル) (當局經由ヲ要ス)

發行所變更願

年 月 日第三種郵便物認可

、舊發行所  
新發行所

右之通り 月 日ヨリ變更致候間御認可相成度及御願候

年 月 日

右發行人 氏

(新發行所所轄逓信局長名) 逓信局長 殿

名 〇

(第二號書式)

(見本差出) 局名) 經 由 (朱記)

發行所變更願

年 月 日第三種郵便物認可

題 號

出版關係法規

舊發行所

新發行所

右之通り 月 日ヨリ變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 〇

東京逓信局御中

(第三號書式)

(見本差出) 局名) 經 由 (朱記)

發行所變更願

年 月 日第三種郵便物認可

、第何號

右 月 日發行スヘキ處臨時 月 日ニ變更致候

年 月 日

右發行人 氏

名 〇

東京逓信局御中

(發行日臨時變更ハ翌月及次ノ發行日ニ涉ルコトヲ得ズ)

(第四號書式)

(見本差出) 局名) 經 由 (朱記)

發行人住所變更願



出版關係法規

年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號

舊住所  
新住所

右之通り 月 日ヨリ變更致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

(第五號書式)  
經 由 (朱 記)  
(見本差出 局名)

休刊届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號

右 月 日發行スヘキ處休刊致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

(第六號書式)  
經 由 (朱 記)  
(見本差出 局名)

第三種郵便物差出局變更届(見本一部添付)

年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號

舊差出局  
新差出局

右ノ通り 月 日ヨリ變更可致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

(第七號書式)  
經 由 (朱 記)  
(見本差出 局名)

臨時増刊發行届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號

右 月 日第 號臨時増刊トシテ發行致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

(第八號書式)  
經 由 (朱 記)  
(見本差出 局名)

發行定日變更届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號

舊發行定日  
新發行定日

右之通り 月 日發行分ヨリ變更致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

(第九號書式)  
經 由 (朱 記)  
(見本差出 局名)

體裁變更届  
(雜誌體ヨリ新聞體ニ又ハ新聞紙體ヨリ雜誌體ニ變更場合ニ限ル)

年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號

右刊行物 月 日發行第 號ヨリ見本ノ通り體裁變更致候  
年 月 日

東京逓信局御中  
右發行人 氏 名 印

各種届書類ニ關スル注意

一 届書類ハ總テ見本差出局ヘ差出スコト  
一 用紙ハ可成半紙ニツ折テ用ヒ綴補上必要ニ付兩端一寸程空欄ヲ置クコト

**第三種郵便物注意事項**

一、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ヲ其ノ發行定日前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ「何月何日印刷納本」ト印刷シアルモノニシテ其ノ納本日以後ニ差出シタルモノニ限リ第三種郵便物ノ取扱ヲ爲ス

二、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發行日前遅クモ發行當日迄ニ當局並ニ指定局ニ差出スコトヲ要ス若ハ發行日ノ翌日以後ニ納本セラルルモノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル乎又ハ郵便物ノ引受ヲ停止ス

三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷事項ヲ必ス印刷スヘキコト

四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ其ノ發行定日ニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發行シ得ラレサルコトヲ豫測シ得ヘキ時ハ必ス發行定日臨時變更届ノ提出ヲ要ス若シ何等ノ届出モナク定日ヨリ遅レテ發行セラルル時ハ認可規則



則ニモ違背セラレルニ付第三種郵便物ノ取扱ヲ爲ササルカ又ハ認可ヲ取消サルル事アルヤモ計リ難キニ付注意セラレタシ

五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其ノ臨時増刊ニシテ題號ノ外ニ「何々記念誌」又ハ其ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格カ本題號ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種類ノ記事ヲ包容スヘキヲ必要條件トス若シ其ノ名稱カ内容總括的説明ト認メ得サルモノ又ハ其ノ字格カ本題號ヨリ大ナルカ或ハ題號ノ文字カ明瞭ヲ缺ク字體ヲ以テ表示セルモノハ總テ別種ノモノトシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特殊ノモノヲ發行セラレルトキハ豫メ本條件ヲ具備スル様注意セラレタシ

### 約束郵便取扱承認規則

(大正十二年二月二十四日 逓信省令第二十一條)

**第一條** 約束郵便ノ取扱承認ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

**第二條** 約束郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ヲ所轄逓信局長ニ差出シ其ノ承認ヲ受ケヘシ

一 題號又ハ名稱

二 約束郵便ト爲スニ依リ郵便料ノ低減ヲ受クヘキモノハ其

ノ事由

三 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載ヲ要ス)並  
毎回ノ差出回数(料金ヲ異ニスルモノ毎ニ)ノ概算高

四 差出郵便官署名(無集配三等郵便局ヲ指定スルヲ得ス)

六 申込者ノ住所氏名

逓信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ差出郵便官署ヲ指定シ又ハ變更セシムルコトアルヘシ

**第三條** 本令ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ受ケタル後前條第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出シヘシ但シ郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受クル約束郵便物ノ題號又ハ申込人ヲ變更セムトスルトキハ一事項ニ付手数料金五圓ヲ納付シ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケヘシ

**第四條** 前二條ノ手数料ハ逓信局長ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

**第五條** 約束郵便物ノ差出人ハ約束郵便料後納ノ擔保トシテ所轄逓信局長ノ指示ニ從ヒ通貨又ハ國債ヲ提供スヘシ但シ差出人官公署公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ擔保ハ約束郵便差出數ノ異同ニ應シ之ヲ増減セシムル

コトアルヘシ

**第六條** 差出人約束郵便取扱ノ必要ナキニ至リタルトキ又ハ其ノ差出郵便官署ヲ他ノ逓信局區内ノ郵便官署ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄逓信局長ニ届出シヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ約束郵便ノ取扱承認ハ其ノ效力ヲ失フ

**第七條** 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受クル約束郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上同條ニ依リ差出ヲ休止シタルトキハ其ノ承認ヲ取消スヘシ

**第八條** 約束郵便物ノ差出人左記各號ノ一ニ該當スルトキハ約束郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

一 本令ニ違反シタルトキ

二 約束郵便料ヲ規定ノ期間迄ニ納付セザルトキ

**第九條** 前二條ニ依リ約束郵便ノ承認ヲ取消シタルモノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約束郵便ノ承認ヲ與ヘサルコトアルヘシ

**第十條** 本令ニ依リ所轄逓信局長ニ提出スヘキ書類ハ總テ約束郵便物差出郵便官署ヲ經由スヘシ但シ逓信局ト差出郵便官署ト同一行政區内ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

**第十一條** 第六條乃至第八條ニ依リ約束郵便ノ取扱承認ノ效力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依リ擔保ハ之ヲ差出人ニ還付ス但

シ料金ノ滞納アルトキハ該擔保(國債ヲ擔保トナシタルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ引去リタル殘額)ヲ未納料金ニ充テ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

#### 附 則

本令ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

約束郵便取扱規則ハ之ヲ廢止ス

約束郵便取扱規則ニ依リ承認ヲ受ケタル約束郵便物ハ本令ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

#### 郵便規則摘載

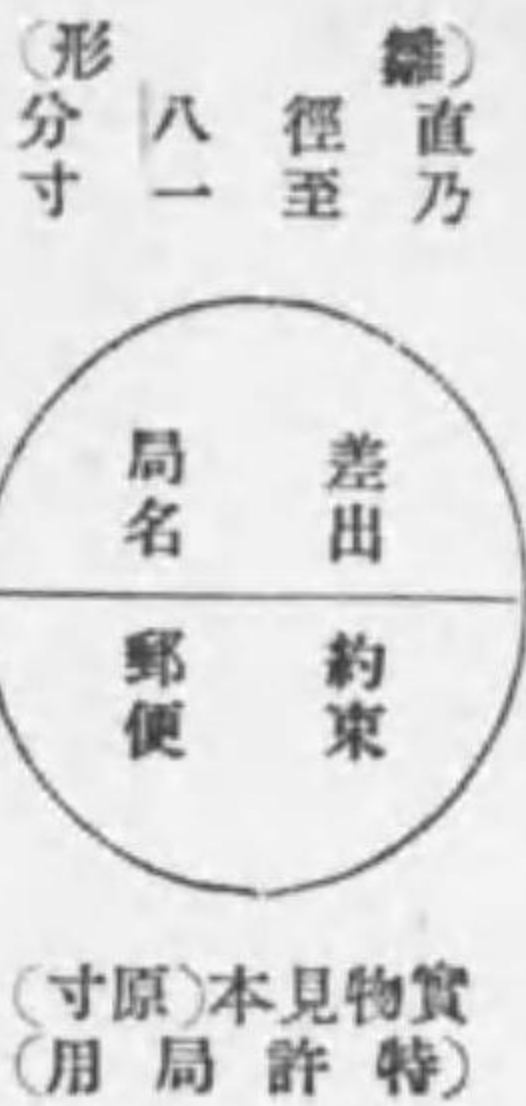
(明治三十三年九月逓信省令、第四十二號)

**第二十四條ノ一** 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上差出スモノハ約束郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ端數每ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ端數每ニ金二錢トス第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用ス

**第六十四條ノ一** 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄逓信局長ノ承認ヲ受ケ約束郵便ト爲スコトヲ得



第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外  
 他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス  
 第六十四條ノ三 約束郵便ニハ日附印ヲ捺捺セス  
 第六十四條ノ四 約束郵便物ニハ切手ヲ貼付セス差出人ニ於テ  
 左記雜形ノ印章ヲ捺捺スヘシ



前項郵便物ノ料金ハ毎月分チ翌月二十日迄ニ所轄通信局長ノ  
 指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ  
 第六十四條ノ五 約束郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモノノ外強  
 質ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ用フルトキハ其ノ  
 幅二寸以上トシ宛所ハ成ルヘク左ノ例ニ依リ明瞭ニ記載スヘ  
 シ  
 何(府)何々(配達郵便)局區内  
 何(縣)何々(郵便局名)局區内  
 何(町)字何々番地  
 何(村)字何々番地

第六十四條ノ六 約束郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ題號  
 又ハ名稱及簡數等ヲ記載シタル郵便送票ヲ添ヘ之ヲ豫メ承認チ  
 受ケタル郵便官署ニ差出スヘシ  
 第六十四條ノ七 郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ其  
 ノ差出場所ヲ指定スルコトアルヘシ  
 郵便官署ハ差出人チシテ約束郵便物發送上必要ナル區域毎ニ  
 之ヲ結束シテ差出サシムルコトアルヘシ  
 第六十四條ノ八 郵便官署ハ必要ニ應ジ差出人ニ對シ約束郵便  
 物ノ見本ヲ提出セシムルコトアルヘシ

約束郵便ニ關スル注意

- 一、約束郵便ノ申込チナサムトスル者ハ申込書(第一號雜形) 擔保提供書(第二號雜形) 及見本一部ヲ差出スヘシ
- 二、約束郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス) 第五條ノ擔保額ハ當該郵便物一箇月分郵送料ノ倍額以上トシ其ノ種類ハ現金又ハ國債ニ限ル且ツ國債ノ價格ハ額面ニ依ル
- 三、國債ハ擔保提供書(第二號雜形)ニ種類、額面、記號番號枚數及附屬利札等洩レナク記載スヘシ
- 四、題號又ハ名稱、差出個數、差出局、申込人又ハ其住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號雜形ノ届書又ハ願書ヲ差出スヘシ
- 五、差出個數增加ノ場合ハ前號届書ニ不足額ニ相當スル擔保金

- 額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號雜形)ヲ添付スヘシ差出個數減少ノ場合ニアリテハ届書餘白ニ還付チ受クヘキ擔保ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナキトキハ當局ニ於テ便宜査定スヘシ
- 六、申込人ノ變更ハ願書(第三號乙雜形)ニ新舊申込人連書スヘシ舊申込人ノ連書ヲ得サルトキハ變更ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ  
 新申込人ニ於テ舊申込人ノ提供セル擔保ヲ繼承セムトスルトキハ届書ニ其旨ヲ記載シ之ニ領收證書又ハ受領證書ヲ添付スヘシ又新ニ擔保ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號雜形)ヲ添付スヘシ
- 七、擔保ノ組替ヲセムトスルトキハ還付チ受クヘキ擔保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳記シタル請求書(第四號雜形)ヲ差出スヘシ
- 八、申込人ニ於テ手数料又ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケタルトキハ還滞ナク指定ノ箇所ニ納入スヘシ
- 九、手数料ハ當局又ハ差出局ヘ納入スルモノトス此ノ場合ハ承認書交付チ以テ手数料領收ノ證トス
- 十、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ差出局ニ差出スモノトス納付人ハ以上孰レノ場合ニ於テモ領收證書又ハ受領證書ヲ取置クヘシ

- 十一、手数料及擔保チ納入セサル間ハ願書ニ相當スル約束郵便ノ取扱チナサス
- 十二、申込人ハ取扱承認規則第六條ノ郵送票用紙ヲ第五號雜形ニ依リ調製スヘシ但シ同票ハ複寫紙ニヨリ二通ヲ作成シ内一通ハ差出人ニ於テ保管シ置クチ便宜トス
- 十三、約束郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號雜形ニヨリ其届書ヲ差出スヘシ
- 十四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但拂渡ハ左記方法ニヨリ取扱フ  
 一、現金ハ指定郵便局ニ於テ拂渡チ爲ス  
 二、證券ハ當局ニ於テ受領證書ニ拂渡ノ事由ヲ證明シテ交付ス
- 前項ニ依リ現金ノ拂渡又ハ受領證書ノ交付チ受ケムトスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當欄ニ受領證印ノ上之ヲ差出スヘシ
- 十五、證券利札受領ノ爲メ印鑑證明チ必要トスルトキハ(願書第七號雜形)ヲ差出スヘシ
- 十六、約束郵便ニ關スル印鑑ハ常ニ一定シ置クコトヲ要ス改印シタルトキハ保證人チ立テ速ニ届出ツヘシ
- 十七、外國ヘハ約束郵便トシテ差出スコトヲ得ス



### 約束郵便ニ關スル願届書式

#### 約束郵便承認願

- 一、題號又ハ名稱
- 二、約束郵便ト爲スニヨリ郵便料郵便規則條ノ適用ヲ受ク低減ヲ受クヘキモノハ其事由
- 三、差出回数(定期日アルモノ) 一ヶ月 回 日
- 四、毎回差出個數(構算高) 毎以内 個
- 五、申込人住所氏名
- 六、差出郵便官署名

右約束郵便トシテ郵送方承認相成度別紙擔保提供書並ニ郵便物見本壹部相添及御願候

昭和 年 月 日

右

東京都市逓信局長殿

高額ノ郵便切手ヲ使用セラレタシ

手数料ハ必  
ス此欄内ニ  
貼用セラレ  
タシ

#### (第二號雛形)

#### 約束郵便擔保請求書

一金壹百圓也 現金

又ハ

一第四分利公債證書額面壹百圓也

内 譯

百圓券イ號五〇〇三壹枚 但昭和十年十二月(券面記載年月) 渡以降利札附屬

右東京商報ノ約束郵便擔保トシテ提供ス

年 月 日

日本橋區鵜殿町壹番地

甲 野 太 郎

東京逓信局長 殿

#### (第三號甲雛形)

#### 變更 届

年 月 日 第三種郵便物認可

題 號

一、題 號 新 舊

一、記載事項 新 舊

一、發行人 新 舊

右之通り 變更認可相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

東京逓信局長 殿

舊發行人  
新發行人

#### (第三號乙雛形該當)

#### 約束郵便變更願

承認年月日	昭和 年 月 日	申込人住所氏名	
承認番號	東甲第 號	新題號 又ハ 本人欄	
欄號題			

右約束郵便題號申込人變更致度候間承認相成度新舊申込人連書ヲ以テ及御願候

追テ擔保品ハ新申込人ニ於テ全部承繼スルト共ニ本日迄ノ未拂料金ハ新申込人ニ於テ引受ケ支拂可申候

昭和 年 月 日

新申込人

舊申込人

東京逓信局長 殿

可成高額ノ切手ヲ使用セラレタシ

手数料ハ必  
ス此欄内ニ  
貼用セラレ  
タシ

#### (第四號雛形)

#### 約束郵便擔保組替請求書

昭和十年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報

還付ヲ受クヘキ擔保

一金壹百圓也

現金

昭和十年十月一日納

又ハ

大日本帝國政府四分利公債證書額面壹百圓也 壹枚

内 譯

壹百圓券イ號 第壹貳參參號

代用擔保

一特別五分利公債證書額面壹百圓 壹枚

内 譯

五拾圓券甲五號三九一番、三九二番、貳枚

和十年十二月渡以降利札附屬

右約束郵便擔保組替相成庭此段請求候也

年 月 日

住 所 何々

何 某

東京逓信局長 殿

#### (第五號雛形)

#### 約束郵便物送票



約東郵便物郵送票		差出人 氏名	
題號又 ハ名稀	重量別個數	合計	備考
	以內		
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內
以內	以內	以內	以內

備考

- 一、題號又ハ名稱欄ニハ其印刷物ノ題號ヲ記載スルコト
- 二、重量別個數欄ニハ第一種ハ十匁毎ニ第三種ハ二十匁毎ニ第四種ハ三十匁毎ニ區切り相當欄ヲ設ケ其ノ箇數ヲ記載スルコト

(第六號雜形)

約東郵便取消届

大正元年十月一日約甲一〇〇號承認

題號 東京商報

右約東郵便トシテ郵送方承認相受居候處今回廢刊ニ付(又ハ都合ニヨリ)其取扱ヲ取消候間此段及御届候也

年月日

住所何々

某

東京逓信局長

殿

(第七號雜形)

印鑑證明願

印鑑



住所何々

何々某

右東京商報約東郵便擔保利札受領ニ付印鑑證明被下度候也

年月日

住所何々

某

東京逓信局長

殿

(此處證明文記載ニ付三行程餘白ヲ存スヘシ)

内國通常郵便料

第一種	第二種	第三種	第四種
(一) 書狀、印刷物、業務用書類、 點字の無封書、官署、公共團體、 社寺、學校、非營利法人、團體、 體より出す無封書、營業者より其の 營業に關して出す報知書、送状、 刷業に關して出す報知書、送状、 契約、申込書、督促状、計算書、 見積書、請求書、領收書、 絶對書、明細書、 二〇瓦迄又ハ其端數毎 四錢	(一) 通常葉書 (二) 往復葉書△封紙葉書 (三) 毎月一回刊行の定期刊行物認可のもの 六〇瓦迄又ハ其端數毎 (四) 發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞 紙一〇瓦迄又ハ其端數毎 (五) 同盲人用點字のもの 六〇瓦迄又 五錢	(一) 書籍、印刷物、業務用書類、 寫眞、書、畫、圖、商品見本及 雜形、博學ノ標本 (二) 盲人用點字ノ書籍、印 刷物及業務用書類 (三) 第三種郵便物以外印刷物 月一以上百通以上差出す 約東郵便物 (四) 同盲人用點字の印刷物 又ハ端數毎 一錢五厘 五厘	(一) 通常葉書 (二) 往復葉書△封紙葉書 (三) 毎月一回刊行の定期刊行物認可のもの 六〇瓦迄又ハ其端數毎 (四) 發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞 紙一〇瓦迄又ハ其端數毎 (五) 同盲人用點字のもの 六〇瓦迄又 五錢

第五種 農畜物種子

一二〇瓦又ハ其端數毎 一錢

内國小包郵便料

(第四項は普通を取扱はない)

第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種
同一郵便區内 普通書留 一三六 二二六 三二六 四二六 五二六 六二六 七二六 八二六 九二六 一〇二六 一一二六 一二二六 一三二六 一四二六 一五二六 一六二六 一七二六 一八二六 一九二六 二〇二六	同一郵便區外 普通書留 一三六 二二六 三二六 四二六 五二六 六二六 七二六 八二六 九二六 一〇二六 一一二六 一二二六 一三二六 一四二六 一五二六 一六二六 一七二六 一八二六 一九二六 二〇二六	内地、臺灣、 樺太相互間、 普通書留 一三六 二二六 三二六 四二六 五二六 六二六 七二六 八二六 九二六 一〇二六 一一二六 一二二六 一三二六 一四二六 一五二六 一六二六 一七二六 一八二六 一九二六 二〇二六	内地、臺灣、 樺太相互間、 普通書留 一三六 二二六 三二六 四二六 五二六 六二六 七二六 八二六 九二六 一〇二六 一一二六 一二二六 一三二六 一四二六 一五二六 一六二六 一七二六 一八二六 一九二六 二〇二六	支小郵便料 一庇迄四十五錢、二庇迄六十錢、四庇迄 九十錢、六庇迄一圓二十錢、八庇迄一圓五十錢、十庇迄一 圓八十錢	通常野郵便物 容積—長さ四十種、幅二十五種、厚さ十五種 重量—第三種乃至第五種郵便物一庇、商品見 本及雜形三百五十瓦



### 諸團體規約

## 東京書籍商組合

事務所 神田區駿河臺一ノ二

電話神田八五四番

振替東京三一〇〇三番

### 東京書籍商組合規約

(昭和十五年一月修正)

- 第一章 總 則
- 第二章 組 合 員
- 第三章 役 員
- 第四章 會 議
- 第五章 營 造
- 第六章 營 造
- 第七章 制 裁
- 第八章 規約及規程ノ變更
- 第九章 附 則

### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京市内ニ營業所チ有スル圖書ノ出版業者、卸賣業者、販賣業者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス

一 圖書ノ出版及販賣ニ關スル利害

得失ヲ調査研究シ其ノ改善ヲ圖ルコト

二 本組合ノ機關雜誌、圖書目錄、書籍商名簿其ノ他ニ必要ナル圖書ヲ發行スルコト

三 組合員出版圖書ノ大市會ヲ開催スルコト

四 圖書ノ出版及販賣ニ關スル法令ノ制定及改廢ニ關シ官廳若クハ議會其ノ他ニ意見ヲ開申シ又ハ請願スルコト

五 組合員ノ從業者ヲ表彰スルコト

六 組合員間ノ營業上ノ紛議ヲ調停スルコト

七 全國書籍業聯合會ニ加入スルコト

八 前各條ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

### 第二章 組 合 員

第五條 本組合ニ加入セントスル者ハ

本組合所定ノ用紙ニ其ノ營業所、商號、氏名、年齢及業別(出版、卸、販賣)ヲ記シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ但紹介者一人ハ評議員タルコトヲ要ス

分店、支店、出張所等ハ各別ニ加入スヘキモノトス

加入金ハ金五拾圓トス加入許可ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ本組合ニ納入スヘシ加入金納入ノ日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス

本組合從業者表彰規程ニ依リ表彰セラレタル者ハ加入金ヲ要セス但一旦脱退シタル者又ハ本條第二項ノ規程ニ依リ加入スル者ハ此限ニアラス

第六條 本組合ハ加入及移轉申込者ニ對シ評議員ノ互選ヲ以テ定メタル調査委員十人ニ審査セシメ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ定ム

第七條 組合加入ノ許可ヲ與ヘタル後ト雖加入ヲ許可スヘカラサル事由ノ

東京書籍商組合

存スルコトヲ發見シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ本組合ニ加入スルコトヲ得ス

一 露店若クハ道路ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者

二 専ラ戸々ニ就キ圖書ノ行商ヲ營ム者

三 官衙學校及病院ノ構内ニ設ケタル營業所ニ於テ圖書ノ販賣ヲ營ム者

第九條 組合員ハ左記各號ノ場合ニ於テハ之ヲ本組合ニ届出テ其ノ承認ヲ經ヘシ

一 營業所ヲ移轉セントスルトキ

二 出版業者ニシテ卸賣業又ハ販賣業ヲ營マントスルトキ

三 卸賣業者ニシテ出版業又ハ販賣業ヲ營マントスルトキ

四 販賣業者ニシテ出版業又ハ卸賣

業ヲ營マントスルトキ

五 氏名若クハ商號ノ變更又ハ商號ヲ併用セントスルトキ

六 廢業シタルトキ

第十條 組合員ハ組合ノ經費トシテ月費金參拾錢ヲ負擔ス

第十一條 組合員ハ其ノ出版又ハ專賣ノ圖書ニ定價ヲ記載スヘシ

第十二條 組合員ハ卸取引ノ外總テ圖書ハ定價ヲ以テ販賣スヘシ

第十三條 組合員ハ本組合及各地書籍商組合ノ組合員ニアラサル者ト卸取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 前四條ノ規定ニ付テハ別ニ販賣規程ヲ以テ細則ヲ定ム

第十五條 組合員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ別ニ定メタル取引規程ニ依リ之ヲ處分ス

第十六條 組合員間ニアリテハ既ニ組合員カ圖書ノ出版ニ關シテ有スル發行販賣ノ利益ヲ侵害スヘカラス

二一九



組合員カ新タニ出版セントスル圖書ニツキ既ニ組合員ト其ノ著作若クハ藏版者トノ間ニ出版若クハ專賣ノ契約ヲ締結セル場合ニ於テハ豫メ前約者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十七條 組合員間ニアリテハ現ニ組合員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス其ノ著シク相類似スルカ爲メニ取引上紛雜ヲ來タスノ虞アルモノニツキ亦同シ但先用者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス

第十八條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スル事アルヘシ  
第十九條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付組合ヨリ出頭ヲ求メタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス  
第二十條 組合員タル資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業ヲ繼續スル場合ニ限り之ヲ承繼スルコトヲ得

個人若クハ法人ノ營業ヲ個人若クハ法人ニ於テ讓受ケタル場合及法人ノ組織ヲ變更シ又ハ合併新設アリタル場合ニハ總テ新タニ加入ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス但評議員會ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ニ限り加入金ヲ免除スル事ヲ得

第二十一條 組合員ハ左ノ事由ニ因リテ其ノ資格ヲ喪失ス  
一 任意ノ脱退  
二 廢業又ハ營業ノ全部讓渡  
三 營業所ノ組合地域外移轉  
四 死亡若クハ法人ノ解散  
五 破産  
六 除名

第二十二條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ財産ノ分配並ニ加入金ノ返還ヲ爲サス

第三章 役員

第二十三條 本組合ハ組合員中ヨリ評

議員五十人ヲ選出ス  
評議員ハ互選ヲ以テ組長一人副組長二人ヲ定ム  
評議員ハ互選ヲ以テ會計主任二人ヲ定ム

評議員ハ互選ヲ以テ全國書籍業聯合會代表議員十人ヲ定ム

第二十四條 評議員ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リテ之ヲ行フ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トシ得票同數ナル者ノ間ニアリテハ年長者ヲ取り年輪ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニアリテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤ニ依リテ當選者ヲ定ム

第二十五條 評議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス  
選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員二十人ト共ニ投票ヲ管理ス投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票審査及當選ノ決定ヲ

爲ス

第二十六條 評議員ノ選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス  
投票用紙ハ選舉ノ當日會場ニ於テ之ヲ交付ス

第二十七條 左ノ各號ニ該當スル投票ハ無効トス但第二號ノ場合ニ於テハ其ノ資格アル者ヲ有效トス  
一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ  
二 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ  
三 被選舉人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

第二十八條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ名譽評議員ニ推薦スルコトヲ得名譽評議員ハ終身トシ其ノ職務權限ハ評議員ニ同シ

第二十九條 評議員ノ任期ハ一箇年トス  
第三十條 評議員ニ當選シタル者ハ正

當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得

第三十一條 評議員二十人以上缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ  
補缺評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十二條 評議員ハ無報酬トス但功勞アリタル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ表彰若クハ謝禮ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 役員ノ職務權限左ノ如シ  
一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄ス  
二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
三 會計主任ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス

四 評議員ハ諸般ノ議案ヲ審議シ且規約第四條各號ノ事務ヲ分掌ス

第三十四條 評議員會ハ其ノ決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得但組合員共通ノ利害ニ重大ナル關係アルモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
第三十五條 組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任免ス

第四章 會議

第三十六條 會議ヲ分テ左ノ三種トス  
一 一定時總會  
二 臨時總會  
三 評議員會

第三十七條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス  
一 前年度ノ庶務、收支決算及財産目錄ノ報告  
二 歳入出ノ豫算案  
三 前各號ノ外豫メ組長ヨリ提案シタル事項

第三十八條 臨時總會ハ評議員會ニ於



テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ一以上ノ同意ニ依リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第三十九條 總會ヲ招集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急速ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第四十條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開クモノトシ組長之ヲ招集ス

組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得  
評議員會ハ評議員半數以上ノ出席ヲ以テ成立ス

第四十一條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理シ組長副組長事故アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ代理者ヲ定ム

料ニ處ス

一 第五條第二項、第九條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十七條、第二十條ノ規定ニ違背シタル者

二 販賣規程第二條乃至第六條ノ規定ニ違背シタル者  
三 取引規程第十一條ノ規定ニ違背シタル者

四、虚偽ノ申告ヲ爲シ其ノ他組合員ノ信用ヲ毀損シタル者

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス

一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ル者  
二 違約料ノ徴收ニ應セサル者  
三 三ヶ年以内ニ取引停止若クハ違約料ニ處セラレルコト通シテ五回ニ及ヒタル者

四 本組合ノ體面ヲ汚損シタル者  
第五十五條 除名ニ處セラレタル者改後ノ實アリト認メタルトキハ更ニ加

第四十二條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第四十三條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席員ノ過半數ヲ以テ其ノ可否ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十四條 會議中議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長之ヲ制止シ其ノ制止ニ従ハサル者ハ之ニ退場ヲ命スルコトヲ得

第五章 會 計

第四十五條 組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十六條 緊急ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

第四十七條 組合ノ基金及收入金ハ評議員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託ス

入ヲ許スコトアルヘシ

第八章 規約及規程ノ變更

第五十六條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第五十七條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ノ變更ヲ議スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第九章 附 則

第五十八條 本規約ハ昭和十五年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

販賣規程

第一條 圖書ノ定價トシテ其ノ各冊ニ記載シタルモノノ外豫約價、會費、

第四十八條 組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第六章 營 造 物

第四十九條 組合ハ必要ナル造營物ヲ所有スルコトヲ得

第五十條 營造物ハ評議員會ニ於テ選定シタル管理者ヲ以テ之ヲ管理セシム

第五十一條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限リ之ヲ貸與スルコトヲ得

第七章 制 裁

第五十二條 組合員ニシテ本規約及附屬規程ニ違背シタル者ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ

- 一 戒 告
- 二 違約料
- 三 除 名

第五十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ戒告若クハ金壹千圓以下ノ違約

特價、賣價等總テ公示セラレタル價格ヲ以テ定價ト看做ス

第二條 組合員ハ圖書ノ定價ヲ割引シ又ハ送料負擔若クハ景品添附其ノ他割引ニ類スル行爲又ハ其ノ豫備行爲ヲ爲スコトヲ得ス但官公署(學校、會社ヲ除ク)ノ入札ニシテ金額金二千圓以上ノモノニ限り定價ニ依ラサルコトヲ得

組合員他ノ業務ヲ兼營シ其ノ慣例ニ依リ景品附賣出ヲ爲ス場合ニ於テハ圖書ニ限り景品ヲ添附セサル旨ヲ公示スヘシ

第三條 出版業者ハ發行後六ヶ月ヲ經過シタル圖書ニ限り六十日ヲ超エサル期間ヲ以テ特價販賣ヲ行フコトヲ得

前項ノ特價販賣ヲ行ヒタルトキハ其ノ期間滿了ノ後六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ再ヒ之ヲ行フコトヲ得ス



本條ノ特價販賣ヲ行ハントスルトキハ其ノ發表十日ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣業者ニ周知セシムルコトヲ要ス

特價販賣ノ發表ヲ新聞廣告又ハ印刷物ヲ以テ之ヲ公表スルコトヲ要ス

第四條 圖書ノ定價ハ其ノ發行後六ヶ月ヲ經ルニアラサレハ之ヲ引下クルコトヲ得ス

圖書ノ定價ヲ引下ケントスルトキハ其ノ發表三十日前ニ之ヲ本組合ニ届出テ且販賣業者ニ周知セシムルコトヲ要ス

第五條 豫約出版法ニ依リテ發行スル圖書ハ其ノ豫約出版完了ノ後ニアラサレハ從前ノ價格ヲ引下ケテ更ニ豫約募集ヲ行フコトヲ得ス

第六條 左記ノ圖書ハ定價ニ依ラス販賣スルコトヲ得  
一 出版業者ニシテ發行後六ヶ月ヲ經過シ見切品トシタルモノ

二 販賣業者ニシテ甚シク汚損シ新本ト認メ難ク見切品トナシタルモノ

三 出版業者ニシテ最初ヨリ定價ニ依ラス販賣セントスル見切品ニ類スル特種出版物

四 古書籍ニシテ新刊ニ紛ラハシク定價販賣ニ依リ難キモノ

五 玩具ニ類スル印刷物  
前項ノ圖書ハ本組合ニテ定メタル左ノ印章ヲ各冊奥付ニ押捺シテ書架別ニ陳列スルコト



第七條 國定教科書及青年教科書ノ類ハ規約第十三條、本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコト

因リテ生シタル損害ヲ平等ニ分擔ス  
第四條 委託取引ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

一 受託者ハ受託ノ時ヨリ六ヶ月以内ニ賣上ノ決済及殘品ノ返送ヲ完了スルコトヲ要ス此期限經過後ハ總テ殘品ヲ買切りタルモノト看做ス

二 委託者ノ必要ニ因リ殘品ノ返送ヲ申出テタルニ拘ラス受託者遲怠ナク之ヲ返送セサルトキハ總テ殘品ヲ買切りタルモノト看做ス

三 受託者カ商品ノ取扱ニツキ注意ヲ懈リタルニ因リ生シタル汚損毀滅ノ損害ハ當該受託者負擔トス

第五條 本組合員ニ對シ取引上ノ債務ノ支拂ヲ延滞シ又ハ註文品ノ引取ヲ爲サス其ノ他取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ被害者ヨリ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

トヲ得

第八條 中等教科書・青年教科書及軍隊用教科書ノ類ハ本規程第二條第一項中送料負擔及第四條ニ依ラサルコトヲ得

第九條 營利ヲ目的トセスシテ發行セラレタル圖書ハ規約第十二條ニ依ラサルコトヲ得

第十條 圖書ノ專賣者ハ出版業者ト同シク本規程ヲ遵守スヘキモノトス

附 則

第十一條 本規程ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

取引規程

第一條 本規程ハ本組合員相互間及本組合員ト他ノ組合ノ組合員間ニ係ル取引ヲ規律スルモノトス

第二條 雜誌、教科書其ノ他特種ノ出版物ニシテ別ニ取引ノ準則アルモノ

前項ノ請求ヲ爲ス者ハ手数料トシテ一件ニ付金五圓ヲ前納スルコトヲ要ス

第六條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ評議員ノ互選ニ依リ調査委員十人ヲ選任シテ其ノ事實ヲ調査セシメ不履行者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ義務ノ履行ヲ催告ス

第七條 前條ノ催告ヲ受ケタル者期間内ニ義務ノ履行ヲ爲ササルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ不履行者ヲ停止處分ニ付シ之ヲ本組合員及全國書籍業聯合會ニ通知ス

第八條 取引停止處分ノ前後ヲ問ハス不履行者其ノ營業ヲ讓渡シ又ハ組織ヲ變更シタルトキハ取引停止處分ノ效力ハ其ノ營業承繼者ニ及フモノトス

第九條 不履行者取引停止處分ヲ受ケタル後其ノ義務ヲ履行シ又ハ決済ニ付協調ヲ遂ケタルトキハ原請求者ヨ

及特ニ取引ノ條件ヲ協定シタルモノノ外ハ第三條及第四條ノ規定ニ準據ス

第三條 註文ニ因ル取引ニ付テハ左ノ各號ニ依ル

一 掛賣ニ在リテハ毎月二十日ヲ以テ品代金及註文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切り其ノ月末ニ全額ヲ支拂フモノトス

二 發送ノ荷造費運賃ハ註文者ノ負擔トス

三 代金引換又ハ荷爲替ニ因ル費用ハ註文者ノ負擔トス

四 註文者ハ濫ニ註文ノ取消又ハ註文品ノ返送ヲ爲スコトヲ得ス但現品ニ落丁繰違其ノ他ノ疵瑕アリタルトキハ之カ引換又ハ修補ヲ請求スルコトヲ得

五 註文品到着前ニ出荷主又ハ註文者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ紛失又ハ毀損シタルトキハ之ニ



リ本組合ニ取引停止處分ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

第十條 前條ノ請求アリタルトキハ本組合ハ第六條ト同一ノ手續ニ依リテ取引停止處分ノ解除ヲ爲シ之ヲ本組合員及全國書籍業聯合會ニ通知ス

第十一條 本組合員ハ取引停止處分ヲ受ケタル者前條ノ解除ヲ得ルニ至ルマテ之ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

第十二條 本規程ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者表彰規程

第一條 本規程ニ從業者ト稱スルハ本組合員ノ履歴セル書籍營業從事者ヲ云フ

第二條 本組合ハ從業者滿七年以上勤續シ品行方正ニシテ業務ニ勉勵シタル者ヲ表彰スルモノトス但新ニ本組

合ニ加入シタル組合員ニシテ其ノ加入後滿三年ヲ經過セサルモノハ本規程ニ依ルコトヲ得ス

第三條 前條ノ表彰ヲ爲ス場合ハ左ノ表彰狀ヲ授與ス

第四條 表彰狀ヲ授與シタルトキハ之ヲ本組合員ニ報告スヘシ

第五條 本組合ハ精勤者名簿ヲ備ヘ之ヲ保存スヘシ

第六條 精勤資格ヲ有スル者アルトキハ本人ノ履歴書ヲ添ヘ其ノ營業主ヨリ本組合ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 從業者勤續中兵役ニ服シ除隊後直ニ復勤シタル者ハ其ノ年數ヲ中斷セラルルコトナシ

第八條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都

合組印	年 月 日	東京書籍商組合組長	何
表彰狀	第 號	何	誰
品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿七年以上勤續ニ付茲ニ精勵ノ功ヲ表彰ス	何	某 殿	誰 殿
何	何	何	誰

合ノ行爲アリタルトキハ之ヲ精勤者名簿ヨリ削除シ本組合員ニ報告スヘシ

第九條 本規程ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會ニ於テ舉行ス

第十條 第六條第一項ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ同三十日迄トス

第十一條 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京書籍商組合評議員

- 組長 目黒 甚七
- 副 岸 他 丑
- 副 龜井 豊治
- 名譽 大橋 新太郎
- 同 上原 才一郎
- 同 神原 友吉
- 同 淺見 四郎
- 同 淺利 元治
- 荒川 實 池田 近義
- 飯島 竹次郎 稻垣 信一
- 伊藤 貫一 大橋 信一
- 市川 松之輔 小澤 作次郎
- 大橋 達雄

全國書籍業聯合會

- 大葉 久治
- 萩原 誠三郎
- 川合 初太郎
- 北原 義太郎
- 國領 茂藏
- 酒井 宇吉
- 鈴木 銅一
- 高岡 安太郎
- 田野 倉治三郎
- 大川 義雄
- 風間 是宏
- 門坂 吟一郎
- 栗田 確也
- 坂本 守正
- 島村 水之助
- 須田 忠暉
- 竹内 淳郎
- 高橋 誠一

- 土屋 右近
- 西村 辰五郎
- 林 五郎
- 福田 金次郎
- 福田 滋次郎
- 松原 環
- 丸山 常藏
- 植野 録夫
- 吉谷 專吉
- 中川 治三郎
- 林 武次
- 波多野 一
- 藤井 誠治郎
- 本間 龍藏
- 松崎 善太郎
- 三樹 良知
- 山岸 武治

全國書籍業聯合會

所在地 神田區駿河臺一ノ二

電話 神田八五四番  
振替 東京五二二六二番

全國書籍業聯合會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ全國書籍業聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ第五條ニ定メタル全國ノ各書籍業團體ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市神田區駿河臺一丁目二番地ニ置ク

第二章 目的

第四條 本會ハ各團體相互ノ聯絡統制ヲ圖リ圖書ノ出版販賣ニ關スル營業上ノ協調ニ努メ斯業ノ改善發達ヲ期ス

第三章 會 員

第五條 本會ノ會員ハ左ノ如シ

東京出版協會



- 大阪圖書出版業組合
- 京都出版業組合
- 中等教科書協會
- 東部書籍卸業協會
- 東京書籍卸業組合
- 元取次協會
- 西部書籍卸業協會
- (以上卸業)
- 東京書籍商組合
- 八王子書籍雜誌商組合
- 三多摩書籍雜誌商組合
- 京都書籍雜誌商組合
- 大阪書籍雜誌商組合
- 神奈川縣書籍雜誌商組合
- 兵庫縣書籍雜誌商組合
- 長崎縣書籍雜誌商組合
- 新潟縣書籍雜誌商組合
- 埼玉縣書籍雜誌商組合
- 群馬縣書籍雜誌商組合
- 千葉縣書籍雜誌商組合
- 茨城縣書籍雜誌商組合

- 栃木縣書籍雜誌商組合
- 奈良縣書籍雜誌商協會
- 三重縣書籍商組合
- 愛知縣書籍雜誌商組合
- 名古屋書籍雜誌商組合
- 靜岡縣書籍雜誌商組合
- 山梨縣書籍雜誌商組合
- 滋賀縣書籍商組合
- 岐阜縣書籍商組合
- 信濃縣書籍雜誌商組合
- 宮城縣書籍雜誌商組合
- 福島縣書籍雜誌商組合
- 岩手縣書籍雜誌商組合
- 青森縣書籍雜誌商組合
- 山形縣書籍雜誌商組合
- 秋田縣書籍雜誌商組合
- 福井縣書籍雜誌商組合
- 石川縣書籍雜誌商組合
- 富山縣書籍雜誌商組合
- 鳥取縣書籍雜誌商組合
- 島根縣書籍雜誌商組合

- 岡山縣書籍雜誌商組合
- 廣島縣書籍商組合
- 山口縣書籍雜誌商組合
- 和歌山縣書籍雜誌商組合
- 德島縣書籍雜誌商組合
- 香川縣書籍雜誌商組合
- 愛媛縣書籍商組合
- 高知縣書籍雜誌商組合
- 福岡縣書籍雜誌商組合
- 大分縣書籍雜誌商組合
- 佐賀縣書籍雜誌商組合
- 熊本縣書籍雜誌商組合
- 宮崎縣書籍雜誌商組合
- 鹿兒島縣書籍雜誌商組合
- 沖繩縣書籍雜誌商組合
- 北海道書籍雜誌商組合
- 樺太書籍雜誌商組合
- 臺灣書籍雜誌商組合
- 朝鮮書籍商組合
- 滿洲書籍雜誌商組合
- (以上販賣)

第六條 本規約ニ於テハ會員タル各團體ヲ以下總テ組合ト稱ス

第四章 代表議員

第七條 本會ノ會務遂行ノ爲各組合ハ左記員數ノ代表議員ヲ選出ス

- 東京出版協會 十人
- 大阪圖書出版業組合 四人
- 京都出版業組合 二人
- 中等教科書協會 四人
- 東部書籍卸業協會 一人
- 東京書籍卸業組合 一人
- 元取次協會 一人
- 西部書籍卸業協會 二人
- 東京書籍商組合 十人
- 京都書籍雜誌商組合 二人
- 大阪書籍雜誌商組合 三人
- 神奈川縣書籍雜誌商組合 二人
- 兵庫縣書籍雜誌商組合 二人
- 福岡縣書籍雜誌商組合 二人
- 北海道書籍雜誌商組合 二人

- 八王子書籍雜誌商組合
- 三多摩書籍雜誌商組合
- 長崎縣書籍雜誌商組合
- 新潟縣書籍雜誌商組合
- 埼玉縣書籍雜誌商組合
- 群馬縣書籍雜誌商組合
- 千葉縣書籍雜誌商組合
- 茨城縣書籍雜誌商組合
- 栃木縣書籍雜誌商組合
- 奈良縣書籍雜誌商協會
- 三重縣書籍商組合
- 愛知縣書籍雜誌商組合
- 名古屋書籍雜誌商組合
- 靜岡縣書籍雜誌商組合
- 山梨縣書籍雜誌商組合
- 滋賀縣書籍商組合
- 岐阜縣書籍商組合
- 信濃縣書籍雜誌商組合
- 宮城縣書籍雜誌商組合
- 福島縣書籍雜誌商組合
- 岩手縣書籍雜誌商組合
- 青森縣書籍雜誌商組合

- 山形縣書籍雜誌商組合
- 秋田縣書籍雜誌商組合
- 福井縣書籍雜誌商組合
- 石川縣書籍雜誌商組合
- 富山縣書籍雜誌商組合
- 鳥取縣書籍雜誌商組合
- 島根縣書籍雜誌商組合
- 岡山縣書籍雜誌商組合
- 廣島縣書籍商組合
- 山口縣書籍雜誌商組合
- 和歌山縣書籍雜誌商組合
- 德島縣書籍雜誌商組合
- 香川縣書籍雜誌商組合
- 愛媛縣書籍商組合
- 高知縣書籍雜誌商組合
- 大分縣書籍雜誌商組合
- 佐賀縣書籍雜誌商組合
- 熊本縣書籍雜誌商組合
- 宮崎縣書籍雜誌商組合
- 鹿兒島縣書籍雜誌商組合
- 沖繩縣書籍雜誌商組合



- 樺太書籍雜誌商組合
- 臺灣書籍雜誌商組合
- 朝鮮書籍商組合
- 滿洲書籍雜誌商組合

(以上四十六組合)各一人

第五章 會員ノ責務

第八條 各組合ハ其ノ規約及ヒ附屬規程ヲ本會ニ提出シテ承認ヲ經ヘシ之ヲ變更シタル場合亦同シ

第九條 各組合ハ相互ニ組合規約ヲ尊重シ其ノ本務ヲ全ウスルコトヲ要ス

第十條 各組合ハ圖書ノ定價販賣ヲ嚴行ス

第十一條 各組合ハ其ノ所屬組合員ヲシテ本會加盟ノ組合ニ加入セサル者ト商取引ヲ爲サシメサルコトヲ要ス

第十二條 各組合ハ其ノ組合員ニ異動アリタルトキハ直チニ本會ニ報告スルコトヲ要ス

本會ハ之ヲ會報ニ掲載シテ各組合ニ

通知ス

第十三條 各組合ハ其ノ組合ニ加入又ハ移轉ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ故ナクシテ之ヲ拒ミ又ハ其ノ許否ヲ遷延スルコトヲ得ス

本會ニ於テ必要ト認ムル場合ハ其ノ理由書ヲ提出セシメ適當ナル處理ヲ催告スルコトヲ得

第十四條 各組合ニ於テ組合員ヲ違約處分ニ付シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ本會ニ報告スヘシ

取引停止又ハ除名處分ニ限リ本會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十五條 本會ハ第十四條ノ取引停止又ハ除名處分ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ常任幹事會ニ付シ調査ノ上承認シタル場合ハ之ヲ各組合ニ通知ス

第十六條 各組合ハ第十五條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ其ノ組合員ニ傳達シ解除ノ通知アルマテ該違背者ト取引ヲ爲サシメサルコトヲ要ス

第十七條

各組合ハ本會ヨリ通達ヲ受ケタル事項ヲ其ノ組合員ニ漏レナク告知スルコトヲ要ス

第十八條 各組合ハ新加入者ニ對シ徵收スル加入金ハ壹百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 各組合ハ其ノ組合員ニ對シ徵收スル組合費ハ一店ニ付月額壹圓ヲ超ユルコトヲ得ス

出版業組合卸業組合ニシテ本會ノ承認ヲ經タルモノハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二十條 各組合ハ組合間又ハ組合ト組合員トノ間ニ起リタル營業上ノ紛議ニ關シ本會ニ於テ調停ヲ爲ス場合ハ之ヲ忌避スルコトヲ得ス

第六章 役員

第二十一條 本會ニ幹事三十五人ヲ置ク

幹事ハ各組合ニ於テ其ノ代表議員ノ

互選ナリテ左記割當員數ニ依リ選出シ之ヲ本會ニ通告ス

- 東京出版協會 七人
  - 大阪圖書出版業組合 二人
  - 京都出版業組合 一人
  - 中等教科書協會 二人
  - 各卸業組合 四人
  - 東京書籍商組合 六人
  - 大阪書籍雜誌商組合 二人
  - 各府縣組合 十一人
- 第二十二條 本會ニ會長一人副會長二人ヲ置ク
- 會長副會長ハ幹事會ニ於テ之ヲ互選ス
- 第二十三條 本會ニ常任幹事十七人ヲ置ク
- 常任幹事ハ幹事會ニ於テ左記割當員數ニ依リ之ヲ互選ス
- 東京出版協會 四人
  - 大阪圖書出版業組合 一人
  - 京都出版業組合 一人

中等教科書協會 一人

- 各卸業組合 一人
  - 東京書籍商組合 四人
  - 大阪書籍雜誌商組合 一人
  - 各府縣組合 四人
- 第二十四條 役員ノ任期ハ二ケ年トス
- 第二十五條 本會ニ功勞アリタル者ハ幹事會ノ議ヲ經テ總會ニ於テ顧問ニ推薦スルコトヲ得
- 第二十六條 會長副會長常任幹事ニ缺員ヲ生シタルトキハ幹事會ニ於テ互選シ之ヲ補缺ス
- 補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス
- 第二十七條 役員ノ職務權限左ノ如シ
- 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ處理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ會長ノ職務ヲ行フ
- 常任幹事ハ諸般ノ事項ヲ審議シ日常ノ會務ヲ處理ス
- 幹事ハ重要ノ事項ヲ審議ス

第二十八條

會議ハ總會ト會長ヲ以テ議長トス會長事故アルトキハ副會長之ニ當リ副會長事故アルトキハ常任幹事之ニ當ル

第二十九條 會長ハ幹事會ノ決議ヲ經テ會務執行ニ必要ナル附屬規程ヲ設クルコトヲ得

第三十條 會長ハ常任幹事會ノ協議ヲ經テ事務員ヲ任免ス

第三十一條 役員ハ總テ無報酬トス

第七章 會議

第三十二條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一、總會
- 二、幹事會
- 三、常任幹事會

第三十三條 定時總會ハ毎年十月東京ニ於テ之ヲ開キ左ノ事項ヲ付議ス

- 一、庶務及收支決算並ニ財産目錄ノ報告



二、次年度豫算案  
 三、各組合ヨリ提出ノ議案  
 四、前各號ノ外豫メ會長ヨリ提案シタル事項

第三十四條 總會ハ各組合ノ代表議員ヲ以テ組織ス  
 第三十五條 幹事會ハ毎年一回以上之ヲ開ク  
 常任幹事會ハ會長副會長常任幹事ヲ以テ組織シ毎月一回以上之ヲ開ク  
 第三十六條 總會其ノ他各會議ノ表決權ハ出席者一人一箇トス  
 第三十七條 會長ハ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得  
 第三十八條 總會ハ開會十四日以前ニ會長ヨリ通知ス緊急ノ場合ハ之ヲ短縮スルコトヲ得  
 第三十九條 第三十二條第三號ノ議案ハ總會開會十日前迄ニ會長ニ提出スルコトヲ要ス  
 前項ノ議案ハ幹事會ニ於テ之ヲ審議

シ總會ニ提出ス  
 第四十條 會議ハ出席者ノ多數ヲ以テ決ス可否決セサルトキハ議長ノ裁量ニ依ル  
 第四十一條 議長ハ總會ニ於テ當該問題ニ付特別ノ關係ヲ有スル組合ノ出席議員ニ對シ之カ議事終了マテ退場ヲ求ムルコトアルヘシ

第八章 會計  
 第四十二條 本會ノ會計年度ハ十月一日ヨリ翌年九月末日迄トス  
 第四十三條 本會ノ經費ハ各組合ニ於テ其ノ代表議員一人ニ付年額五拾圓ヲ負擔ス  
 第四十四條 豫算外ノ支出ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ常任幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得  
 第四十五條 會計ハ常任幹事會中ヨリ會計主任二人ヲ互選シテ之ニ當ツ

第九章 制裁  
 第四十六條 各組合ニシテ本規約ニ違

背シ又ハ總會ニ於テ決議シタル事項ニ服從セサルトキハ總會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ爲ス

一、戒告  
 二、千圓以内ノ違約金ノ徴收

第四十七條 各組合ニシテ前條ノ制裁ニ應セサルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名ス

第十章 附則  
 第四十八條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
 第四十九條 本規約ハ昭和十四年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

全國書籍聯合會常任幹事

一、會長 江草 重忠  
 一、副會長 岸 他 丑  
 柏佐 一郎

### 東京出版協會

所在地 神田區小川町三ノ八

電話神田九三〇番  
振替東京五五三一〇番

一、常任幹事  
 東京出版協會 大橋 進一  
 同 鈴木 種次郎  
 同 三樹 愛二  
 同 同  
 大阪圖書出版業組合 博多 久吉  
 京都出版業組合 木村 亥吉  
 中等教科書協會 永井 茂彌  
 元取次協會 大野 孫平

東京書籍商組合 龜井 豐治  
 同 荒川 實  
 同 土屋 右近  
 同 伊藤 貫一  
 同 石田 松太郎  
 大阪書籍雜誌商組合 菊竹 大藏  
 福岡縣書籍雜誌商組合 中村 信以  
 北海道書籍雜誌商組合 西澤 賢吾  
 信濃書籍雜誌商組合 山本 鐵太郎  
 鳥取縣書籍雜誌商組合

### 東京出版協會規約

第一章 總則  
 第一條 本會ハ東京出版協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク  
 第二條 本會ハ東京市及附近ニ營業所

ヲ有スル圖書出版業者ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第三條 本會ハ會員相互ノ和親ヲ教クシ共同ノ利益ヲ増進シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
 本會ノ目的ヲ達スル爲メ諸般ノ事項

ヲ調査シ必要ト認ムル事業ヲ經營ス  
 第四條 本會ハ他ノ各團體トノ聯絡協調ヲ保チ取引ノ統制ヲ行フ爲メ日本出版協會及全國書籍業聯合會ニ加盟ス  
 第五條 本會ハ協議員會ノ決議ニ依リテ別ニ必要ナル各種ノ規程ヲ制定スルコトヲ得 但シ其ノ規程ニシテ會員共通ノ利害ニ重大ナル影響アルヘキモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第二章 會員  
 第六條 本會ニ加入セントスル者ハ本會所定ノ申込用紙ニ本人ノ氏名商號營業所ノ所在地及開業ノ時期其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ紹介者タル會員ノ連署ヲ得テ之ヲ本會ニ提出スヘシ  
 第七條 加入ノ申込アリタルトキハ協議員會ノ決議ニ依リテ其ノ許否ヲ決



第八條 本會ニ加入スル者ハ加入金三十圓ヲ本會ニ納付スルコトヲ要ス

第九條 會員ハ平等ニ會費ヲ負擔ス會費ノ額ハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム

第十條 會員其ノ營業所ヲ移轉シ又ハ氏名若クハ商號ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ本會ニ届出ツルコトヲ要ス

第十一條 會員ハ左ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ喪失ス

- 一 任意ノ退會
- 二 出版業務ノ廢止
- 三 營業所ノ地域外移轉
- 四 死亡
- 五 法人ノ解散
- 六 破産
- 七 除名

前項第四號ノ場合及會員カ隱居ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ相續人カ營業ヲ繼續スルトキニ限り會員タル資格ヲ承繼スルコトヲ得

格ヲ承繼スルコトヲ得

會員タル資格ヲ喪失シタル者ハ本會ニ對シ財産ノ分配若クハ加入金ノ返還ヲ請求スルノ權利ヲ有スルコトナシ

第十二條 會員カ其ノ發行圖書ヲ販賣スルニハ左ノ各號ニ準據スルコトヲ要ス

- 一 全國書籍業聯合會ニ加盟セル卸業組合ノ組合員ニ限り取次卸賣ヲ爲サシム
- 二 全國書籍業聯合會ニ加盟セル販賣組合ノ組合員ニ限り小賣販賣ヲ爲サシム
- 三 前二號ノ規定ニ依リテ卸取引ヲ爲ス場合ノ外總テ定價ヲ以テ販賣ス但シ不正競争ニ涉ラス且ツ卸業者及小賣業者ノ利益ヲ害セサル限ニ於テ特價販賣ヲ爲スコトヲ妨ケス

會員ハ全國書籍業聯合會ヨリ取引停

止ノ被處分者トシテ通達セラレタル者ニ對シ其ノ解除アル迄一切ノ供給取引ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 役員

第十三條 本會ニ協議員二十五人ヲ置ク

第十四條 協議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ無記名投票ニ依リテ之ヲ選舉ス有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ得票同數ナル者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ取り年齢ニ依リテ決定シ難キ者ノ間ニ在リテハ選舉委員會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第十五條 協議員ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

選舉長ハ總會ニ於テ選任セラレタル選舉委員十人ト共ニ投票ヲ管理ス投票終リタルトキハ選舉長ハ選舉委員會ヲ開キ開票、審査及當選ノ決定ヲ爲ス

第十六條 協議員選舉ノ投票ハ會員一人毎ニ一票ヲ限り協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得

總會ノ招集通知書ニ添附セラレタル會員名刺ヲ提出シタル者ヲ以テ會員ト看做ス

第十七條 投票ノ用紙ハ本會ヨリ之ヲ交付ス

第十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二 被選人以外ノ事項ヲ記載シタルモノ

第十九條 投票ニ會員ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シ又ハ被選人ノ何人タルカヲ確認シ難キ字句ヲ記載シタルモノアルトキハ其ノ部分ヲ無効トス

第二十條 協議員ノ任期ハ二年トス但シ次ノ總選舉ヲ行フヘキ總會招集ノ便宜ニ因リ新ニ當選シタル協議員ノ就任スル迄ノ間任期ヲ延長スルコトヲ妨ケス

第二十一條 協議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ得

協議員ニ五人以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フコトヲ要ス但シ前任者ノ殘任期六ヶ月以内ニシテ且ツ會務ニ支障ナキ場合ハ協議員會ノ決議ニ依リテ補缺選舉ヲ行ハサルコトヲ得

第二十二條 補缺選舉ニ於ケル投票ニハ選舉ヲ要スル協議員ノ定數以下ノ被選人ヲ連記スルコトヲ得

第二十三條 補缺選舉ニ依リテ當選シタル協議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第二十四條 協議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ辭任スルコトヲ得ス

第二十五條 協議員ハ報酬ヲ受クルコトナシ但シ其ノ在任中顯著ナル功勞アリタル者又ハ特ニ劇務ヲ處理シタル者ニ對シテハ協議員會ノ決議ニ

依リテ相當ノ謝儀ヲ贈ルコトヲ妨ケス

第二十六條 協議員ハ會長一人及副會長二人ヲ互選ス

第二十七條 會長ハ本會ヲ代表シ全般ノ事務ヲ統轄ス

第二十八條 會長ハ本規約ニ明定スル事務ノ外總テ總會ノ決議及協議員會ノ決議ヲ執行ス

第二十九條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第三十條 協議員ハ協議員會ヲ組織シテ各般ノ議案ヲ審議決定スルノ外協議員會ノ委任ニ依リ各自ニ會務ヲ分掌ス

協議員ハ豫メ協議員會ノ承認ヲ得テ相當ノ代理者ヲ定メ代理セシムルコトヲ得

第四章 會議

第三十一條 會議ヲ分テ總會及協議員



會ノ二種トス  
 第三十二條 定時總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク  
 定時總會ニ於テハ前年度ノ庶務及會計ノ報告ヲ爲シ且ツ當年度ノ收支豫算ヲ付議スルコトヲ要ス  
 第三十三條 臨時總會ハ協議員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ何時ニテモ之ヲ開クコトヲ得  
 會員三十人以上ノ同意ニ因リ付議事項ヲ明示シテ臨時總會ヲ招集スヘキコトヲ請求シタルトキハ遲滞ナク之ヲ開クコトヲ要ス  
 第三十四條 總會ニ於テハ前條第二項ノ場合及本規約ニ依リ總會ニ付議スルコトヲ要スルモノト定メタル場合ノ外協議員會ノ決議ニ依リテ總會ニ付議スヘキ事項ヲ議スルコトヲ得  
 第三十五條 總會ヲ開クトキハ開會七日前ニ會員ニ對シ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル招集通知書ヲ發ス

ルコトヲ要ス  
 前項ノ期間ハ急速ヲ要スル事情ノ存スル場合ニ限リ之ヲ二十四時間迄ニ短縮スルコトヲ得  
 第三十六條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外之ヲ議スルコトヲ得ス  
 第三十七條 總會ノ招集通知書ニ添附セラレタル會員名刺ヲ提出シタル者ニ非サレハ總會ニ於テ發言及表決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第三十八條 協議員會ハ毎月一回之ヲ開ク  
 會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス臨時ニ協議員會ヲ開クコトヲ得  
 第三十九條 協議員會ニ於テハ本規約又ハ本規約ニ基キテ制定セラレタル各種ノ規程ニ依リ協議員會ノ決議ヲ要スヘキ事項及臨時協議員ノ提案シタル事項ヲ審議決定ス  
 日本出版協會ノ理事及全國書籍業聯

合會ノ代表議員ノ詮衡推選ハ協議員會ニ於テ之ヲ行フ  
 第四十條 會議ヲ開クトキハ總會長之ヲ招集ス  
 第四十一條 會長ハ會議ノ議長ト爲リ議場ヲ整理ス  
 會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ副會長事故アルトキハ協議員ノ互選ニ依リテ議長ヲ定ム  
 第四十二條 會議ニ於ケル付議事項ハ本規約ニ特別ノ規定ヲ存スルモノノ外出席者ノ過半数ヲ以テ可否ヲ決ス付議事項ニ關シテ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス  
 第五章 會計及財産ノ管理  
 第四十三條 本會ノ經費ハ會費及加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ  
 第四十四條 緊急ノ須用ニ因リ豫算外ノ支出ヲ爲シ又ハ一時借入ヲ爲スノ

必要アルトキハ協議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
 第四十五條 會計年度ハ曆年ニ依ル  
 第四十六條 會計ノ事務ハ會計主任ノ管理ニ屬ス  
 會計主任ハ二人トシ協議員ノ互選ニ依リテ之ヲ定ム  
 第四十七條 事務ノ便宜ニ因リ通常會計ノ外ニ特別會計ヲ設クルコトヲ得  
 第四十八條 本會ノ基本金及收入金ヲ寄託スヘキ銀行ハ協議員會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム  
 第四十九條 本會ノ有スル主要財産ノ管理ニ付別ニ協議員ノ互選ニ依リテ管理委員ヲ置クコトヲ得  
 管理委員ノ員數及權限ハ協議員會ノ決議ニ依リテ之ヲ定ム  
 第六章 制裁  
 第五十條 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ除名ス

一 會費ノ納付ヲ怠ルコト六ヶ月以上ニ及ヒタル者  
 二 過料ノ制裁ヲ科セラレテ之カ徴收ニ應セサル者  
 第五十一條 會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ハ情狀ニ因リ之ヲ除名シ若クハ之ニ千圓以下ノ過料ヲ科ス  
 一 故意ニ本會ノ信用ヲ毀損シタル者  
 二 著シク本會ノ體面ヲ汚損シタル者  
 三 不正競争ノ目的ヲ以テ他ノ會員ノ信用ヲ毀損シタル者  
 四 他ノ會員カ圖書ノ出版ニ關シテ専有スル發行販賣ノ利益ヲ侵害シタル者  
 第五十二條 本規約ニ基キテ制定セラレタル各種ノ規程ニ於テ別ニ制裁ノ規定ヲ設クルコトヲ妨ケス 但シ制裁ノ種類及限度ハ前二條ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十三條 本章ノ規定ニ依リ會員ニ對シ制裁ヲ科スル場合ニハ協議員會ニ於テ事實ヲ審査シ其ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス  
 前項ノ決議ヲ爲スヘキ協議員會ニハ協議員十五人以上出席シテ其ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス  
 第七章 規約ノ變更  
 第五十四條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
 第五十五條 本規約ヲ變更スヘキ總會ノ議事ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可否ヲ決ス  
 附 則  
 第五十六條 本規約ハ昭和三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第五十七條 本規約施行ノ際現ニ協議員タル者ノ任期ハ仍ホ舊規約ニ依ル



第五十八條 本規約施行前ニ制定セラレタル各種ノ規定ハ本規約ニ基キテ制定セラレタルモノト看做ス

地方取引規定

第一條 本規定ハ東京出版協會會員ノ發行發賣スル出版物ニ付キ會員ト東京以外ノ地方販賣業者トノ間ニ行ハルル卸賣取引ヲ規律スルモノトス
第二條 雜誌、中等教科書其他特種ノ出版物ニ付キ他ノ本會若クハ組合ニ於テ特別ナル取引規定ヲ存スルモノハ先ツ其規程ニ準據ス
第三條 繼續シタル委託取引、返品條件附ノ賣切取引其他特異ノ取引ヲ行フ者ハ豫メ取引條件ヲ協定シテ權利關係ヲ紛雜セシメサルコトニ注意スルヲ要ス
第四條 註文ニ因ル取引ニ付キ豫メ特別ノ取引條件ヲ協定セサルモノハ總

テ左ノ各項ニ準據スヘキモノトス
一 毎月二十日現在ヲ以テ送品代金及注文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切リ計算シテ其月末ニ註文者ヨリ全額ノ送金ヲ受クルモノトス
二 發送ノ荷造費及運賃ハ註文者ノ負擔トス
三 出荷主ノ意思ニ基キ小包郵便、客車便其他普通便ヨリ多額ナル運費ヲ要スル輸送方法ニ依リタルモノニ在リテハ出荷主ニ於テ其運費ノ半額ヲ負擔ス
第五條 平常連續シテ月末清算取引ヲ爲スノ協定ナキ地方販賣業者ヨリノ註文ハ總テ前金若クハ代金引換ノ方法ニ據ル此場合ニ於ケル荷造費、運賃及代金引換ノ手数料ハ註文者ノ負擔トス
第六條 註文ニ因リ送付シタルモノハ返品スルコトヲ得ス 但現品ニ落丁、緩達其他ノ瑕疵アリタルニ因リ

引替ヲ請求スルモノハ此限ニ在ラス
第七條 明白ナル過誤ニ因リ注文違ヲ生シタル場合ニハ註文者遲滞ナク其事由ヲ説明シテ注文替又ハ注文取消ヲ爲スコトヲ得 但之カ爲メニ生シタル損害ハ註文者ノ負擔トス
第八條 註文ニ因リ發送シタルモノカ到着前ニ出荷又ハ註文者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ紛失又ハ毀損シタル場合ニ於テハ之ニ因リ生シタル損害ヲ出荷主及注文者平等ニ分擔スヘキモノトス
第九條 新刊委託取引ニ付キ豫メ特別ノ取引條件ヲ協定セサルモノハ總テ左ノ各項ニ準據スヘキモノトス
一 受託者ハ一ヶ月以上新刊見本ヲ陳列スルノ義務ヲ負フ
二 發送ノ月ヨリ三ヶ月以内ニ於テ返品スルコトヲ得ス
三 發送ノ月ヨリ六ヶ月ヲ經過シタ

ルトキハ返品スルコトヲ得ス此期限經過後ハ總テ殘品ヲ買切りタルモノト看做ス
四 委託者ノ必要ニ因リ殘品ノ返送ヲ申出テタル際受託者遲滞ナク之ヲ返送セサルトキハ總テ殘品ヲ買切りタルモノト看做ス
第十條 受託者カ商品ノ取扱ニ付キ善良ナル注意ヲ懈リタルニ因リ生シタル汚損毀滅ノ損害ハ當該受託者ノ負擔トス
第十一條 地方販賣業者ニシテ會員ニ對シ取引上ノ義務ヲ履行セス又ハ取引上ノ信義ニ背戻スルノ行爲アリタルトキハ被害者タル會員ヨリ其實事ヲ本協會ニ申告シテ之カ審査ヲ求ムルコトヲ得
第十二條 前條ノ審査ヲ求メラレタルトキハ特ニ審査委員ヲ設ケテ事實ヲ審査セシム
第十三條 審査委員ハ七人トシ各事件

毎ニ協議員ノ互選ヲ以テ定ム
第十四條 審査委員ニ於テ審査ヲ遂ケタル結果ハ之ヲ協議員會ニ報告シ第十一條所定ノ行爲アリタルコトノ明瞭ナル場合ニ於テハ其實事ヲ會報ニ掲載シテ會員ニ通報ス
附 則
第十五條 本規定ハ昭和二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

東京出版協會協議員

會長 江草 重忠
副會長 大橋 進一

副會長 鈴木種次郎
矢島 一三 目黒 四郎
岡本 正一 明治 書院
富山 房 大葉 久治
長坂 金雄 神戸 文三郎
山崎 清一 三省 堂
丸善株式會社 小川 菊松
橋本 福松 アル ス
福岡 益雄 有朋 堂
興文 社 來島 捨六
南條 初五郎 成美 堂
東洋圖書株式會社 中土 義教

中等教科書協會

所在地 神田區小川町三ノ八
電話神田九三〇番



### 中等教科書協會規約

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ大阪市ニ置ク

第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

#### 第二章 會 員

第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其營業所、商號、氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ

入會ノ申込ニ對シテハ幹事會之カ諾否ヲ決ス

入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金參拾圓ヲ納付スヘシ

第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス

第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ

テ其旨本會ニ申出ツヘシ

退會ノ諾否ハ幹事會之ヲ決ス

第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及ヒ會費ノ返還又ハ財產ノ分配ヲナサス

第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ

#### 第三章 役 員

第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十六名ヲ選出ス内十二名ハ本部ニ於テ四名ハ支部ニ於テ選舉ス

但シ支部選出ノ幹事ハ三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ京都會員中ヨリ選フモノトス

幹事ノ選舉ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支部ニ在リテハソレヨリ五日前ニ支部會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行フ

但シ再選ヲ妨ケス

第十條 幹事ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半數以内ノ缺員ノ場合ト雖モ補缺選舉ヲ行フコトヲ得

補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス

別ニ支部選出ノ幹事ハ支部長一名ヲ互選ス

第十二條 役員ノ權限左ノ如シ

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル

之ヲ決ス

#### 第五章 會 計

第二十二條 本會ノ經費ハ會費、入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル

第二十四條 本會ハ篤志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス

基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入トス

但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スルトキハ會員ノ過半數出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

#### 第六章 制 裁

第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セラル圖書ノ發行若シクハ專賣ノ依託ヲ受タルコトヲ得ス

### 中等教科書協會規約

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ大阪市ニ置ク

第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

#### 第二章 會 員

第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其營業所、商號、氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ

入會ノ申込ニ對シテハ幹事會之カ諾否ヲ決ス

入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金參拾圓ヲ納付スヘシ

第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス

第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ

テ其旨本會ニ申出ツヘシ

退會ノ諾否ハ幹事會之ヲ決ス

第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及ヒ會費ノ返還又ハ財產ノ分配ヲナサス

第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ

#### 第三章 役 員

第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十六名ヲ選出ス内十二名ハ本部ニ於テ四名ハ支部ニ於テ選舉ス

但シ支部選出ノ幹事ハ三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ京都會員中ヨリ選フモノトス

幹事ノ選舉ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支部ニ在リテハソレヨリ五日前ニ支部會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行フ

但シ再選ヲ妨ケス

第十條 幹事ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半數以内ノ缺員ノ場合ト雖モ補缺選舉ヲ行フコトヲ得

補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス

別ニ支部選出ノ幹事ハ支部長一名ヲ互選ス

第十二條 役員ノ權限左ノ如シ

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル

之ヲ決ス

#### 第五章 會 計

第二十二條 本會ノ經費ハ會費、入會金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル

第二十四條 本會ハ篤志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス

基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入トス

但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スルトキハ會員ノ過半數出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

#### 第六章 制 裁

第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セラル圖書ノ發行若シクハ專賣ノ依託ヲ受タルコトヲ得ス

支部長ハ會長指揮ノ下ニ支部ノ會務ヲ管理シ支部會ヲ召集シ其議長トナル

支部長事故アルトキハ支部選出ノ幹事之ニ代ル

第十三條 會長ハ事務員ヲ任免ス

第十四條 役員ハ無給トス

但シ役員ニシテ繁劇ノ事務ニ當リ又ハ特ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ

#### 第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ左ノ五種トス

一、定時總會

二、常集會

三、臨時總會

四、幹事會

五、支部會

第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス

一、前年度ノ庶務及ビ財産目錄、收支決算ノ報告



第二十六條 中等教科書出版業者ニシテ故意ニ本會ニ入會セス本會ノ目的ヲ阻碍シ會員共同ノ利益ニ反スル行爲アリタル時ハ本會ヨリ中等教科書販賣業者ニ向ツテ該出版業者ノ發行セル中等教科書ノ販賣ヲ拒絕スルコトヲ申込ムモノトス

中等教科書販賣業者ニシテ前項ノ申込ニ應セサルトキハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス

第二十七條 會員ニ對シ中等教科書代金ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之ヲ調査ヲナシ其延滞者ニ對シ支拂方ヲ勸告ス延滞者勸告ニ應セサル場合ハ會員ナルトキニ第二十八條ニヨリテ處分シ會員外ナルトキハ其者ト會員全體トノ取引ヲ停止ス

前項ノ勸告ニ應セサル者ト尙取引ヲ

繼續スル會員ニ對シテモ第二十八條ヲ準用ス

第二十八條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ常集會又ハ總會ノ決議ヲ以テ金五百圓以内ノ違約金ヲ課シ又ハ除名スルコトアルヘシ

一、本會ノ體面ヲ汚損シタル者

二、會費又ハ賦課金納入ノ義務ヲ三箇月以上怠リタル者

三、本規約及ヒ取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シタル者

第七章 規約變更

第二十九條 本規約ハ會員ノ過半数出席シタル定時總會又ハ臨時總會ニ於テ決議スルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

附 則

第三十條 本規約ハ昭和九年一月二十日ヨリ施行ス

第三十一條 本規約施行以前ニ會員タル者ハ第一條ノ資格ナキ者ト雖モ引續キ會員タルコトヲ得 以上

中等教科書協會幹事

- |        |       |
|--------|-------|
| 會長     | 永井 茂彌 |
| 副會長    | 佐藤 正叟 |
| 目黒書店   | 明治書院  |
| 六 盟 館  | 文 學 社 |
| 文 光 社  | 東京開成館 |
| 早稻田圖書  | 興 文 社 |
| 出版社    | 山 海 堂 |
| 富 山 房  | 山 海 堂 |
| 大阪實文館  | 大阪修文館 |
| 大阪三宅書店 | 京都金港堂 |

東京市中等教科書販賣協會

所在地 神田錦町二ノ二  
電話神田三一三九

東京市中等教科書販賣協會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ東京書籍商組合員ニシテ中等教科書ヲ販賣スル者ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ東京市中等教科書販賣協會ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 目 的

第三條 本會ハ中等教科書ノ販賣ニ關シ會員各自ノ受持學校ニ對スル供給ノ完全ヲ期シ併テ斯業ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

東京市中等教科書販賣協會

二四三

第四條 本會ハ第三條ノ目的ヲ達成スル爲メニ中等教科書協會ト連絡ヲ取ルモノトス

第三章 會 員

第五條 本會會員ヲ左記ノ二種ニ分ツ

一 甲 會員

二 乙 會員

甲會員ハ中等教科書ノ仲間卸ヲナス者トス

乙會員ハ受持學校へ中等教科書ノ販賣ヲナス者トス

第六條 本會ニ入會セントスル者ハ甲、乙、何レカノ會員タルノ資格ヲ有スル者ニ限リ其營業所、商號、氏

名ヲ記シ本會會員中二名ノ紹介者連記ノ上入會金ヲ添ヘテ申込ムモノトス 但シ乙會員ハ其受持學校名ヲモ添記スルヲ要ス

此ノ場合是カ諾否ハ幹事會ニ於テ決ス

第七條 會員ニシテ名義變更又ハ營業讓渡ヲナサントスル者ハ速ニ本會ニ届出テテ其承認ヲ經ヘシ 但シ他人ヨリ營業ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ新規加入ノ手續ヲナスコトヲ要ス

此ノ場合讓受人ハ前會員ノ會員間ニ於ケル取引上ノ一切ノ義務ヲ繼承スルモノトス

第八條 會員ニシテ任意退會ヲナス場合ト云ヘトモ入會金及會費ノ返還並ニ財産ノ分配ヲナササルモノトス

第四章 役 員

第九條 本會ハ左記ノ幹事ヲ置ク  
甲會員中ヨリ十名



乙會員中ヨリ十名  
幹事ハ互選ヲ以テ會長一名 副會長一名 會計主任二名ヲ定ム  
幹事ハ幹事會ノ決議ニ依リ中等教科書協會ノ正副會長ヲ顧問ニ推薦スル事ヲ得

第十條 幹事ノ選舉ハ總會ニ於テ甲乙各十名ヲ無記名連記投票ヲ以テ行フ得點者中ヨリ高點順ニヨリ甲、乙、幹事各十名ヲ當選者ト定ム  
甲、乙兩會員ノ資格ヲ有スル會員ハ被選舉權ニ限リ甲會員ノ資格トス 幹事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス  
幹事中ニ五名以上ノ缺員ヲ生シタル時ハ補缺選舉ヲ行フ  
補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 役員ノ權限左ノ如シ  
一 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ會議ヲ召集シ會議ノ議長トナル

二 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
三 會計主任ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス  
四 幹事ハ諸般ノ議案ヲ處理シ正副會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十二條 幹事ハ無報酬トス但シ功勞アリタル者若シクハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ經テ表彰若シクハ謝禮ヲ爲スコトヲ得

第五章 會 議

第十三條 會議ヲ分テ左記ノ三種トス  
一 定時總會  
二 臨時總會  
三 幹事會  
定時總會ハ毎年二月中之ヲ開ク  
臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開ク

幹事會ハ會長必要ニ應ジ之ヲ開ク

第十四條 本規約ニ規定アルモノ、外ハ幹事會ニ於テ審議シテ之ヲ處理ス

第六章 會 計

第十五條 本會ノ經費ハ入會金及會費其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス  
第十六條 入會金及會費ヲ左記ノ通り定ム  
甲會員 入會金五拾圓 會費年額拾圓  
乙會員 入會金拾圓 會費年額參圓

第七章 制 裁

第十七條 會員ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ常ニ和衷協同ノ精神ヲ遵守シ若シ會員中ニ紛爭ヲ生シタル場合ハ幹事會ニ當ルコトアルヘシ

第十八條 會員ハ他ノ會員ノ受持學校ハ中等教科書ノ供給ヲナスコトヲ得ス

第十九條 會員ハ全國中等教科書販賣

協會會員以外ノ者ト取引スルコトヲ得ス

第二十條 會員ハ教科書ノ版本及見本ヲ受持學校ニ對シ賣買スルコトヲ得ス

第二十一條 會員中左記ノ行爲アリタル者ハ幹事會ノ決議ヲ以テ第二十二條ノ規定ヲ適用スヘシ  
一 第十八條、第十九條、第二十條ノ規定ニ違背シタル者  
二 學校直賣ニ際シ割引行爲ヲナシタルモノ又ハ爲サントシタル者  
三 幹事會ノ決議ニ服セサル者  
四 取引上ノ支拂ヲ延滞シタル者  
五 會費一ケ年以上納入セサル者

第二十二條 制裁規定ヲ左記ノ通り定ム  
一 戒 告  
二 五百圓以下ノ違約金  
三 取引停止  
四 除 名

第八章 規約變更

第二十三條 本規約ハ定時總會又ハ臨時總會ニ於テ出席會員ノ過半數ヲ以テ決議スルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

中等教科書販賣協會幹事

會長 林 武 次  
副 島村 水之助

青年學校教科書協會

所在地 神田區小川町三ノ八  
電話 神田九三〇番

第一條 本會ハ青年學校教科書出版者ヲ以テ組織ス  
第二條 本會ハ青年學校教科書協會ト

淺見文林堂	飯島 將嘉
岩田 岩吉	小神 正春
大野富士松	加 島 萃
栗田 確也	杉田 勘太郎
竹内 淳郎	東都書籍會社
長澤 常太郎	林 五 郎
松崎 善太郎	丸山 常藏
三澤 朝一	柳澤 盛平
山崎 清一	山岸 武次



稱シ本部ヲ東京市ニ支部ヲ大阪市ニ置ク

第三條 本會ハ文部當局ノ精神ヲ體シ青年學校教科書ノ改善進歩ヲ計リ之カ供給普及ノ方法ヲ講シ青年學校教育ノ振興ニ寄與スルヲ以テ目的トス

第二章 會 員

第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其住所、名稱、代表者等ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ入會ノ申込ニ對シテハ幹事會之カ諾否ヲ決ス

入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金貳拾圓ヲ納付スヘシ

第五條 會員ハ會費トシテ毎月金參圓ヲ納付スルモノトス

第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申出ツヘシ

退會ノ諾否ハ幹事會之ヲ決ス

第七條 退會者、除名者ニ對シテハ入

會金及ヒ會費ノ返還又ハ財産ノ分配ヲナサス

第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタルモノニハ總會ノ決議ヲ經テ表彰スルコトアルヘシ

第三章 役 員

第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十二名ヲ選出ス内十名ハ本部ニ於テ二名ハ支部ニ於テ選舉ス

幹事ノ選舉ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ於テ支部ニ在リテハソレヨリ以前ニ支部會ヲ開キテ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行フ

但シ再選ヲ妨ケス

幹事ノ任期ハ定時總會終了後次ノ定時總會迄トス

第十條 幹事ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルト

キハ半數以內ノ缺員ノ場合ト雖補缺選舉ヲ行フコトヲ得

補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條 幹事ハ會長一名 副會長一名ヲ互選ス

第十二條 役員ノ權限左ノ如シ

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會議ヲ召集シ其議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

幹事ハ各般ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキハ之ニ代ル

第十三條 會長ハ事務員ヲ任免ス

第十四條 役員ハ無給トス

但シ役員ニシテ繁劇ノ事務ニ當リ又ハ特ニ功勞アリタル者ニハ總會ノ決議ヲ經テ表彰又ハ報酬ヲナスコトアルヘシ

第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

一、定時總會

二、臨時總會

三、幹事會

第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議決ス

一、前年度ノ庶務及財産目錄、收支決算ノ報告

二、收支豫算

三、幹事ノ選舉

四、前各項ノ外豫メ會長ヨリ提出シタル議案

第十七條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開キ會長提出ノ議案ヲ審議ス

第十八條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ處理ス

但シ會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得

第十九條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アルモノノ外ハ出席會員ノ過半數ヲ

以テ決ス 可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章 會 計

第二十條 本會ノ經費ハ會費、入會金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル

第二十二條 本會ハ篤志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部ヲ積立テ基本金トナス

基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入トス

但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要スル時ハ會員ノ過半數出席シタル定時總會又ハ臨時總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 制 裁

第二十三條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ總會ノ決議ヲ以テ金壹千圓以

內ノ違約金ヲ課シ又ハ除名スルコトアルヘシ

一、本會ノ體面ヲ毀損シタルモノ

二、會費納入ノ義務ヲ三箇月以上怠リタル者

三、本規約及取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シタル者

第二十四條 青年學校教科書出版者ニシテ故意ニ本會ニ入會セス本會ノ目的ヲ阻碍シ會員共同ノ利益ニ反スル行爲アリタル時ハ本會ヨリ青年學校教科書販賣業者ニ向ツテ該出版者ノ發行スル青年學校教科書ノ販賣ヲ拒絕スルコトヲ申込ムモノトス

青年學校教科書販賣業者ニシテ前項ノ申込ミニ應セサルトキハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス

第二十五條 會員ニ對シ青年學校教科書代金ノ支拂ヲ延滞シタル者アリタル時ハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請求スルコトヲ得



前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之  
カ調査ヲナシ其延滞者ニ對シ支拂方  
ヲ勸告ス 延滞者勸告ニ應セサル場  
合ハ會員ナル時ハ第二十三條ニヨリ  
テ處分シ會員外ナルトキハ其者ト會  
員全體トノ取引ヲ停止ス  
前項ノ勸告ニ應セサル者ト尙取引ヲ  
繼續スル會員ニ對シテモ第二十三條  
ヲ準用ス

第七章 規約變更

第二十六條 本規約ハ會員ノ過半數出  
席シタル定時總會又ハ臨時總會ニ於  
テ決議スルニアラサレハ變更スルコ  
トヲ得ス

附 則

第二十七條 本規約ハ昭和十四年十月  
三日ヨリ施行ス

以上

青年學校教科書協會役員

會長 坂本 守 正  
副會長 横尾 民 藏

日本雜誌協會

所在地 神田區駿河臺一ノ七  
電話神田四九五〇番

日本雜誌協會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ日本雜誌協會ト稱ス  
第二條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク  
第三條 本會ハ左ニ該當スル雜誌發行  
業者及雜誌大取次業者ヲ以テ組織ス  
一 雜誌發行者 本邦内ニ於テ雜  
誌ヲ發行發賣スル者若ハ外地ニ於  
テ本邦内ニ共通スル雜誌ヲ發行シ  
其特定發賣所ヲ本邦内ニ置ク者  
二 雜誌大取次業者 前掲ノ雜誌發  
行者ヨリ其發行ニ係ル雜誌ヲ直  
接取次キ洽ク各地ノ販賣機關ニ配  
給スル業務ニ従事スル者  
第四條 本會ハ雜誌ノ世益ニ及ホス公

日本雜誌協會

共性ニ鑑ミ業者相提携戮力シテ斯業  
ノ健全ナル發達ヲ圖リ以テ國運ノ進  
展文化ノ向上ニ貢獻センコトヲ目的  
トス

第五條 本會ハ前條ノ趣旨ニ基キ左記

- 各號ノ事項ヲ處理及遂行ス
- 一 雜誌ノ機能強化並ニ其指導精神  
ノ發揚
- 二 雜誌發行大取次中次販賣各業者  
間ノ調整及取引ノ全般ニ關スル研  
究並ニ之ニ伴フ諸方針ノ確立
- 三 雜誌ノ販賣方法ノ統制及各種雜  
誌ノ全般的普及促進ニ關スル諸方  
策
- 四 雜誌販賣上ノ弊害防止ニ關スル  
諸對策

五 雜誌及雜誌ニ關スル文獻其他重  
要參考資料ノ蒐集並ニ調査  
六 總會ノ決議ニ依ル諸案件ノ實施  
及會員相互ノ利害ニ關スル諸懸案  
ノ解決  
七 會報及緊急諸通報ノ發行頒布

第二章 會 員

第六條 本規約施行前ヨリノ雜誌發行  
業者及雜誌大取次業者タル現在ノ會  
員ハ其儘既存ノ資格ヲ存續ス  
新ニ會員タラントスル雜誌發行者  
ハ本章中ノ條規ニ基キ入會其他必要  
ナル手續及之ニ附隨スル一定ノ順序  
ヲ經ルニ依リテ其資格ヲ獲得ス  
第七條 前條第二項ニ依リ入會セント  
スル者ハ本會特定ノ用紙ニ指示ノ記  
入及署名捺印ヲ了シ雜誌大取次業者  
タル會員一名ノ副署並ニ證印ヲ受ケ  
入會金參拾圓及第十條ニ規定ノ會費  
六箇月分並ニ其發行ノ雜誌一部ヲ添

二四九



ヘテ申込ムモノトス

第八條 入會セントスル者ニシテ二種以上ノ雜誌ヲ發行シ其發行所名ヲ二個以上使用セントスル場合ハ其内一個ヲ代表發行所名トシテ之ニ對シテハ前條ノ規定ヲ適用ス爾餘ノ發行所名ニ對シテハ前條ニ規定ノ手續ト共ニ特別入會金貳拾圓及會費三箇月分ヲ即納スルモノトス

既ニ會員ニシテ一個ノ發行所名ヲ其發行雜誌ノ若干種ト共ニ二個以上ニ分立セントスル場合ハ第十一條及第十二條中ノ各該當規定ヲ適用ス

第九條 第七條又ハ前條第一項ノ入會申込者ニ對スル會員資格ノ承認ハ評議員會ノ決議ニ依リ其通知書ヲ發シタルトキヲ以テ確定ス但承認シ難キ事由アル者ニ對シテハ既納ノ入會金及會費ヲ返還ス

第十條 會員ハ左記ニ從ヒ三箇月分宛ノ會費ヲ前納スルコトヲ要ス但一月

四月七月十月ノ一定納期毎ニ本會之ヲ集金ス

一 雜誌發行業者  
基本會費 一發行所名ヲ以テ一雜誌ヲ發行スル者 月額金壹圓  
附加會費 一發行所名ヲ以テ二種以上ノ雜誌ヲ發行スル者ハ一種ヲ増ス毎ニ 月額金五拾錢

二 雜誌大取次業者 月額金五圓

第十一條 左記各號中ノ事項ノ生シタルトキハ其權利ノ移轉ニ關スルモノニアリテハ新ニ權利ヲ取得シタル者ヨリ其他ハ現在ノ經營者ヨリ第十二條ニ規定ノ登錄料ヲ要スルモノハ之ヲ添附シテ届出テ第一號乃至第六號ノ事項ニ付キテハ評議員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス又第一號ノ事項ニ屬スル届出ニハ雜誌ノ實物見本ヲ添附シ第二號第三號ノ事項ニ屬スル場合ハ之ヲ證明スヘキ連署又ハ書類ノ提出ヲ要ス本條中ノ承認ヲ拒否シタ

ル場合ハ既納ノ登錄料ヲ返還ス  
權利ノ移轉ニ關スル事項ニシテ規定ノ手續ヲ完了セズ之ニ因リテ當事者間ニ紛争ヲ惹起スルコトアルモ本會ニ其決裁又ハ處置ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

一 雜誌ノ創刊改題若ハ分科ノ所屬變更

二 雜誌ノ發行又ハ營業ノ權利ノ讓受

三 相續若ハ組織變更其他前號以外ノ事由ニ基ク權利者名義又ハ資格ノ異動

四 發行所名又ハ商號ノ改稱

五 一個ノ發行所名ヲ以テ二種以上ノ雜誌ヲ發行スル者カ其發行雜誌ト共ニ發行所名ヲ二個以上ニ分立シタル場合

六 二個以上ノ發行所名ヲ併合シタル場合

七 發行所又ハ營業所在地ノ變更

八 廢業若ハ雜誌ノ廢刊又ハ六箇月付上ニ互ル雜誌ノ休刊或ハ其復刊

第十二條 前條第一號乃至第六號ニ該當スル各事項ニ付キテハ左記ノ區別ニ從ヒ届出ト同時ニ登錄料ヲ納付スルコトヲ要ス

第一號中ノ創刊 金貳拾圓  
同號中ノ改題 金拾圓  
第二號ノ權利ノ讓受 金貳拾圓  
第三號中相續ヲ除ク以外ノ各異動 金拾圓  
第四號ノ發行所名又ハ商號ノ改稱 金五圓  
第五號ノ發行所名ノ分立 金貳拾圓  
第六號ノ發行所名ノ併合 金五圓  
同 金五圓

第十三條 既納ノ會費及諸納付金ハ第九條但書又ハ第十一條第一項ノ承認ヲ拒否シタル場合ヲ除クノ外退會廢刊其他事由ノ如何ニ拘ラス之ヲ返還

第十四條 雜誌ノ題號發行所ノ名稱並ニ商號ニシテ現ニ他ノ者ノ使用ニ係ルモノ及其使用廢止後一箇年ヲ經過セサルモノ或ハ是等ト殆ト混同シ易キ虞アルモノヲ目的ヲ同クシテ若ハ之ヲ轉換シテ題號名稱商號ノ執レカニ替用シ又ハ他ノ者ノ綜合考案ニ成レリト認メラルル雜誌ノ表紙圖樣色調字形等ノ全體ニ涉リ故意ニ之ヲ模倣スルカ如キ行為アルヲ得ス過失ニ因ルモノ亦之ニ準ス但先用者ノ承諾書ヲ提出シ評議員會ノ承認ヲ經タル者ハ此限ニアラス

法定上ノ登記又ハ登錄ヲ經タル商號若ハ商標意匠等ニシテ權利ノ存續期間中ニアルモノハ其權利者タル會員カ現ニ之ヲ使用セサル場合ト雖前項ヲ適用ス

前二項ニ對スル各處置ハ共ニ利害當事者ノ請求ニ依リ評議員會ニ於テ之

第十五條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ本會ヨリノ通知ノ有無ニ關セズ會員タルノ資格ヲ喪失ス

一 營業ノ廢止

二 發行又ハ營業ノ權利ノ讓渡

三 廢刊若ハ休刊一箇年ヲ超ユルモノ

四 會費ノ滯納六箇月ヲ超ユルモノ

五 退會除名死亡又ハ所在不明六箇月ニ及ヘルモノ若ハ第十一條第二號第三號ノ手續ヲ爲ササルモノ

第三章 評議員役員及選舉

第十六條 本會ハ評議員二十名ヲ置ク  
評議員 ヨリ左ノ役員ヲ互選ス  
會長 一名  
副會長 一名  
會計監督 二名

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ執行ス



第十八條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ職務ヲ行フ

第十九條 會計監督ハ金錢出納並ニ財產及物件ニ關スル事項ヲ擔任ス

第二十條 評議員ハ評議員會ニ於テ發議權及決議權ヲ行使シ當時ニアリテハ擔當ノ各事項ヲ分掌ス役員ニ互選セラレタル評議員亦同シ

第二十一條 評議員ノ選舉ハ總會ニ於テ會長選舉長ニ當リ選舉委員若干名ヲ指名シ選舉委員會ヲ組織シテ之ヲ行フ

第二十二條 評議員選舉ノ投票ハ總會會場ニ於テ交付ノ投票用紙ヲ用ヒ豫メ回付シ置キタル會員名簿ニ掲載セラレタル發行所名又雜誌大取次業者ニアリテハ商號ニ依リ連記無記名ヲ以テ之ヲ爲ス發行所名若ハ商號ヲ缺ク者ハ氏名ニ依ル前項ノ會員名簿ハ毎年度第一日調査ノ現在會員ヲ收メテ之ヲ複製ス

第八條ニ該當スル者ハ其代表發行所名一個ニ付キテノミ選舉權ヲ有ス被選舉權亦同シ

第二十三條 評議員ノ選舉ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル投票ハ之ヲ無効トス無効投票數カ全投票數ノ三分ノ一ヲ超ユル場合ハ其選舉ヲ無効トシ更ニ日時場所ヲ定メテ再選舉ヲ行フ

一 本會所定ノ投票用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選舉者ノ發行所名商號若ハ氏名以外ノ事項ヲ記載シタルモノ

三 被選舉者ノ發行所名商號若ハ氏名ノ記載不明ナルモノ及重複記載ノモノニ對シテハ各其部分

四 不正又ハ不當ノ疑アリテ選舉委員會ニ於テ其實ヲ認メタルモノ

第二十四條 評議員ノ當選決定ハ得票最高ノ者ヨリ順次定員數ニ及ホシ得票同數ナルトキハ既往ノ評議員就任ノ有無又ハ就任年數ヲ順位ノ標準ト

シ次ニ入會順ニ從テ入會順ノ判明シ難キ場合ハ年長順其孰レニモ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依ル

第二十五條 評議員ノ任期ハ二箇年トシ次期ノ選舉終了ノ確定スルマテ在任ス但改選ノ結果重任スルコトヲ妨ケス

會長副會長會計監督ノ任期其他亦同シ

第二十六條 評議員及役員ニシテ左記各號ノ一ニ該當シタル場合ハ其資格ヲ失フ但第二號ノ場合ハ評議員會ノ詮議ニ依ル

一 第十五條ノ各號ノ一ニ該當シタルモノ

二 當選當時ノ被選舉條件又ハ其本質ニ異動ヲ來シタルモノ

第二十七條 評議員又ハ役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ但會務ニ支障ヲ來タササル場合ハ補缺セサルコト得

補缺選舉ニ依リ就任シタル評議員及役員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十八條 會長副會長ニ四年以上會計監督ニ六年以上又ハ評議員ニ十年以上就任セル各退任者ニシテ評議員會ノ決議ニ依リテ特ニ指名セラレタル場合ハ本會ノ會務ニ關スル諮問事項ニ提言シ又ハ囑託事項ニ參與スルコトヲ得

第四章 會 議

第二十九條 會議ヲ分チテ總會及評議員會トス

第三十條 總會及評議員會ハ會長之ヲ招集シ之カ議長トナリ議事ノ整理議場ノ秩序ヲ維持ス會長事故アルトキハ副會長之ニ代リ會長副會長共ニ事故アルトキハ評議員會ニ於テ臨時ノ措置ヲ執ルコトヲ得

第三十一條 總會ハ毎年一回一月中ニ之ヲ開キ左記各號ノ事項ヲ付議ス但

評議員ノ選舉ハ隔年一回之ヲ行フ

一 庶務報告

二 收支決算報告

三 收支豫算案

四 豫メ通知シタル議案

五 評議員ノ選舉

第三十二條 臨時總會ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ招集ス會員三十名以上ノ同意ニ依リ會議ノ目的及其理由ヲ明示シ之カ招集ノ請求アリ評議員會ニ於テ採用シタルトキ亦同シ

第三十三條 總會ノ招集ハ開會七日前ニ付議事項日時及場所ヲ記載シタル通知書ヲ發スルコトヲ要ス但緊急ヲ要スル臨時總會ノ場合ノ通知期間ハ此限ニアラス

第三十四條 總會及評議員會ニハ會員又ハ其代理者トシテ豫メ本會ニ届出テ承認ヲ經タル者ニ非サレハ出席スルコトヲ得ス但代理權ノ行使ハ一人一個ニ限ル

第三十五條 總會及評議員會ノ付議事項ハ出席者ノ過半數ヲ以テ可否ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十六條 評議員會ハ八月ヲ除キ毎月一回例會ヲ開キ必要毎ニ繼續會又ハ臨時會ヲ開ク但評議員過半數ノ出席アルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

評議員會ハ議事ノ性質ニ依リ雜誌發行業者ト雜誌大取次業者トニ關スル各部會ヲ各別ニ開キ準備協議ヲ經タル後之ヲ評議員會ノ會議ニ移スコトヲ得此場合ノ各部會ハ議事整理ノ爲各座長ヲ選フ

第三十七條 評議員會ハ必要ニ應シ評議員中ヨリ委員ヲ選任シテ審議事項其他各般ノ事項ノ處理ヲ付託スルコトヲ得

第三十八條 各委員會ヲ組織シ委員長一名ヲ互選ス

第三十九條 各委員會ノ招集及議事其



他各般ノ事項ノ進行處理ハ委員長之ヲ掌ル委員長事故アル時ハ委員中ノ代行者之ニ當ル  
各委員會ハ場合ニ依リ會長副會長之ニ臨ミ又ハ委員長ヨリ其出席ヲ求ムルコトヲ得  
各委員會ノ審議事項其他各般ノ事項ノ進行處理ノ經過及其結果ニ付キテハ委員長又ハ委員長代行者ヨリ其都度之ヲ評議員會ニ報告スルコトヲ要ス

第五章 分科會

第四十條 左記ノ分科ニ屬スル各會員ハ共通ノ利害事項ヲ討究シ一致ノ方針ヲ協定スル爲各分科毎ニ其分科會ヲ組織スルモノトス但現在分科會ノ必要ヲ認メサル分科ハ其組織ヲ留保スルコトヲ得  
前項ノ分科會ヲ組織シタルトキ及第四十一條ノ場合ハ速ニ會長ニ届出テ

販賣業組合ハ總テ本章ノ規定ヲ適用セラルモノトス

第四十八條 雜誌發行者タル會員ノ發行スル雜誌ハ會員タル雜誌大取次業者ヲ通シテ之ヲ配給セシムルモノトス但從來慣例アルモノハ之ニ倣フ雜誌大取次業者タル會員及順次其系統ヲ經テ雜誌ノ中次若ハ販賣ヲ業トスル者ハ會員ノ發行スル雜誌ノ普及ト發展トニ専心努力シ其品扱ニ付キテハ公平ト誠實トヲ旨トシ各自擔當スル所ノ業務ニ粗漏ナキヲ期スヘキモノトス  
前項ノ各業者ハ會員ニ非サル者ノ發行シタル雜誌ノ配給及販賣ヲ爲スコトヲ得ス會員ノ發行ニ係ルト雖無届其他違背事項ニ觸レタル雜誌ハ亦之ニ準ス  
既ニ入會申込又ハ創刊届出ノ手續ヲ了シ未タ評議員會ニ付議セラレサル雜誌ハ發行期日等ノ關係ヲ參酌シ其

- 評議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 第一分科 繪畫ヲ主トセル幼年幼女雜誌
- 第二分科 讀物ヲ主トセル幼年幼女雜誌
- 第三分科 少年少女雜誌
- 第四分科 男女青年雜誌
- 第五分科 婦人雜誌(甲部及乙部)
- 第六分科 娛樂雜誌(甲部及乙部)
- 第七分科 時事思想經濟產業等ニ關スル雜誌
- 第八分科 前各分科ニ屬セサル雜誌
- 第四十一條 各分科會ハ幹事各二名ヲ互選ス但内一名ヲ常任幹事トス
- 第四十二條 分科會ノ幹事ノ任期及資格又ハ補缺選舉ノ當選者ニ關シテハ第二十五條第二十六條及第二十七條ノ各規定ヲ準用ス
- 第四十三條 分科會ハ左記各號ノ場合ニ之ヲ招集ス
  - 一 幹事ニ於テ必要アリト認メタル

- 二 分科會員三名以上ノ同意ニ依リ協議事項ヲ明示シテ請求アリタルトキ
- 三 評議員會ノ決議ニ依リ又ハ會長ノ職務ニ於テ要求リタルトキ
- 第一號第二號ノ場合ハ常任幹事ヨリ豫メ會長ニ申出ツルコトヲ要ス
- 第四十四條 分科會ノ招集及議事ノ整理ハ常任幹事之ニ當ル常任幹事ニ支障アルトキハ幹事之ニ當ル
- 第四十五條 分科會ノ出席者ノ資格及採決ノ方法ハ第三十四條第三十五條ノ各規定ヲ準用ス
- 第四十六條 分科會ノ協定事項ハ評議員會ニ報告シ其承認ニ依リテ效力ヲ發生ス
- 第六章 發行大取次中次及販賣
- 第四十七條 會員又ハ雜誌ノ中次及販賣業者並ニ之ニ關聯アル各地ノ雜誌

期月號ニ限リ機宜ノ假取扱ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 雜誌ノ販賣期間ハ定期發行ト臨時發行トヲ問ハス各發行ノ日ヨリ起算シテ滿三箇月間トス此期間中ニ於ケル一般販賣ハ必ス一部單位ノ定價ヲ嚴守スルコトヲ要ス但本土外ノ特殊地域ニシテ著シク高率ノ輸送費ヲ徴セラルル等ノ實狀アル場合ニ限リ其地ノ雜誌販賣業組合ハ本會ノ承認ヲ經テ超過負擔以內ノ一定額ヲ定價ニ附加收受スルノ除外例ヲ設クルコトヲ得  
異例ト看做サル大量ナル雜誌ノ購買申込ヲ受ケ其用途カ延テ一般雜誌ノ品位及價格ヲ失墜セシムル虞アル場合ハ定價販賣ト雖之ヲ拒否スルコトヲ要ス  
雜誌發行者カ協定歩率ノ範圍内ニ於テ其發行雜誌ノ奥附ニ表示スル所ノ三箇月分以上ノ直接繼續者ニ對ス

ル前金定價ハ如何ナル場合ト雖一般販賣ニ關係ヲ及ホササルモノトス

第五十條 會員若ハ雜誌ノ中次又ハ販賣業者タル者ハ左ノ場合ヲ除クノ外自他執レノ催タルヲ論セス景品及各種ノ呈品券觀覽券割引券福引券ノ類並ニ是等券品ノ引替記票等ヲ添附シ或ハ雜誌ニ之ヲ刷入シ其他雜誌ノ郵送料ヲ減免スル等凡ソ換價セラルヘキ性質ヲ有スル諸方法ニ依リ定價販賣ノ趣旨ニ反スル行爲及割引ニ相當セシムヘキ代償若ハ顧客爭奪等不正ノ目的ヲ以テ隨時贈物ヲ爲ス等ノ手段ニ出ツルコトヲ得ス  
一 雜誌發行者タル會員ハ本會カ主催スル一定期間内ニ於ケル雜誌普及ノ企圖等ニ際シテ當該分科會ノ協定ヲ經評議員會ノ承認及雜誌大取次業者ノ同意アリタル時ノミニ限リ其月ニ發行スル各雜誌ニ適正ヲ缺カサル程度ニ於テ若干ノ券







ネトケ・レーヴエ夫人著・鹽入龜輔氏譯

古典歌曲集 附唱歌法 2.00 円.21

著者の唱歌法全般と練習用譜を公開し、英・獨・佛諸國の古典曲中より二十餘曲を簡括して掲載す。

ネトケ・レーヴエ夫人著・野村光一氏譯

シュールバート歌曲集 2.00 円.21

歌曲唱者憧憬の的であるシュールバートの歌曲三十餘篇を解剖説明せるもの、歌唱者の寶庫とも稱すべき名著

ヴァーファアーペンニヒ博士、マリヤ・トル夫人、太田太郎氏共著

アリア曲集 二〇〇 円.二一

バツハ、ヘンデルよりモツアルト、ベートーヴェン時代に至る間のアリアを中心とせる曲集、眞に聲樂の花束

柳兼子夫人著

前期ロマン派歌曲集 2.00 円.21

シニーマン、メンデルスゾーン等の前期より隆盛期に至るロマン派の歌曲三十餘曲を集めて説明を加ふ

最新刊 支那支那史蹟 佛蹟

士博學文 著氏定大盤常

本書は、佛敎の支那史蹟を遍歴調査したる資料を以て古賢先聖の貽せるもの、文化の精華を再現する人の必須の書。

四六倍判洋裝函入美本全一冊 本文七三〇頁圖版一五四圖。他に支那佛蹟地圖一葉添附。

定價金拾二圓 書留送料四十五錢

二五八

湯淺永年氏著 藝術民謡曲集 2.00 円.21

器樂たると聲樂たるとを問はず近代音樂の淵源をなせる民謡曲は聲樂家の愛好すべく研究すべきものである。

チェレプニン樂譜 (數十種總目錄贈呈)

チエレプニン氏の嚴選に成る日本・中國現代作曲家の珠玉篇・其他ユニバーサル樂譜の日本一手專賣を行ふ。

明治大正史談會編

明治史話

百種百題の明治の史實を凡ゆる角度より描寫したる、しかも肩の凝らない興味、秘話の満載す。

菊判八ボイン 〇四段組一八 判本四頁の 分量あり鳥 装頓厚紙函入 税價一圓二〇錢

東京市赤坂區 龍吟社 電話(48)〇三〇四番 振替口座東京七〇〇〇番

山川智應博士畢世の名著

觀心本尊抄講話

〔最新刊〕

菊判厚表紙金押極美裝幀全文假名付 定價五圓五十錢 (書留送料三三錢)

山川智應博士五大部講話の第二次刊行書、博士四十年餘年雪の名著にして、幾多先哲が誤謬して今日に至れる難讀難解の觀心本尊抄を完全にも平易に講明して従來の疑點を一掃せられたる博士の學識と努力とは敬服の他はない。眞に同抄註疏の決定版にして宗門緇素必讀必備の書である。

山川智應博士五大部講話の第一次刊行書

開目抄講話

文釋・義釋・想釋、具さに脉絡系統を明にし講明親切文語平易、觀心本尊抄講話と共に信者必讀の寶典である。

菊判厚表紙金押極美裝幀全文假名付 初版に限り四・五〇 (書留送料三三錢)

山川智應博士講述

本門本尊論

菊判函入 美本四百八十頁

立正大學に於ける講義の筆記で、聖人本尊の旨致を講明す 上製一・八〇 特製二・五〇 (送料二一錢)

日蓮聖人御遺文講義

宗祖遺文の平易な講義 信仰の聖典

菊判厚表紙金文字押函入美本・御遺文十二部講義九部・總假名付各冊口繪添附 各册定價金三圓五十錢 (書留送料三三錢)

立正安國論	開觀本尊	觀心本尊	聖如三	種々御舞	佐渡御舞	女御	四條御	南條御	波木殿	兄弟御	富木殿	太田會殿	井上惠宏師述
(他七篇)	(他全篇)	(他全篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)	(他七篇)

二五九

東京市赤坂區 龍吟社 電話(48)〇三〇四番 振替口座東京七〇〇〇番







(15J-20)

# !!! 版社究研

☆ す占獨を位高最の用採校

研究社 英和商業經濟辭典	研究社 英米文學辭典	研究社 英語發音辭典	研究社 英語學辭典	研究社 時事英語辭典	研究社 コンパニオン英和辭典	研究社 フレンド英語辭典	研究社 英語ニュールハンドブック	
送定長 料價井 金氏最 十二錢 圓著	送特中 料價島 三圓華 三十八 圓共 錢錢編	送定市 料價河 十圓三 圓五 錢錢著	送定齋 料價藤 五圓五 圓七 錢錢編	送定市 料價河 五圓三 圓七 錢錢編	送特英 料價語 十圓研 圓四 錢錢編	送特研 料價社 十圓辭 圓四 錢錢編	送特同 料價倉 二圓由 圓二 圓二 錢錢編	

二六三

〈呈進・内案典辭語英社究研〉 (33) 段九話電 三〇四・二〇四

# は典辭語英

學國全、し越卓新清も最容内☆

研究社 スクールの和英新辭典	研究社 スクールの英和辭典	研究社 新和英小辭典	研究社 新英和小辭典	研究社 簡易英々辭典	研究社 英和活用大辭典	研究社 新和英大辭典	研究社 新英和大辭典
送特同 料價倉 三圓由 圓三 圓三 錢錢編	送特研 料價社 三圓辭 圓五 圓三 錢錢編	送特研 料價社 一圓辭 圓三 圓三 錢錢編	送特市 料價河 一圓三 圓三 圓三 錢錢編	送特市 料價河 十圓三 圓五 圓四 錢錢編	送特勝 料價俣 七圓吉 圓三 圓三 錢錢編	送特武 料價由 三圓太 圓三 圓三 錢錢編	送特同 料價倉 三圓由 圓三 圓三 錢錢編

二六二

社究研 二町見士富町麴市京東 一〇六八二京東替振



# 小館の教育漫画面本

(錢十四各價定・册八刊既)

- 「情操を陶冶し品性の向上を意圖せる小學館の漫畫讀本」
- ◎辰野九紫原作 川原久仁於畫 僕ノ先生
  - ◎中村篤九作 横山隆一畫 シン坊ヤ
  - ◎倉金良行作 案並 良寛サマ
  - ◎横山隆一作 案並 ナカヨシム
  - ◎中村篤九作 横井福次郎畫 完チヤン
  - ◎石田英助作 案並 出世大閨記
  - ◎柚木卯馬原作 横山隆一外畫 ナゼク問答
  - ◎倉金良行作 案並 一茶物語
- 全國著名書店にあり 東京 小館發行

## 正し考へ方 解き方 新算術學習書

東京高師訓導 文部省囑託

高木佐加枝 先生著

兒童は勿論、教師、保護者の指導用としても絶好

- ◎教科書全問題の正解答
  - ◎實力養成練習問題三千題集録
  - ◎兒童の實力養成を眼目とした新算術書の決定的羅針盤
- (國定教科書販賣店にあり、實物御検討下さい)

東京 小館發行 (番七〇一五四東京替振)

既刊二册(菊判三七〇頁) 定價各六十錢

尋五・上卷  
尋六・上卷

コドモ漫畫界を完全に風靡した

兒童へ

學年別

學習雜誌

初等教育家必備の寶典!

教壇上その儘役立つ指導誌として堂々教育雜誌界の王座に君臨す學年別教育雜誌

東京神田一ツ橋

兒童の「課外讀物」副教科書として!

- 幼年知識 定價四十錢
- 幼稚園 定價五十錢
- トウ一年生 定價四十錢
- トウ二年生 定價四十錢
- トウ三年生 定價四十五錢
- 小學四年生 定價五十錢
- 小學五年生 定價五十錢
- 小學六年生 定價五十錢

小學館の双翼

學年別教育雜誌

趣味と學習を兼ねた我國唯一の系統的年齡・學年別學習雜誌です

毎月八日頃發賣

(實物御検討の上お子様へお與へ下さい)

- 尋一學年別指導 定價五十錢
- 尋二學年別指導 定價五十錢
- 尋三學年別指導 定價五十錢
- 尋四學年別指導 定價五十錢
- 尋五學年別指導 定價六十錢
- 尋六學年別指導 定價六十錢
- 尋七學年別指導 定價六十錢
- 尋八學年別指導 定價六十錢

毎月二十日頃發賣

全國書店にあり 實物御検討願ひます

教師へ



文學士 井上義昌先生著作

# 英語類語辭典

四六判 八三〇頁

定價貳圓八拾錢 送料貳拾貳錢

## 本辭典の七大特色

1. 収録の語句約五千普通に用ひらるゝ類語・類句を網羅すること。
2. 語句の選擇並びに解説はあくまで邦人本位にして、且つ實用を主眼とせること。
3. 内外文献の總動員により諸學者の説を集成綜合して引證該博なること。
4. 解説中重要な語句には一★原語の註を加へて original works の解説を勞働せしめること。
5. 解説の懇切丁寧なること内外の類書にその比を見ぬこと。
6. 例文は多く近代及び現代作家の living English より採用すること。
7. 縮容なる索引を附し所要の語を直ちに檢索し得ること、要するに本辭典は普通辭典・參考書の足らざるを補ひ、英語の語義を的確に把握せしむる點で一般英語學習者の參考となるのみでなく、英語教壇に立つ人々の好伴侶として時間と努力とを節約し得るであらう。

## 英語の類語・對語と 紛らはしき語句の研究

三六判 二〇一頁 井上義昌著 定價八拾錢 送料九錢

### 英語の類語對語の研究に関する 良書の出現を喜びて

著者は曩に「英語類語辭典」といふ世に類の無い著作を公けにして、學界に多大の貢獻をなしてゐるが、今回は更に「英語類語對語と紛らはしき語句の研究」と題する中等學生用參考書を編纂された。これも前著に劣らぬ良書であるから、天下幾十萬の學生が今後その恩恵に浴するであらうことは、毫も疑を容れる餘地がない。その内容を見るに、學生に須要と思はれる類語や對語を殆ど皆網羅し、これに一々簡明正確な譯語を附して ABC 順に排列し、且この種の書物の兎角陥り易い所の無味乾燥といふ缺陷を補ふため隨所に興味ありて而も有益な挿話を加味し、尙又巻尾に細密な索引を添へて語句の檢索に便ならしめる等、實に親切丁寧を極めたる編纂振りでである。(小野圭次郎)

二六七

東京市神田區  
西神田一ノ二

株式 開 拓 社

振替口座・東京・三九五八七番

電話 神 田  
二〇〇一・二〇〇二

編 兄 直 沼 長

# 集語單語英準標

錢六料送 錢拾八價定

頁〇六二 判六三

果然入試用單語は本表に決定!!

既に横濱高商にては數年前より本表の範圍内で入試問題用單語を決定されて居たが十年度よりは各學校外語其他も單語範圍を本表(文部省内、英語教授研究所發表)によることとなつた。

本書は右の單語表に譯を附すると共に必修熟語を配したもので、受験生必讀の寶典である。

編共 三了波難 造岡岡平 ルエウスレク・オーテ・チイエ

# 典辭語兵 和英 英和

錢貳拾貳料送 錢拾五圓六價定

頁〇〇五二 判六三

世界大戰は人類の文化に巨大な變化を與へる契機になつた。而もその影響を直接に蒙つたのは勿論軍事に關する事共で新兵語の發明、改良、戰術の革新等、枚舉するに遑ない程の變化が齎された。これに伴つて新造改廢された語彙は細大洩さず、本辭典に採集されてゐる。

今やその需要は一層増加されてきた。本書の任務と効用は豁然として擴大されつゝある。英學者英語教育者諸氏の座右必携書である。

二六六

東京市神田區  
西神田一ノ二

株式 開 拓 社

振替口座・東京・三九五八七番

電話 神 田  
二〇〇一・二〇〇二



監修 東京帝國大學 中村清二 物理實驗學

- 第一卷 物理實驗總論
- 第二卷 一般物理實驗
- 第三卷 基礎的技術
- 第四卷 彈性及び音響
- 第五卷 熱學及び光學器械
- 第六卷 光學
- 第七卷 電磁氣學
- 第八卷 原子物理學(其一)
- 第九卷 原子物理學(其二)
- 第十卷 原子核物理學
- 第十一卷 氣象學及び地球物理學
- 第十二卷 地球物理學及び天文學

物理學は總ての自然科學の基礎であり、その實驗が學術一般はもとより應用の上でも最も重要な位置を占めることは言を俟たない。本書は、斯界の權威中村清二博士監修の下に、我が物理學界七十七家の協働により、諸家の最新の研究を基調とした蘊蓄を傾倒したもので、正に斯界の進歩を總括した集大成である。本書によつて學界、教育界、工業界には未曾有の一大轉換が齎されることを確信する。

全十二卷 體裁 菊判・布裝、函入・上質刷、各平均四百五十頁、申込金 申込金一圓最終會費に繰入金中途解約の節は返金せず 預約領價 毎月拂 四圓五拾錢 送料 市内六錢 地方二二錢 外地三〇錢 內容見本進呈 豫約刊行

二六九

東京 振替 東京 日本橋 通區 橋本 日本橋 三丁目 丁番 二〇八〇 目番 七 發兌 河出書房

★呈送録目 (水産 獸醫 畜産 養蠶 蠶業 林業 園藝 農業) 書圖業産 ★

埋櫓式椎茸栽培 附 ヒラタケ 人工栽培

神奈川縣桐原農事學校教授 金子誠次郎 著 四六判洋裝 一價一・五〇 本文三〇〇餘頁 送一・一四

畑地に於ける切花の營利的栽培

鳥取高等農業學校主任 西村賢治 著 四六判洋裝 一價一・八〇 本文三百餘頁 送一・一四

アラン養兔の經營

神奈川縣養兔組合種免場技術員 山口泰司 著 四六判洋裝 一價一・五〇 本文三〇〇餘頁 送一・一四

有畜農業の經營

農林省畜産試驗場長 占野靖年 著 四六判洋裝 一價一・八〇 本文三百餘頁 送一・一四

實用馬學	池松常記 著 價四・〇〇
病馬の素人療法	齋木獸醫 著 價一・八〇
牛馬耕法	藤健藏 著 價一・〇〇
産牛講話	木暮珠吉 著 價二・〇〇
病牛の素人療法	齋木獸醫 著 價一・八〇
養豚全書	高山徹 著 價二・〇〇
綿羊と羊毛	岡本種羊場長 著 價二・〇〇
實驗山羊	石田耕司 著 價二・五〇
毛皮の練し方と染色法	長谷川辰著 價一・八〇
兔の飼方	河南農學士 著 價一・〇〇
最有利なたちの飼方	神奈川養兔組合編 價一・七〇
最新婦人養鶏法	平山美佐男 著 價一・三〇
最新養鶏十二ヶ月	松澤淳水 著 價一・八〇

二六八

—(門專書圖業産)— 有誠堂書店 東京市京橋區 五丁目二番 電話 東京 振替 東京 日本橋 通區 橋本 日本橋 三丁目 丁番 二〇八〇 目番 七 發兌 河出書房



### 責任編輯

東京商科大学 豫科教授 石田龍次郎  
 東京高等師範 學校教授 武見芳二  
 陸軍教授 渡邊光

刊行規程  
 體裁申會送  
 裁込費料

菊判クローズ裝平均四〇〇頁  
 申込金一圓最終會費繰入  
 毎月拂(市内)三圓五十錢  
 毎月拂(市内)六錢(地方)二十二錢  
 (外地)三十錢  
 一時拂(市内)七十二錢(地方)二圓  
 六十四錢(外地)三四六十錢

# 世界地理

## 全十六卷

世界は今や一大轉機に際會してゐる。東亞に於ては聖戰四年有餘、新秩序の建設は著々として進行しつゝあり、歐洲にあつても砲聲しきりに轟き、まさに第二次世界大戰の過程に在る。かゝる時期に當り最も要求さるべきものは世界の正しき地理的認識である。加ふるに世界文化の向上と世界平和の促進とに、與かるところ最も大なる指導國家の一員として、現在の日本人は謬たざる世界地理の具體的知識の上に、正しき世界觀を樹立し、日本の有する世界史的役割を果すべき必要に迫られてゐるのである。

今回「世界地理」(全十六卷)の刊行を企畫するや、全日本の地理學界はもとより、關係各方面の權威並びに新進が舉つて賛同支持を表明されたのは、蓋しかゝる國民的要望、民族的要請を證するものであらう。幸にして本叢書により躍進日本の新世界觀が確立せられ、以て八紘一字の大精神顯現の一助たるを得れば吾等の欣快とするところ大なるはない。切に大方の後援を乞ふ次第である。

### 國民の地理書としての叢書

東京文理科 大學教授 田中啓爾

東亞新秩序建設の時に當り東亞及東亞を中心とした世界を地理的に理解することは我が國民にとつて極めて緊要なことは謂ふまでもなく、たゞこれに關する纏つた良書の乏しいのに惱んでゐたが、この叢書の出現はその當を得たものである。この叢書は又一般國民のみでなく、學校教育上の参考文献としても意義が深い、今夏新京に於て開催された全國の中等學校地理歴史科教員協議會に於て興亞に關する地理教育興隆の決議がされたが、この書はその決議の實行上の好資料たるを失はない。

## 學界權威專門家の協力による國民地理

### 新しき世界觀の確保のための羅針盤

東亞篇 (全十卷)	第一卷 滿洲	第二卷 支那	第三卷 支那	第四卷 支那	第五卷 支那	第六卷 支那	第七卷 支那	第八卷 支那	第九卷 支那	第十卷 支那	歐洲篇 (全四卷)	第十一卷 總論	第十二卷 歐洲	第十三卷 歐洲	第十四卷 歐洲	亞米利加篇 (全二卷)	第十五卷 北美	第十六卷 南美
-----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	---------	---------	---------	---------	-------------	---------	---------

### 內容見本

發行所  
 東京市日本橋區通三丁目  
 振替東京一〇八〇二番  
**河出書房**



るむ衆を頼信的對絶の君諸生學全て以を越優の容内

# 培風館學習受驗書

岩切晴二先生著	岩切晴二先生著	岩切晴二先生著	岩切晴二先生著	岩永源作先生著	内藤卯三郎先生著	室田有先生著	室田有先生著	山内博吉先生著	小山文太郎先生著	室田有先生著	富田義介先生著	笹部貞市郎先生著	岩切晴二先生著
受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學	受學
訂改	最新	最新	代	訂改	訂改	訂改	訂改	訂改	新訂	英語	英語	受	代
最新代數學精義	最新幾何學精義	最新三角法精義	代數學自由	物理學自由	化學學自由	英文和譯自由	英文和譯自由	漢文解釋自由	新訂國史明解	英語單語集	英語解釋法	幾何學	代數學
洋上・下二册	洋全	洋全	洋上・下二册	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全
送定料價各一・六四〇	送定料價各一・九四〇	送定料價各一・三〇〇	送定料價各一・〇三九	送定料價各一・一六〇	送定料價各一・一六〇	送定料價各一・一六〇	送定料價各一・一六〇	送定料價各一・一六〇	送定料價各一・一八四	送定料價各一・一五〇	送定料價各一・一八四	送定料價各一・一四〇	送定料價各一・一五〇

七二一 七二二 七二三 七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三一 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七 七四八 七四九 七五〇 七五一 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八 七五九 七六〇 七六一 七六二 七六三 七六四 七六五 七六六 七六七 七六八 七六九 七七〇 七七一 七七二 七七三 七七四 七七五 七七六 七七七 七七八 七七九 七八〇 七八一 七八二 七八三 七八四 七八五 七八六 七八七 七八八 七八九 七九〇 七九一 七九二 七九三 七九四 七九五 七九六 七九七 七九八 七九九 八〇〇

るあ評定に界斯てしと書驗受學大新斬・切適・秀優

# 培風館高等學科書

石川清一先生編	石川清一先生編	岩永源作先生編	岩永源作先生編	石川清一先生著	岩永源作先生著	一瀬正巳先生著	一瀬正巳先生著	造賀常一先生著	内藤卯三郎先生著	内藤卯三郎先生著	野村武衛先生著	野村武衛先生著	藤岡茂先生著	平山嵩先生著
改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂	改訂
無機化學要論	有機化學要論	橫觀無機化學論	橫觀有機化學論	必修高等化學	高等化學問題演習	物理學要論	物理學要論	高等物理學演習	光學要論	電磁學要論	高等數學總括	高等數學問題並二解	微積分學概論	新高等學圖
洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全	洋全
送定料價各一・三三〇	送定料價各一・三三〇	送定料價各一・二八〇	送定料價各一・二八〇	送定料價各一・二八〇	送定料價各一・一五〇	送定料價各一・三三〇	送定料價各一・三三〇	送定料價各一・二二〇	送定料價各一・四三〇	送定料價各一・四三〇	送定料價各一・二二〇	送定料價各一・二二〇	送定料價各一・二二〇	送定料價各一・二二〇

七六一 七六二 七六三 七六四 七六五 七六六 七六七 七六八 七六九 七七〇 七七一 七七二 七七三 七七四 七七五 七七六 七七七 七七八 七七九 七八〇 七八一 七八二 七八三 七八四 七八五 七八六 七八七 七八八 七八九 七九〇 七九一 七九二 七九三 七九四 七九五 七九六 七九七 七九八 七九九 八〇〇





内田老鶴圃

〔新刊重版書〕

東京日本橋大傳馬町一  
電話茅場町(66)五五九一  
振替東京一二一四六番

二七四

權威科學書は老鶴圃版を

改稿物	理學通論	本多光太郎	五.三〇
高校物理	理學本論	本多光太郎	六.三五
昭和版物理	理學詳解講義	本多光太郎	五.〇〇
應用物理	理學實驗	東大工學部應用物理實驗教室	四.三〇
電氣	磁氣學	三枝彦雄	五.三〇
ベクトルとテンソル	學	山田光雄	三.三五
電子論・新電子論	學	三枝彦雄	各四.三〇
質點の力學	學	玉城嘉十郎	四.三五
剛體の力學	學	玉城嘉十郎	三.三五
彈性體の力學	學	玉城嘉十郎	三.三五
數理物理	學	山下敬治	三.三五
球面天文學	學	日下部四郎太	二.三八
化學	學	日本化學會	三.三五
一般物理化學	學	千谷利三	一.二〇
高等無機化學	の基礎	永海佐一郎	五.三〇

詳解無機	化學	石川總雄	四.五〇
無機製法	化學	木村 愿	三.二〇
高等化學	深論(三卷四册)	森 元七	I.八.〇〇 II.一〇.〇〇 III.八.〇〇
理論・無機・有機化學	要說	越山季一	二.八〇
化學理論及計算	越山季一	二.八〇	
有機化學	構造論(上下)	山岡 望	上六.〇〇 下七.五〇
わが有機化學	學	山岡 望	五.〇〇
電氣化學	實驗法	田中正三郎	三.八〇
電解化學及電池	學	田中正三郎	三.八〇
新稿毒ガスと煙	學	西澤勇志智	七.五〇
纖維素塗料	學	西澤勇志智	七.〇〇
硫酸鹽工業要覽	學	永井彰一郎	六.〇〇
土木建築主要材料	窯業品の化學製造法	永井彰一郎	六.五〇
分析化學の研究	學	永海佐一郎	八.五〇
合成樹脂	學	西澤勇志智	一.〇〇
最近非鐵金屬及合金	學	濱住松二郎	一.〇〇
冶 金	學	濱住松二郎	三.〇〇
材料試驗法	學	山田良之助	五.五〇
鐵鋼の腐蝕と防蝕の研究	學	遠藤彦造	一.八〇
耐酸耐蝕金屬及合金	學	遠藤彦造	七.〇〇
アルミニウムの性質及用途	學	小久保定次郎	四.〇〇
アルミニウム合金の表面處理法	學	小久保定次郎	四.〇〇
飛行機の理論と設計	學	甲斐茂吉	九.〇〇
飛行機の強度計算法と設計例	學	甲斐茂吉	四.〇〇
金	學	岩崎重三	四.五〇
石	學	岩崎重三	七.〇〇
日本探鑛法	學	岩崎重三	四.〇〇
日本鑛床學	學	岩崎重三	七.〇〇
鑛物學通論	學	岩崎重三	四.〇〇
鑛山の開發と經營	學	山田復之助	三.五〇

權威科學書は老鶴圃版を

數學	第一編 微分積分學 第1卷	藤原松三郎	各七.五〇
代 數	學 第1卷 第2卷	藤原松三郎	各七.五〇
解析幾何・學	第1卷 第2卷	窪田忠彦	各八.五〇
高等微分積分學	學	岡田良知	四.三〇
微分學	通論	山崎榮作	六.三五
積分學	通論	山崎榮作	六.三五
高等代數學	通論	山崎榮作	五.三五
高等平面幾何學	通論	山崎榮作	二.四五
平面立體解析幾何學	通論	山崎榮作	二.四五
平面三角法	通論	山崎榮作	六.三五
ベクトル解析	學	平賀良藏	四.三〇
高等平面立體圖學	學	市浦健	三.三五
等角寫像とその方法	學	船越義房	三.三五
鐵及鋼の研究(全四卷)	學	池田芳郎	四.三〇
金	學	本多光太郎	I.四.五〇 II.三.五〇 III.五.〇〇 IV.五.〇〇
屬	學	濱住松二郎	一.五〇

鏡	學	岩崎重三	三.五〇
鑛	學	岩崎重三	四.〇〇
日本探鑛法	學	岩崎重三	四.〇〇
日本鑛床學	學	岩崎重三	七.〇〇
鑛物學通論	學	岩崎重三	四.〇〇
鑛山の開發と經營	學	山田復之助	三.五〇



内田老鶴圃

〔新刊重版書〕

東京日本橋大傳馬町一  
電話茅場町(66)五五九一  
振替東京一二一四六番

二七五



細川武子先生著

四六版美装函入 定價金壹圓 色刷挿畫多數 送料十四錢

# 細川武子 童話集

高野正巳先生著

四六版美装函入 定價金九十錢 色刷挿畫多數 送料十四錢

# 日本傳説 童話 へうたん船

坪田讓治先生著

四六版美装函入 定價金一圓三十錢 色刷挿畫多數 送料十四錢

# 現代名作 童話 善太と三平

北川千代先生著

四六版美装函入 定價金九十錢 色刷挿畫多數 送料十四錢

# 山上の旗

(著者原稿省郵文)

二七六

この御本にのせたお話は、ラザオで全国の少年少女の皆様方に放送されたものの中から集めました。細川先生のお話といへばすぐ皆様は思ひ出される事です。一度ラザオで皆さんのお耳でお聞きになったお話を、こんどは目でお読みになつてよく頭の中で味はつていたゞきたいと思ひます。

世界に比類の無い日本の國が産んだ傳説、私達の先祖の魂を育て上げて来た物語、それは日本人達が世界に誇つてよい貴いものであります。このお話の中に出て来る人たちは、皆めいめいの分に安んじ、それぞれの業に心から楽しんで居ります。正直で淡白で、たくましい健康さに満ちて居ります。

童話が子供の成長の糧である時、正しい子供の將來が期待されます。眞の子供の姿を描き出して、然も面白くて、あくまでも眞面目で、兒童の文學として著者獨特の藝術の香り高いものであります。

四年生を中心として、其前後の學年の兒童にも面白いと思ふお話を集めました。子供の讀物に救ひの無いのはいけないといふので、どのお話も最後は明るくと心がけられたお話であります。

小川 未明 先生著

# カタカナ 童話 竹 トンボ

小川先生の數ある童話の内でも最も藝術味豊かなカタカナのお話を集めたもので「ミチクリサ」東郷元帥の話、オ釋迦サン、二宮尊徳、曾我兄弟、國境守備ノ兵隊サン、其他二十七篇の低學年のお子さんに讀まれる面白いお話が書かれてあります。

宇野 浩二 先生著

# 宇野 浩二 童話 讀本

一年生・二年生 各冊 定價金壹圓 (送料金拾四錢)

此の本は宇野先生の學年別童話集で、今後三年生四年生と次々刊行される豫定であります。文藝家としての先生が自信を以てお書きになつたお話を集めたものであります。此の本の中には、先生の創作もありますが、創作でないものでも主に日本や西洋の童話や話を元にしたものであるが、それ等は創作と同様に日本の話、日本精神に作り直して出来るだけ單純に、又分りよくお書きになつたもので小學生の學年に應じての適切な課外讀物であります。

大木 惇夫 先生著

# 世界の童話 ふしぎな櫻坊

この巻に収めたお話は、アラビヤ、ペルシヤ、イギリス、支那、アメリカ、チエツコなどの昔話や童話から面白いものを選んでなるべく、やさしく翻譯再話したものであります。それ々にその郷土色が有つて面白い中に智慧が砂金の様に光つてゐます。

四六判、色刷挿繪多數  
美裝函入  
定價金拾圓  
送料金拾圓

四六判、色刷挿繪多數  
美裝函入  
定價金九拾錢  
送料金拾四錢

二七七

東京・日本橋區 童話春秋社 電話 日本橋一五九二番  
東京・日本橋區 童話春秋社 電話 日本橋一五九二番

東京・日本橋區 童話春秋社 電話 日本橋一五九二番  
東京・日本橋區 童話春秋社 電話 日本橋一五九二番



山田孝雄博士著作目錄

萬葉集講義 卷第一	定價三四五十錢 送料十四錢	同 卷第二	定價五圓五十錢 送料廿二錢	同 卷第三	定價七圓五十錢 送料三十錢	日本文法論	定價十圓 送料三十錢	日本文法學概論	定價七圓五十錢 送料三十錢	日本文法講義	定價四圓五十錢 送料十四錢	日本口語法講義	定價三圓八十錢 送料十四錢	敬語法の研究	定價三圓五十錢 送料十四錢	漢文の訓讀によりて傳へられたる語法	定價三圓 送料十四錢
假名遣の歴史	定價一圓 送料六錢	國語政策の根本問題	定價八十錢 送料六錢	平家物語	定價三圓八十錢 送料廿二錢	五十音圖の歴史	定價二圓五十錢 送料十四錢	國體の本義 普及版	定價六十錢 送料八錢	大日本國體概論 昭和改訂版	定價五十錢 送料六錢	ける國語の中に於ける漢語の研究	定價四圓八十錢 送料二十二錢	教育に關する勅語義解	定價七十錢 送料六錢	國民精神作興に關する詔書義解	定價六十錢 送料六錢

二七八

東京市本區橋本四丁目番〇八二 寶文館 東京市本區橋本四丁目番〇八二

故事熟語大辭典	蘆洲 池田四郎次郎著	袖珍革	2200頁	定價一〇〇〇 特價七・五〇 三八〇	蒐收の語數五萬有餘、解釋穩健 出典正確、挿畫多數、内容の豊 富は漢籍數萬卷に相當す。
中掌 漢和新辭典	文學博士 幸田露伴監修	袖珍革	1000頁	一・五〇 〇六	字種八千餘、熟字四萬九千餘、 正字を知らずとも、略字あて字 にて檢出し得、眞に能率の實用 辭典
中掌 新辭典	文學博士 藤村作監修	袖珍革	650頁	一・二〇 〇六	國語漢語新造語外來語の意味、 即座に解決、正しき假名遣も直 に知らる。
和英商業通信辭典	前田定之助著	三六判 布裝	900頁	二・五〇 一四	ABC順に商業用單語の意義を 説明、尙、英米獨佛出版の商業 通信書を網羅す。
訂增 教育辭典	文學博士 篠原助市著	菊裝革判 布	1200頁	定價八・〇〇 特價六・八〇 三〇〇	舊著に根本的の一大改訂を加へた るもの増補項目約六百、紙數三 五〇頁を増加す。
ベビ英和辭典		總一吋 縱一分	各 900頁	各 〇・五〇	形體マツチ箱よりも小、印刷技 術の精緻を盡し、漢字の振假名 まで頗る明瞭、紙面の鮮麗遙に 外國本に優れり。教科書中の語 句は勿論、日常の用語餘す所な く、新語亦頗る豊富なり。
ベビ和英辭典		横一寸	各 900頁	各 〇・三〇	
ベビ新辭典		一分	各 900頁	各 〇・三〇	
ベビ漢和辭典		厚四分	各 900頁	各 〇・三〇	

二七九

東京市本區橋本四丁目番〇八二 寶文館 東京市本區橋本四丁目番〇八二



岸田國士著	小林秀雄著	小林秀雄著	河上徹太郎著	河上徹太郎著	堀辰雄著	中山義秀著	阿部知二著	阿部知二著	林芙美子著	林芙美子著	林芙美子著
從軍五十日	文學	事實の世紀	音樂と文化	かげろふの日記	碑(いしぶみ)	微風	風雪	一人の生涯	蜜蜂	心境と風格	
送價一・一五〇	送價一・一〇〇	送價一・一八〇	送價一・二〇〇	送價一・一〇〇	送價一・一八〇	送價一・一七〇	送價一・一九〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	
ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	ア ラ ン 著	
精神と情熱とに 關する八十一章	文學語錄	スタンダアル	教育論	政治と文化	デカルト選集	マキアヴェリ選集	北條民雄全集	薄田泣菫全集	日本文化名著選	茶道全集	アジア問題講座
送價一・一八〇	送價二・一〇〇	送價一・一八〇	送價二・一〇〇	送價二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇	送價各二・一〇〇

二八一

**社元創** 九十町住愛區谷四京東  
五六五一京東替振

岸田國士著	岸田國士著	山本有三著	柳田國男著	柳田國男著	柳田國男著	柳田國男著	谷崎潤一郎著	谷崎潤一郎著	谷崎潤一郎著	谷崎潤一郎著	谷崎潤一郎著
雙面神	歲月	不惜身命	孤猿隨筆	國語の將來	木綿以前の事	昔話と文學	倚松庵隨筆	陰翳禮讚	吉野葛	春琴抄	猫と庄造と二人のをんな
送價一・一九〇	送價一・一〇〇	送價一・一七〇	送價一・二〇〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	送價一・二〇〇	送價一・一八〇	送價一・二〇〇	送價一・一〇〇	送價一・一七五	送價一・一八〇
岡本かの子著	岡本かの子著	瀧井孝作著	川端康成著	川端康成著	横光利一著	横光利一著	横光利一著	横光利一著	横光利一著	横光利一著	横光利一著
河明り	母子敘情	無限抱擁	女性開眼	雪國	考へる葦	歐洲紀行	家族會議	春園	機械	時計	天使
送價一・一七〇	送價一・一八〇	送價一・二〇〇	送價一・一八〇	送價一・一七〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	送價一・一五〇	送價一・一〇〇	送價一・一五〇	送價一・二〇〇

二八〇

**社元創** 九十町住愛區谷四京東  
五六五一京東替振



るす臨君てしと然燦に界語逸獨

# !! 典辭大三行發館文博

授教學大國帝京東  
士博學文

著新治謹村木

## 典辭獨和 携帶版

判六三型新  
入函字文金背裝スーロク  
頁十八百四千頁總  
版製眞寫巧精

特價 ¥6.00 書留(内地21錢)  
送料(領土31錢)

★ ★ ★

生畢士博村木たれさ行刊に囊は書本  
てしと礎基を「典辭大獨和」著大の  
刪改小縮にめたふ添に的目的的用實  
に獨和大の用上机。るあでのもたし  
。るあで獨和の用帶携はれこてし對  
賢諸たつかな得し接に治博の獨和大  
恩のそく通りよに現出の版帶携本も  
。たつなととこる得し浴に惠

(色特大七の書本)

1. 富豊汎廣の例文・例用・彙語
2. 且確的の語譯るよに語逸獨格本  
練洗つ
3. し示を法現表の様多面多に法譯  
在自用應
4. 切懇到周の意配的法文
5. 密細つ且正嚴の列配・類分
6. 至易簡の索檢てしに位本語出見  
便
7. 配りよに式令訓閣内は綴字馬羅列

二八三

獨語・獨文學  
待望の最高權  
威書!!

## 典辭大獨和

料送 圓拾價特 頁四三六二革總判大六四  
錢五十四 萬一十四語用千二萬七語本基

東京帝國大學  
文藝學博士  
木村謹治 著

著共 治謹村木 授教大帝京東  
士博學文  
峯守良相 授教助大帝京東  
士博學文

## 典辭和獨 携帶版

入函字文金背裝スーロク  
頁四十七百六千頁總  
版製眞寫巧精

特價 ¥5.70 書留(内地21錢)  
送料(領土25錢)

★ ★ ★

! 果成的學の高最  
! 值價用使の大最

(色特的創獨の書本)

富豊的對絶の彙語

・詞名有固に共さるす編網を語術語門專の較百  
時新てし録收く悉をのな要主の義語新彙語新  
。ため努さんさ果を實験の典辭新す應適に代

壁完の例文・語熟

つ且、ひ用を意に特に採探の例文・句成・語熟  
は携が力努のさんさ示を範典の語譯るげ生のを  
。たれ

基礎的機有的原語

語に爲るむしせ辨把に確的りよ本根を質本の語  
つよに法蓋圖的機有、へ與を確示至乃明解的取  
。たしにか明を圖聯の語成釋・語生派・語系同て

述詳の能機的法文

意の懇後・懇前、明説に切懇を能機的法文の語  
象もを能機典辭法文てし明關もを等法用・義  
。ためしね

附添の圖布分言方

外たし録探に富豊もを類の語用生學・言方・語俗  
的地理語言てし附添を圖布分言方逸獨的創獨  
。たし資に解理

# 書圖良優行發堂文崇

番〇三九七京東替振・五四ノ一町保神區田神市京東

一 日 所 の 日 の 修 養	水 戸 光 圀 を 語 る	巴 里 畫 壇 の 全 貌	創 作 手 工 藝 圖 案 集	指 導 地 ス ケ ツ チ 習 畫 帖	創 作 版 畫 の 作 り 方	自 在 用 略 畫 の 描 き 方	自 在 用 圖 案 の 描 き 方	自 在 用 挿 繪 の 描 き 方	自 在 用 水 彩 畫 の 描 き 方	自 在 用 油 繪 の 描 き 方	自 在 用 日 本 畫 の 新 し い 描 き 方	美 人 畫 の 描 き 方	南 畫 の 描 き 方	俳 畫 の 描 き 方			
國民 修 養 會	小 瀧 淳	中 村 恒 夫	八 幡 義 生	太 田 三 郎	太 田 三 郎	池 部 鈞	國 府 田 範 造	太 田 三 郎	南 薰 造	太 田 三 郎	橋 本 春 陵	伊 東 深 水	松 林 桂 月	小 川 芋 錢			
送 價 一 ・ 八 〇	送 價 一 ・ 三 〇	送 價 一 ・ 二 四 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇			
騰 寫 版 印 刷 術 の 秘 訣	最 新 騰 寫 版 印 刷 術 の 秘 訣	應 用 速 記 術 の 秘 訣	最 新 速 記 術 の 學 び 方	實 用 廣 東 語 會 話	標 準 支 那 語 會 話	新 支 那 語 教 程	滿 日 辭 典	新 式 日 英 會 話	露 西 亞 語 獨 修	英 語 研 究	西 班 牙 語 研 究	エ ス ペ ラ ン ト 研 究	支 那 語 研 究	佛 蘭 西 語 研 究	獨 逸 語 研 究	印 度 語 研 究	
本 山 桂 川	瀨 良 倭 喜 太	本 山 桂 川	本 山 桂 川	加 藤 瀧	楊 良	楊 良	石 山 福 治	石 山 福 治	ミ ス ・ サ ン マ ー ス	内 野 三 雄	篠 窪 貢 亮	金 澤 一 郎	川 原 次 吉 郎	江 口 良 吉 治	丸 山 順 太 郎	三 浦 吉 兵 衛	野 村 佐 一 郎
送 價 一 ・ 二 〇	送 價 一 ・ 一 八 〇	送 價 一 ・ 一 五 〇	送 價 一 ・ 一 二 〇	送 價 一 ・ 一 三 〇	送 價 一 ・ 五 〇	送 價 一 ・ 五 〇	送 價 一 ・ 六 〇	送 價 一 ・ 六 〇	送 價 一 ・ 二 〇	送 價 一 ・ 三 〇	送 價 一 ・ 〇 〇	送 價 一 ・ 一 〇	送 價 一 ・ 一 〇	送 價 一 ・ 一 〇	送 價 一 ・ 一 〇	送 價 一 ・ 一 〇	送 價 一 ・ 一 〇

二八二



全國中等學校指定辭書

文學博士 新村出編纂

言苑

文學博士 新村出編纂

辭苑

收錄語彙堂々十六萬の綜合國語大辭典!!

從來の國語辭書の長所に百科辭彙式の様式を加味す、内容は最も新しく、而も正確簡明、應用價値の廣大なること他にその比を見ず。

四六判大形、四段組 特價四圓二十錢  
 總頁二千三百頁 書留送料四十五錢  
 收載語彙十六萬

正確・簡潔・明快! 學生本位の國語辭書!!

收録した語彙の範圍と數量は著しく廣汎多岐に及んで居るが意義の説明を平易にして簡なることを期した、學習用、家庭用の最新國語辭書!

新型四六判總布裝 特價二圓八十錢  
 紙數千四百頁 書留送料三十三錢  
 收載語彙約十萬

!! 學界教育界一致推薦 !!

☆ 文學博士 小柳司氣太編纂 ☆

新修漢和字典

斷然類書を壓倒!  
 漢和辭典中の壓巻!  
 四六判總布裝 特價  
 二千餘頁 三圓七十錢  
 熟語・成句 送料四十五錢  
 十六萬

綜合漢和辭典

漢和辭典の凡ゆる  
 特色を綜合の新漢和!  
 新裝三六判 特價  
 一三八四頁 二圓八十錢  
 母字數 送料三十三錢  
 九萬三千餘字

縮刷綜合漢和辭典

小型漢和の決定版!  
 學生・事務家の參考書  
 タテ五寸六分 特價  
 コロ三寸 二圓六十錢  
 一三七〇頁 送料十五錢  
 縮上美本函入

東京日本橋本町三丁目 日本橋目 東京 振替 四〇番 東 替 振 館 文 博 京 番

東京日本橋本町三丁目 日本橋目 東京 振替 四〇番 東 替 振 館 文 博 京 番



# テルペン 卷上

新刊 關東水力會社應用化學 加福均三著

本書は有機化学大系の一部として上梓されたもので、要するに邦語書きのテルペン化学の参考書として外國書と同等な面も誰にも容易に理解し得る様不易に書かれたものである。殊に一般化学研究者の利便を慮り各化合物相互間の關係を出来る限り明瞭に敘述し其の構造論の如きも歴史推移の状況を明かにした。

四六倍判洋布装四二〇頁 定價拾圓 送料三〇錢

理學博士 有機化學(二卷) 價各拾圓 送料各三〇

小竹無二雄監 有機化學の進歩一輯 價三・一五〇 送料一四〇

赤堀四郎修 有機化學の進歩二輯 價六・〇〇 送料二二〇

石炭 理學博士 菊判上製六二〇頁 定價七圓八拾錢 送料市内六地方30錢

本邦及鮮滿の石炭に就て平易に物理的化學的敘述をなした

# 實驗電氣化學 卷上

新刊 東京工大教授 武井 武著

最近電氣化學的實驗並に電氣化學的裝置の應用範圍が著しく擴大されるに伴ひ之が基礎的知識の習得は極めて肝要である。本書は斯かる要望に副ふ可く出来る限り數式的な理論を排し、周到精密な實驗の基礎を詳細に敘べたもので、上卷には電位差の測定と其の應用を述べた。 定價四圓五〇錢 送料二二錢

# 工作機械

本書は各種の工作機械全般に亘る機構、機能、作用、用途、操作等を詳細平明に講述したもので機械工学初歩の入門書として絶好の書である。即ち旋盤、研磨機、成形機、齒切機械、等其他。

沼正治著 價 3.00 送料 14

# 内燃機關

本書は内燃機關の全般を平易に而も詳細に述べたもので一章總論、二章内燃關に入用な熱力學の基礎、三章内燃機關諸サイクルの熱力學的考察其他を詳細平易に述べた書である。

金尾 忠義著 價 1.80 送料 14

# 機械設計及製圖

本書は機械設計及製圖の基本的要諦を述べたもので設計及製圖の概念より理論と實際の解説をなす。

# 送電問題

本書は消弧式電力系の送電問題を講じたもので第一編には送電線路の一般的考察を、其他萬般に亘る

# 實用送配電

本書は送電及配電に関する専門學校程度の教科書たるを主眼としたもので送配電の技術的中樞を述べ

理學博士 武井 武著 輕合金の熱處理 定價二・三〇 送料一四〇  
理學博士 武井 武著 電氣冶金學 定價一・三〇 送料一〇〇  
工學博士 八士 衛著 輕合金 定價一・二〇 送料一〇〇

# 頁岩油

本書は頁岩油工業の理論的且つ技術的要綱を詳述したもので本邦に於る新學唯一の文献である

# 應用觸媒概說

現下の化學工業に觸媒は最も大きな役割を占める。本書はかゝる觸媒化學の基礎を總括的に詳述した。

# ゴム及其老化防止法

本書はゴムの性質、組成、成因を説き更にゴムの老化の化學的反應及ゴムの老化防止法の全般を敘ぶ。

日本學術振興會 染料年報(三卷) 價三・五〇 送料二二〇  
理學士 栗原嘉名著 音響學序說 價三・八〇 送料一四〇  
農學博士 高橋 偵造著 酸酵化學實驗法 價一・八〇 送料一四〇

發兌 東京市神田區合資 共立社 電話神田 1518・2624 振替東京 46074番

發兌 東京市神田區合資 共立社 電話神田 1518・2624 振替東京 46074番



# 參謀本部 陸地測量部 地圖

內地、朝鮮、臺灣、樺太、滿洲國  
二十萬、五萬、二萬五千、等各種

元賣捌

つるや書房

電話九段(33)二四八番  
振替東京二三八四番

東京市麹町區  
九段坂下

テ既ニ其組合ヲ結成シ又ハ新ニ之ヲ  
結成シタルトキハ其規約及組合員名  
簿ヲ本會ニ提出シテ檢認ヲ受クルコ  
トヲ要ス規約ノ變更及組合員ニ異動  
ヲ生シタル場合モ亦速ニ本會ニ報告  
スルコトヲ要ス但組合員二十名  
以下ノ組合ハ適當ノ期間内準組合ト  
看做シ置クコトアルヘシ  
雜誌販賣業ト他ノ業トヲ包括シテ一  
組合ヲ概成シ複合名稱ヲ附スル組合  
ニ對シテハ其規約中雜誌ニ適用セラ  
ルヘキ部分ノミ之ヲ認ム  
雜誌販賣業組合ヲ未タ結成セサル地  
ニアリテハ其地ノ同業者全員ノ合意  
ニ依リ代表者ヲ定メ其者ニ於テ之カ  
統制ノ責任ヲ負フコトヲ條件トスル  
場合ニ限リ組合ニ準スル暫定取扱ヲ  
爲スヘシ  
本條第一項又ハ第三項ノ手續及報告  
ヲ怠リタル雜誌販賣業組合若ハ準組  
合ハ其組合ニ於ケル利害事項等ノ解

決ニ際シ本會トノ交渉關係ヲ生セザ  
ルモノトス  
第五十四條 雜誌販賣業組合ハ本章中  
ノ重要ナル各規定ノ趣旨ヲ其規約中  
ニ網羅シ之カ履行ニ協力スルト共ニ  
現金販賣制ヲ組合ニ實施スル等時運  
ニ伴ヒ業態諸般ノ改善進歩ヲ計リ業  
者間ノ互助扶翼ヲ目的トスルコトヲ  
要ス  
第五十五條 雜誌販賣業組合ハ其組合  
員タラントスル者ノ加入金又ハ營業  
場所ノ距離等其他ニ關シ雜誌ノ普及  
ヲ阻害スルカ如キ不當ナル規約若ハ  
内規ヲ設ケ或ハ其處置アルコトヲ得  
ス  
第五十六條 雜誌販賣業組合ニ於テ其  
組合員ノ或者ヲ除名處分ニ付サント  
スルトキハ豫メ本會ニ其願末ヲ報告  
シ本會ヨリノ回報ニ接スルマテ之ヲ  
實行スルコトヲ得ス其他組合員ノ或  
者ニ對スル取引停止若ハ配給中止ヲ

會員ニ要求セントスル場合亦同シ  
第五十七條 雜誌販賣業組合ノ名ニ於  
テ本會ノ規約決議協定事項ニ背反シ  
又ハ本會ノ統制ヲ紊スカ如キ行動ア  
リタルトキハ本會ハ會員ヲシテ之ニ  
參加シタル組合員ノ全部若ハ一部ニ  
對シ第五十一條ノ規定ヲ準用セシメ  
其他本會ノ權限ヲ以テ當該地域ノ雜  
誌ノ配給販賣ニ關シ必要ナル緊急措  
置ヲ執ルコトアルヘシ  
第七章 事業年度及會計並事務  
第五十八條 本會ノ事業年度ハ每年十  
二月一日ニ始リ翌年十一月三十日ニ  
終ル  
第五十九條 本會ノ經費ハ會費其他ノ  
諸收入ヲ以テ之ニ充ツ  
第六十條 毎年度ノ收支決算ハ總會ニ  
報告シテ承認ヲ求ム  
第六十一條 毎年度ノ收支豫算ハ總會  
ニ提案シテ決議ヲ求ム



第六十二條 豫算外ノ支出ヲ要スル緊急ノ場合ハ評議員會ノ決議ヲ以テ豫備費中ヨリ之カ繰替ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ總會ニ報告シテ其追認ヲ求ムルコトヲ要ス

第六十三條 本會ノ財産及物件ハ評議員會ノ決議ヲ以テ保管及處理方法ヲ定メ會計監督ニ之ヲ委付ス

第六十四條 本會ノ事務並ニ事務所ニ關スル諸件及之ニ伴フ人事ニ關シテハ隨時評議員會ニ諮リ會長之ヲ決行ス

第八章 制 裁

第六十五條 規約決議又ハ協定事項ニ違背シタル者若ハ秩序擾亂ノ舉ニ出テタル者或ハ本會ノ體面ヲ汚損シタル者アルトキハ評議員會ノ議ニ付シ事懲ノ輕重ヲ裁量シテ左記各號中ノ處分ヲ爲ス但實狀ノ如何ニ依リテハ臨機ノ手續ヲ以テ決議前左記各號以

外ノ應急措置ヲ爲スコトヲ得

- 一 戒 告
- 二 貳千圓以下ノ違背課金
- 三 三箇月以下ノ取引停止
- 四 除 名

第一號乃至第三號ノ處分ニ服セザル者ハ累次其處分ヲ加重ス

第六十六條 除名處分ニ付セラレタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルトキハ其請求ニ依リ更ニ必要ノ手續ヲ履マシメ入會ヲ承認スルコトアルヘシ

第九章 新事項處理例及諸慣習

第六十七條 規約ニ豫メ定メラレザル新ナル事項ヲ生シ其及ホス範圍カ會員中ノ既存ノ權益ニ影響スル場合ハ特ニ利害關係ヲ有スル者ノ意見ヲ徵シ評議員會ニ於テ審議ヲ行ヒタル上或ハ適當ニ之ヲ處理シ或ハ必要ニ應シ總會ニ付シテ決議ヲ求ムルモノトス

第六十八條 雜誌發行者及雜誌大取

次業者タル會員相互間ニ從來便宜トシテ行ハレタル諸慣習ハ規約ノ本旨ニ牴觸セサル限り之ヲ存置スルコトヲ妨ケス

第十章 規約變更例及施行期日

第六十九條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但各分科ノ雜誌分類別ノ編制替及章外附屬例規ノ加除修正ハ評議員會ノ權限ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十條 本規約ハ昭和十二年十一月二十七日臨時總會ノ決議ヲ以テ修正シ同十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

章 外 附 屬 例 規

第一條 本規約正文ニ規定スル雜誌ハ新聞紙法ニ依リテ同一題號ヲ以テ定期ニ之ヲ發行シ其掲載事項ノ性質又ハ形態ノ冊子タルト如何トヲ問ハス

合セララルルヲ安全トス

第七條 本規約正文第三條第二號ニ該當スル雜誌大取業者ニシテ同第六條第一項ノ適用ヲ受クル現在ノ會員ハ左ノ四株式會社各店トス  
麴町區九段一丁目七番地  
株式會社 東 京 堂

京橋區銀座西六丁目二番地  
株式會社 東 海 堂

京橋區橫町三丁目三番地  
株式會社 北 陸 館

神田區淡路町二丁目九番地  
株式會社 大 東 館

第八條 入會其他ノ諸要件ニ關シ本會事務所ニ直接來牒又ハ電話セラレントスル者ハ日曜ト祝祭日トヲ除キ午前十時ヨリ午後四時ノ間ヲ選ヘルルヲ最モ便トス

日本雜誌協會評議員

會長 講 談 社

法規上新聞紙タルノ取扱ヲ受クルモノヲ云フ但特設ノ機關ニ依リテ發賣頒布スル所ノ從來一般ニ新聞紙ト呼價サレタル部類ノ發行物ハ之ニ含まス  
出版法ニ依ル學術雜誌ト雖隨時新聞紙法ノ發行ニ改ムルコトヲ得  
新聞紙法ニ依ル發行届用紙ハ時事事項掲載ノ有無ヲ明示シ本會ニ申出アラハ之ニ適合スル用紙必要數一種ニ付二通ヲ交付ス

第二條 本規約正文ニ規定スル雜誌ハ第三種郵便物タルノ認可ヲ得且鐵道運輸規則ニ牴觸セサルモノタルコトヲ要ス

第三種郵便物認可願ハ管轄區域内ノ逓信局(東京府及神奈川縣ハ東京都逓信局)ニ雜誌ノ實物見本一部ヲ添ヘテ之ヲ爲スモノトス認可手数料ハ出願後逓信局ヨリ認可指令ノ豫備通知ニ接スルヲ待チテ成ルヘク高額

ナル郵便切手ヲ以テ納付スヘキモノトス但本項ノ認可願用紙ハ本會ニ於テモ之ヲ交付ス

第三條 學校學會其他諸團體ノ機關雜誌ト雖廣ク之ヲ發賣スルモノハ本規約正文ノ適用範圍ニ屬スルモノト看做ス

第四條 本規約正文ニ規定スル雜誌發行者ハ本會ニ届出ノ其經營者タルノ謂ニシテ雜誌ニ表示スル發行人名義ノ何人タルニ關セサルモノトス

第五條 雜誌ノ一部定價ハ慣例ノ奥附以外ニ裏表紙左端下方部又ハ背ノ下方部ニ五號活字大以上ニ相當スル見易キ文字ヲ以テ之ヲ明示スルコトヲ要ス

第六條 創刊セントスル雜誌ノ體裁頁數定價等ニ關シテハ協定其他取扱ニ對スル事實上ノ注意事項ヲ伴フコトアルヘキヲ以テ本會事務所又ハ會員中ノ雜誌大取業者ニ就キテ豫メ承



副會長 主婦之友社  
 東京堂 東海堂  
 北隆館 大東館  
 博文館 實業之日本社  
 新潮社 婦人之友社

東洋經濟新報社 料理之友社  
 小學館 研究社  
 中央公論社 改造社  
 ボケツト講談社 文藝春秋社  
 婦女界社 誠文堂新光社

### 東京雜誌販賣業組合

所在地 神田區駿河臺四ノ二ノ八  
 電話 神田 六六七番

#### 東京雜誌販賣業組合規約

(昭和十一年一月二十四日修正)

##### 第一章 總則

第一條 本組合ハ東京市内ニ營業所ヲ有スル雜誌販賣業者ヲ以テ組織ス  
 第二條 本組合ハ東京雜誌販賣業組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三條 本組合ハ組合員間ノ利益増進ト共濟親睦ヲ旨トシ無益ノ競争ヲ避ケ斯業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス  
 第四條 本組合ハ組合員間ノ一方若クハ双方ノ請求ニヨリ營業上ヨリ起ル紛議ノ調停ヲナスコトヲ得此場合ハ幹事會ノ互選ヲ以テ調停委員若干人ヲ擧ケ之ヲ調停セシム  
 第五條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ

組合員ハ左ノ事項ヲ嚴守スヘキモノトス  
 一 組合員外ノ營業者ト取引ヲ爲スコトヲ得ス  
 二 雜誌ハ凡テ定價ヲ以テ販賣スルモノトス但前金拂込ノ購讀者ニ對シテハ各雜誌奥附記載ノ價格ヲ以テ販賣スルコトヲ得、尙奥附記載ノ發行日ヨリ三ヶ月ヲ經タルモノハ除外ス  
 三 雜誌ヲ販賣スルニ景品ヲ添附シ送料負擔若クハ割引ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス  
 四 雜誌ハ發行所ト元取次店間ニ於テ協議ノ上定メタル發賣日前ニ(販賣店賣配達發送)スルコトヲ得ス  
 五 貸覽及回覽ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス  
 六 貸覽及回覽業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣スルコトヲ得ス  
 七 取引停止中ノ組合員ト取引ヲ爲

得ス

八 貸覽及回覽業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣スルコトヲ得ス  
 九 取引停止及ヒ營業休止中ノ組合員ト取引ヲ爲スコトヲ得ス  
 十 本條ノ内第一號及第七號ノ場合ニ於テハ假令定價ト雖モ販賣スルコトヲ得ス

##### 第三章 組合員

第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ加入申込書(第一號書式)ニ一定ノ店舗ヲ有スル營業所及商號、氏名、年齢ヲ記載シ所要地圖(店舗ノ位置及附近組合員ノ位置ヲ明記シタルモノ)誓約證ヲ添付シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ但紹介者ノ一人ハ幹事タルコトヲ要ス  
 加入金ハ貳百圓トシ加入ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ本組合ニ納入スヘシ  
 金額納入ノ日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス  
 支店、分店若クハ出張所ノ設置ハ各別ニ加入スヘキモノトス

組合員(加入後滿七ヶ年以上)ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上勤続シ本組合ヨリ表彰ヲ受ケタル者ハ加入金ヲ拾圓トス此場合ハ第二號書式ノ證明書ヲ申込書ニ添付スルコトヲ要ス但一旦脱退シタル者又ハ退店後滿二ヶ年ヲ經タル者ハ此限ニアラス  
 第七條 加入申込者ニ對シテハ調査ヲ行ヒタル後幹事會ニ於テ其ノ許否ヲ決ス  
 第八條 申込者ノ營業所カ組合員ノ營業所ニ接近シ甚敷支障アリト認メタル場合ハ其ノ加入ヲ許可セサルコトアルヘシ  
 第九條 加入申込者ニシテ組合員營業所ノ讓渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ニヨリ讓渡人讓受人連署ノ上届出テ其ノ許可ヲ受クヘシ此場合讓渡人ハ脱退(第六號書式)ノ手續ヲ要シ讓受人ハ加入登録料トシテ金壹百圓ヲ納入スルコトヲ要ス其ノ營業

所ニ對シテハ前條ニ依ラスシテ其ノ加入ヲ許可スルコトアルヘシ但讓受人カ勤続者ノ場合ハ登録料金拾圓トス  
 讓受人カ組合員ノ移轉ニヨル場合ハ登録料ヲ要セス  
 第十條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉セントスルトキハ移轉前必ス第五號式ニ依リ本組合ニ届出テ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス  
 移轉場所カ第八號ニ該當スル場合ハ其ノ移轉ヲ許可セサルコトアルヘシ  
 第十一條 組合員ニシテ其ノ營業所移轉ニ際シ第八條ニ該當スル場合ト雖營業休止ノ誓約證ヲ提出スルトキハ其ノ移轉ヲ許可スルコトアルヘシ  
 第十二條 組合員ハ死亡若クハ隱退ノ場合相續人又ハ法律上ノ家族ニ其ノ營業ヲ繼承セシムルコトヲ得此手續ハ第三號書式ニ依リ戶籍謄本(或ハ抄本)其ノ他ノ證明書相添届出テ許



可ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ加入金ヲ要セス

第十三條 組合員ハ他ノ組合員ト同一ノ商號ヲ有スルコトヲ得ス但先使用者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十四條 組合員ハ其ノ店頭ニ組合員タルノ標章ヲ提出スルコトヲ要ス但標章ハ組合員ヨリ交附ス

第十五條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ廢業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十六條 組合員ハ組合經費負擔ノ義務ヲ負フ

第十七條 組合員間ニ於テ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十八條 組合ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認メタルトキハ日ヲ限り支拂フヘキ旨通告

テ表彰ス表彰規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 役員

第二十八條 組合ハ組合員中四十人ニ對シ一人ノ比率ヲ以テ幹事ヲ選舉ス

第二十九條 組長ハ本組合ヲ代表シ會議ノ際議長ノ職ヲ掌ル副組長ハ組長

シ之ニ應セサルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ

第十九條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ汚損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ

第二十一條 組合員ニシテ滿一ケ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セサルモノトス

第二十二條 組合員ハ左ノ事由ノ發生ニ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス

- 一 任意ノ脱退
二 廢業
三 營業所ノ讓渡

四 營業ヲ休止スルコト滿二ケ年ニ亘ルモノ

五 營業所ノ組合地域外移轉

六 許可ヲ得スシテ其ノ營業所ヲ移轉シタルモノ

七 死亡 但第十二條ヲ適用シテ其ノ資格ヲ繼承スルコトヲ得

八 法人ノ解散
九 破産
十 除名

第二十三條 本組合ハ規約第三條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合内ニ共濟會ヲ設ケ幹事會ヨリ委員若干人ヲ置キ特別會計ヲ以テ組合員ノ共濟事務ヲ擔任ス

第二十四條 組合員ニシテ本組合ニ特別會計アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第五章 會議

第二十五條 組合員ノ從業者ニシテ滿七ケ年以上勤續シタル者ハ本組合ニ

一定時總會
臨時總會
二 幹事會
三 常任幹事會
四 規約勸行委員會
五 共濟會委員會

第三十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

一 前年度ノ事務報告及財産目錄會
計收支決算報告
二 豫算案審議
三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議

四 役員ノ選舉
第三十七條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目的タル



事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第三十八條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項、場所及日時ヲ組員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得

第三十九條 總會ニ於テハ兼メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得ス

第四十條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約勸行委員會共濟會委員會ハ臨時之ヲ開キ必要ノ場合ニハ臨時幹事會ヲ招集スルコトアルヘシ

第四十一條 組員ハ總會ニ於テ幹事會ハ幹事會ニ於テ發言贊否ノ權ヲ有ス但幹事會ニ於テ會議ノ事項ニ利害ノ關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得ス

第四十二條 議事ハ出席員ノ過半數ヲ

以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會計

第四十三條 組員ハ組合維持費トシテ月額貳拾錢ヲ支出スルモノトス

第四十四條 本組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第四十五條 緊急及非常ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得但此場合ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四十六條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニテ定メタル銀行又ハ信託會社ニ寄託ス

第四十七條 組員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 制裁

第四十八條 組員ニシテ本規約ニ違

背シタル者ハ幹事會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ爲ス

- 一 譴責
二 拾圓以上壹千圓以下ノ違約料
三 期限ヲ定メタル取引停止
四 期限ヲ定メサル取引停止
五 除名

第四十九條 左ノ條項ノ一ニ該當スル者アルトキハ第四十八條ヲ適用ス

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ除名ニ處ス
一 月費ノ滞納六ヶ月ニ亘ルモノ
二 違約料ノ徵收ニ應セザルモノ
三 組員ニシテ貸覽及回覽業ニ類スル行爲アルモノ

第五十一條 期限ヲ定メサル取引停止ニ處セラレタル者ニシテ悔改ノ實アリト認メタル場合ハ組員二人ノ保

證ニヨリ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトアルヘシ

第五十二條 組員ハ組員中ニ規約違反者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ組合ニ申告セラルヘシ申告者ノ氏名ハ絕對ニ秘密トス

第五十三條 前條ノ申告者カ故意ニ他ヲ中傷セントスル虚構ニ出タルトキハ申告者ハ第四十九條ノ制裁ヲ受ク

第八章 附則

第五十五條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

東京雜誌販賣業組合 共濟會細則

東京雜誌販賣業組合

第一條 本會ハ東京雜誌販賣業組合共濟會ト稱ス

第二條 本會ハ東京雜誌販賣業組合ノ組員ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ基金チ一萬圓トス

第四條 本會ハ會員營業所ノ火災ニ際シ見舞金ヲ贈呈スルモノトス

第五條 本會ハ會員ノ罹災ニ際シ調査ノ上其ノ程度ヲ審査シ五百圓以内ヲ贈呈スルモノトス

第六條 本會々員ニシテ左ニ該當スル場合ハ第五條ヲ適用セザルモノトス
一 無斷移轉場所ニ於ケル出火
二 警視廳令所定ノ爆發物取締規則違反ニ依ル出火
三 天災地變ニ依ル出火

承認ヲ經テ之ヲ贈呈ス會員ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

東京雜誌販賣業組合幹事

- 組長 大野 孫平
副組長 岸 他 丑
副組長 土屋 右近
伊藤 貫一 西川 嘉平
稻川 佐八 石塚 卯三郎
林 五郎 長谷川 留吉
松下 喜作 本間 龍藏
石塚 隆美 國領 茂藏
大曾根 銈治 大川 義雄
小澤 作次郎 大橋 信一
岡崎 傳五郎 小澤 一男
笠原 力之助 芳根 次朗
藤井 誠治郎 高橋 又治
田中 龜夫 鶴岡 周作



中川 治三郎 中川 謙  
中山 軍治 植野 録夫  
福田 滋次郎 福島 孝太郎

越石 保文 淺見 文林堂  
赤井 健 酒卷 修三  
三井 傳藏

### 東京圖書雜誌小賣業組合

所在地 神田區神保町一ノ六五(共同書籍内)  
電話 神田 一三五 一番

#### 東京圖書雜誌小賣業 組合同約

##### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京圖書雜誌小賣業  
組合ト稱ス  
第二條 本組合ハ東京書籍商組合員又  
ハ東京雜誌販賣業組合員ノ小賣業者  
ヲ以テ組織ス  
第三條 本組合ハ事務所ヲ東京市ニ置  
ク

##### 第二章 目 的

第四條 本組合ハ必要ニ應ジテ各個所  
ニ支部ヲ設置スルコトヲ得 支部細  
則ハ別ニ之ヲ定ム  
第五條 本組合ハ組合員間ノ親睦ヲ旨  
トシ協同一致ヲ以テ斯業ノ發達隆盛  
ヲ圖リ併セテ營業上ノ弊風ヲ矯正ス  
ルヲ以テ目的トス  
第六條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ  
左ノ事項ヲ執行ス  
一 圖書雜誌ノ販賣ニ關スル利害得

##### 第三章 組 合 員

第七條 本組合ニ加入セントスル者ハ  
其營業所商號始業年月日及氏名年齢  
ヲ記シ組合員貳名(一名ハ幹事)連署  
ノ上本組合ニ申込ムヘシ  
但シ支部推薦ニヨル加入申込者ハ支  
部長ノ署名ヲ要ス  
第八條 組合員ニシテ其營業所ヲ移轉  
シタルトキハ直ニ本組合ニ届出ツヘ  
シ  
第九條 組合員ハ組合經費負擔ノ義務  
ヲ負フ  
第十條 組合員ニシテ廢業、脱退若ク

失テ調査研究シ其ノ改善ヲ圖ルコ  
ト

二 月報ヲ發行シ必要ト認メタル場  
合ハ市會ヲ開キ又ハ營業上並ニ日  
常用度品ノ共同購入ヲナス事ヲ得  
三 前各項ノ外本組合ノ目的ヲ達ス  
ルニ必要ト認ムル諸事項

ハ失格シタル者アルモ組合財産ノ分  
配ヲ請求スルコトヲ得ス  
第四章 役 員

第十一條 本組合ハ組合員中ヨリ左ノ  
役員ヲ選舉ス  
幹 事 四十名  
幹事ハ其互選ヲ以テ組長一名、副組  
長二名、常任幹事七名ヲ定ム  
常任幹事ノ中常勤幹事一名會計二名  
ヲ互選ス

第十二條 役員選舉ハ定期總會ニ於テ  
組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ  
行ヒ有効投票ノ多數ヲ以テ當選トス  
得票同數ナルトキハ年長者ヲ採リ同  
年ナルトキハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム  
選舉人名簿及投票用紙ハ選舉當日其  
會場ニ於テ交附ス  
選舉長ハ組長之レニ當リ選舉委員ハ  
組長之ヲ定ム  
第十三條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス

但シ再選ヲ妨ケス  
第十四條 幹事ニ當選シタルモノハ正  
當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得  
ス

第十五條 幹事ハ理由ナクシテ引續キ  
六ケ月以上幹事會ニ缺席シタルトキ  
ハ幹事タル資格ヲ喪失ス

第十六條 本組合役員ノ職務權限左ノ  
如シ  
一 組長ハ本組合ヲ代表シ副組長ハ  
組長ヲ補佐シ組長事故アル時ハ之  
ヲ代理ス  
二 會計ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理  
ス  
三 幹事ハ諸般ノ議案ヲ審議シ且ツ  
規約第六條各項ノ事務ヲ分掌ス

第十七條 本組合ノ役員ハ總テ名譽職  
トス 但シ費用ヲ要シタル時ハ支辨  
ス  
幹事中繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ  
對シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ賞與若

クハ報酬ヲ爲スコトヲ得  
第十八條 本組合ニ特ニ功勞アリタル  
者ヲ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ  
名譽幹事ニ推薦スルコトヲ得 名譽  
幹事ハ終身トシ其職務權限ハ幹事ト  
同シ

##### 第五章 會 議

第十九條 會議ハ左ノ四種ニ分ツ  
一 定期總會  
二 臨時總會  
三 幹 事 會  
四 常任幹事會  
第二十條 定期總會ハ毎年十一月之レ  
ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス  
一 前年度ノ庶務財産目錄及收支決  
算報告  
二 前年度ノ豫算案審議  
三 組長ヨリ豫メ提出シタル事項  
四 役員ノ選舉  
第二十一條 總會ニ於テハ豫メ組長



通知シタル事項ノ外ハ議スル事ヲ得ス

第二十二條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第二十三條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨリ會議ノ目的事項及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ

但シ緊急ヲ要スル場合ハ通知期間ヲ短縮スル事ヲ得

第二十四條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ尙必要ノ場合ハ臨時幹事會ヲ招集シ常任幹事會ハ隨時之ヲ開ク

第二十五條 會議ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ組長之ヲ定ム

第六章 會計

第二十六條 組合員ハ組合維持費トシ

テ月額貳拾錢ヲ納入スルモノトス  
第二十七條 本組合ノ經費ハ組合員月費寄附金及其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第七章 雜則  
第三十條 本組合員ニテ死亡シタルトキハ弔慰料トシテ金三圓ヲ贈呈ス

東京圖書雜誌組合支部細則

- 第一條 支部ハ本規約第四條ニ基キ是ヲ設置スル事ヲ得
- 第二條 支部ノ區域ヲ左ノ如ク定ム
  - 第一區 麴町區、神田區、四谷區、牛込區
  - 第二區 日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區
  - 第三區 小石川區、本郷區、下谷區、淺草區
  - 第四區 本所區、深川區、向島區、城東區、葛飾區、江戸川區、足立區
  - 第五區 品川區、大森區、蒲田區、荏原區、目黒區、世田ヶ谷區
  - 第六區 澁谷區、澁橋區、中野區、杉並區
  - 第七區 豐島區、板橋區、王子區、

瀧野川區、荒川區

但シ隣接地ハ當分ノ間是ノ限リニ非ス

第三條 支部ハ前條ノ區域内ニ於テ常ニ二十五名ヲ減セサル組合員ヲ以テ組織スル事ヲ得

第四條 支部ヲ設置セントスル時ハ支部規約並ニ支部員名簿ヲ添附シ本組合ニ届ケ出テ其ノ承認ヲ受クル事ヲ要ス

第五條 支部ニ於テ規約ヲ變更シ又ハ支部員ニ移動ヲ生シタル時ハ其ノ都度本組合ヘ届出テ承認ヲ受ク可シ

第六條 支部長ハ支部ヲ代表シ本組合ト聯絡ヲ執リ本組合規約第二章ノ目的ニ依ツテ協調ス

但シ支部長ハ本組合幹事ヲ兼任スル事ヲ得

第七條 支部長ハ必要ニ應シ組長ヨリノ召集ヲ受ケ其ノ諮問ニ應スルモノトス

第八條 本組合ハ當分ノ内支部ノ維持費トシテ當該支部員一名ニ付月額金拾錢ノ割合ヲ以テ支給ス

東京圖書雜誌小賣業組合幹事

- 組長 岸 他 丑
- 副組長 土屋 右近
- 副組長 伊藤 貫一
- 淺井 光之助 淺利 元治
- 秋本 甚左衛門 青野 友三郎
- 小池 進吾 稻川 佐八

- 石塚 卯三郎 市川 松之輔
- 植野 錄夫 大川 義雄
- 小澤 作次郎 大塚 周吉
- 大曾根 銚治 川合 初太郎
- 木村 孝一 酒卷 修三
- 前田 正平 須田 忠暉
- 曾根 高一郎 田村 喜一郎
- 高橋 又治 戸塚 倉吉
- 中川 治三郎 西川 嘉平
- 林 五郎 福島 孝太郎
- 福田 滋次郎 平山 二郎
- 本間 龍藏 松原 環
- 松下 喜作 三井 傳藏
- 芥川 金三郎 柳川 孫一郎
- 細谷 卯之助 杉山 三郎
- 橋本 義貞

東京書籍卸業組合

所在地 神田區錦町二ノ二

電話 神田三一三九



東京書籍卸業組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京市ニ營業所ヲ有シ圖書ノ卸賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京書籍卸業組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三條 本組合ハ組合員間ノ親睦ヲ篤シ無益ノ競争ヲ避ケ斯業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事項ヲ行フ

一 圖書ノ卸賣ニ關スル利害得失ヲ調査又ハ研究シ其改善ヲ圖ル事

二 毎年大市會ヲ開催スルコト 但シ損失ヲ生ジタル場合ハ幹事會ノ決議ニヨリ之ヲ處理ス

三 大市會ノ利益金ノ一部ヲ以テ店員慰安會ヲ開催スルコト

四 組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上勤続セル者ヲ表彰スルコト

五 組合員間ノ營業上ノ紛議ヲ調停スルコト

六 本組合員中死亡又ハ災害ニ係リタル者有ルトキハ金員又ハ物品ヲ贈ルモノトス 弔慰金ハ拾圓トス (但シ此場合ハ返禮ヲ要セズ)

七 前各號ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第二章 組 合 員

第一條 本組合ニ加入セントスル者ハ十ヶ年以上勤続者ニシテ其營業所商號氏名年齢ヲ記シ加入金貳拾圓ヲ添ヘ店主及幹事連署ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ

組合員ノ從業者ニシテ表彰セラレタル者ハ加入金ヲ要セス 但シ一旦脱退シタル者又ハ除名ニ處セラレタル者再ヒ加入セントスル時ハ幹事會ノ

決議ニ依リ之ヲ定ム此場合ハ加入金ヲ要ス

第二條 加入申込者ニ對シ幹事會ノ決議ニ依リ其許否ヲ決ス

第三條 組合員ハ左記各項ノ場合ニ於テ七日以内ニ之ヲ本組合ニ届出ツヘシ

一 營業所ノ移轉

二 氏名若クハ商號ノ變更

三 商號ノ併用若クハ廢止

四 廢 業

第四條 組合員ハ組合ノ經費トシテ月費金三十錢ヲ負擔ス

第五條 組合員間ニアリテハ現ニ組合員ノ使用スル商號又ハ類似ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス

但シ先用者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス

第六條 組合員ニシテ本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第七條 組合員ハ自己ニ關スル件ニ付組合ヨリ出頭ヲ求メタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 組合員タル資格ハ其相續人若クハ法律上ノ家庭ニ於テ營業ヲ繼續スル場合ニ限り之ヲ承繼スルコトヲ得

但シ營業ヲ讓渡シ又ハ組織ヲ變更シタルトキハ前營業名義人ノ權利義務ヲ負ヒタル者又承繼スルコトヲ得

第九條 組合員ハ左ノ事由ニ依リ其資格ヲ喪失ス

一 任意ノ脱退

二 廢業及營業ノ全部讓渡

三 營業所ノ組合地域外移轉

四 死亡若クハ法人ノ解散

五 破 産

六 除 名

第十條 組合員ニシテ其資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ財産ノ分配並ニ加入金ノ返還ヲ爲サス

第十一條 組合員相互ノ商取引ハ特ニ圓滑ヲ期シ必ズ支拂ヲ延滞スヘカラス

第十二條 組合員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其處分ヲ請求スルコトヲ得 (但シ此ノ場合ハ調査費トシテ金五圓ヲ要ス)

本組合ハ委員ニ依リ調査シ事實ナルトキハ本組合員ニ通知シ此レガ解決スル迄取引ヲ爲ス事ヲ得ス

請求者ハ解決シタル場合ハ速ニ本組合ニ届出ヲ爲スベシ

此ノ場合本組合ハ組合員ニ取引停止解除ノ通知ヲ爲スモノトス

第十三條 組合員ノ雇人中不正行爲ニ依リ解雇シタルトキハ雇主ハ其ノ者ノ氏名年齢及事由ヲ速カニ本組合ニ届出ツヘシ

本組合ハ之ヲ調査シ正當ト認メタルトキハ一般組合員ニ通知ヲ爲スモノトス

トス

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合員ハ其ノ者ヲ雇入ルル事ヲ得ス

前組合員中ノ雇人ヲ雇入ル場合ハ前雇主ノ承諾ナクシテ雇入ルル事ヲ得ス

第三章 役 員

第一條 本組合ハ組合員中ヨリ幹事拾人ヲ選出ス

幹事ハ互選ヲ以テ組長一人副組長一人及會計二名ヲ定ム

第二條 幹事ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リテ之ヲ行フ

有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トシ得票同數ナル時ハ年長者ヲ以テ當選者トナシ決定シ難キ場合ハ抽籤ニ依リテ當選者ヲ定ム

第三條 幹事ノ選舉ハ總會ノ議長ヲ以テ選舉長トス

第四條 幹事ノ選舉ハ代人ヲ以テ投票



スルコトヲ得ス

第五條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ相談役ニ推薦スルコトヲ得

第六條 幹事ノ任期ハ一ケ年トス

第七條 幹事ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第八條 幹事ノ缺員ヲ生シ事務ニ支障アル場合ハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ補缺幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第九條 幹事ハ無報酬トス但シ功勞アリタル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ經テ表彰若クハ謝禮ヲ爲スコトヲ得

第十條 役員ノ職務權限左ノ如シ

- 一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄ス
- 二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 三 會計ハ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス

第四條 幹事ハ諸般ノ議案ヲ審議シ且規約第一章第四條各號ノ事務ヲ分掌ス

第十一條 幹事會ハ其決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得但シ組合員共通ノ利害ニ重大ナル關係アルモノハ特ニ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第四章 會 議

第一條 會議ヲ左ノ三種トス

- 一 定時總會
- 二 臨時總會
- 三 幹事會

第二條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開ク

- 一 前年度ノ庶務收支決算及財産目錄ノ報告
- 二 幹事ノ選舉
- 三 前各號ノ外議メ組長ヨリ提出シタル事項

第三條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數三分ノ一以上ノ同意ニ依リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四條 總會ヲ招集スルトキハ開會七日以前組長ヨリ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ通知期間ヲ短縮スル事ヲ得總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外議スルコトヲ得ス

第五條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開クモノトシ組長之ヲ招集ス組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ幹事會ヲ開クコトヲ得幹事會ハ幹事半數以上ノ出席ヲ以テ成立ス

第六條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理シ組長副組長事故アルトキハ幹事ノ互選ヲ以テ代理者ヲ定ム

第七條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決權ヲ有ス但シ會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其會議ニ列スルコトヲ得ス

第八條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席員ノ過半數ヲ以テ其可否ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第九條 會議中議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長之ヲ制止シ其制止ニ從ハサル者ハ之ニ退場ヲ命スルコトヲ得

第五章 會 計

第一條 組合ノ經費ハ月費及加入金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二條 緊急ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

第三條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託ス

第四條 組合ノ會計年度ハ曆年ニ依ル

第六章 取引規程

第一條 本規程ハ本組合員相互間及本組合員ヨリ他ノ組合員ニ係ル卸取引ヲ規律スルモノトス

第二條 註文ニ因ル取引ニ就テハ左ノ各號ニ依ル

- 一 掛賣ニ在リテハ毎月廿日ヲ以テ品代金及註文者ノ負擔ニ屬スル諸費用ヲ締切り其月末ニ全額ヲ支拂フモノトス
- 二 發送ノ荷造費及運賃ハ註文者ノ負擔トス
- 三 代金引換又ハ荷爲替ニ因ル費用ハ註文者ノ負擔トス
- 四 註文者ハ濫リニ註文ノ取消又ハ註文品ノ返送ヲ爲スコトヲ得ス但シ現品ニ落丁繰リ違其他ノ瑕疵アリタルトキハ之カ引換又ハ修補ヲ請求スルコトヲ得

第三條 組合員ニ對シ取引上ノ債務ノ支拂ヲ延滞シ又ハ註文品ノ引取ヲ爲サス其他取引上ノ義務ヲ履行セサル者アルトキハ被害者ヨリ本組合ニ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得

第四條 組合員ト取引アル特約店ト取引スル場合ハ前取引者ノ了解ナクシテ取引スルコトヲ得ス

第七章 制 裁

第一條 組合員ニシテ本規約ニ違背シタル者又ハ違約料ヲ納入セサル者月費滯納一ケ年ニ亘ル者及本組合ノ體面ヲ汚損シタル者ハ幹事會ノ決議ニヨリ左ノ制裁ヲ加フ

- 一 戒 告
- 二 金壹百圓以下ノ違約料
- 三 除 名

第二條 除名ニ處セラレタル者改悛ノ實アリト認メタルトキハ幹事會ノ決議ヲ經テ更ニ加入ヲ許スコトアルヘ



本規約ハ昭和十二年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

東京書籍卸業組合評議員

組長 飯島竹次郎

- 副 島村水之助
- 堤 健次
- 加藤 守重
- 栗田 確也
- 關 信太郎
- 岩田 岩吉
- 風間 是宏
- 齋藤 熊三郎
- 吉田 正一

第八章 規約及規程ノ變更

第一條 本規約及特ニ總會ノ決議ヲ經タル規程ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

東部書籍卸業協會

所在地 東京市日本橋區吳服橋二ノ五

株式會社 林平書店方

第九章 從業員表彰規程

第一條 本組合ハ從業者滿七ケ年以上勤續シ品行方正ニシテ業務ニ勉勵シタル者ヲ表彰ス但シ組合員ニシテ其加入後滿五ケ年ヲ經過セサル者ハ本規程ニ依ルコトヲ得ス  
届出デハ雇傭主及組合員一名ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ  
期間ハ毎年九月一日ヨリ九月三十日迄トス  
表彰式ハ毎年一月ノ總會ニ於テ舉行ス

東部書籍卸業協會規約

第一章 總 則

第一條 本協會ハ東日本ノ地域内ニ營業所ヲ有スル書籍卸業者ヲ以テ組織ス  
第二條 本協會ハ東部書籍卸業協會ト稱シ、事務所ヲ東京市ニ置ク  
第三條 本協會ハ協會員ノ協同一致親睦ヲ篤シ、相互ノ利益ヲ擁護シ斯業

第二章 協會 員

ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第四條 本協會ニ加入セントスル者ハ其營業所、商號、氏名年齢ヲ記シ、加入金百圓ヲ添ヘ紹介者タル協會員二人ノ連署ヲ以テ申込ムヘシ  
第五條 本協會ハ加入申込者ニ對シ幹事會ニ於テコレヲ審査シ其許否ヲ決ス

附 則

第六條 協會員ハ左記各號ノ場合ニ於テハ七日以内ニ之ヲ本協會ニ届出ツヘシ

- 一 營業所ノ移轉
- 二 氏名若クハ商號ノ變更
- 三 商號ノ併用、若クハ廢止
- 四 廢 業

第七條 加入金ハ脱退其他如何ナル事情アリト雖之ヲ還付セス

第八條 協會員ハ會費トシテ毎年二十圓ヲ負擔ス

第九條 協會員間ニアリテハ現ニ協會員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用フルコトヲ得ス、其ノ著シク相類似スルカ爲メニ取引上紛雜ヲ來ス虞アルモノニツキテモ亦同シトス

第十條 協會員タル資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業ヲ繼續スルコトヲ得  
但シ營業ヲ讓渡シ、又ハ組織ヲ變更シタルトキハ前營業名儀者ノ權利義務ヲ負ヒタル者又承繼スルコトヲ得

第十一條 協會員ハ左ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ喪失ス

- 一 任意ノ脱退
- 二 廢業及營業ノ全部讓渡
- 三 死亡若クハ法人ノ解散
- 四 破 産
- 五 除 名

第十二條 協會員ハ販賣統制ノ爲メ東京出版協會員、大阪圖書出版業組合員、京都出版協會員、中等教科書協會員ノ發行シタル圖書ニ限リ取扱フヲ原則トス但シ特殊出版物ハ此ノ限リニ非ス

第十三條 協會員ニ對シ商取引上不誠意ナル行爲ヲナシタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ請求スルコトヲ得、本協會ハ事實ヲ調査シタル後會員間ノ取引ヲ中止スルハ勿論、コレヲ他ノ同業團體全部ニ申告シ支持ノ義務ノ取立ヲ爲サシム

第三章 役 員

第十四條 本協會ハ協會員中ヨリ幹事十人ヲ選出シ、互選ヲ以テ會長副會長各一名ヲ選出ス

第十五條 幹事ノ選舉ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 幹事ノ任期ハ二ケ年トス

第十七條 役員ノ職務權限ハ左ノ如ク定ム

- 一 協會長ハ本協會ヲ代表シ協會全體ノ事務ヲ統轄ス
- 二 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長事務ヲ代行ス
- 三 幹事ハ諸般ノ議案ヲ審議シ庶務ヲ實行ス

第十八條 幹事會ハ其決議ニ依リ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得

第四章 會 議

第十九條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス



- 一 臨時總會
  - 二 臨時總會
  - 三 幹事會
- 第二十條 臨時總會ハ毎年一回、一月ニ之ヲ開ク
- 一 前年度庶務收支決算及財産目錄ノ報告
  - 二 幹事ノ選舉
  - 三 其他豫メ協會長ヨリ提出シタル事項
- 第二十一條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數三分ノ二以上ノ同意アリタルトキ之ヲ開クコトヲ得
- 第二十二條 總會ヲ開催スルトキハ開會七日以前協會長ヨリ議案日時、場所ヲ協會員ニ通知スヘシ
- 第二十三條 幹事會ハ隨時コレヲ開催ス

- 第二十四條 協會ノ經費ハ會費、加入金、其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第二十五條 臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得
- 第二十六條 規約ニ違背シタル者ハ幹事會ノ決議ニヨリ左記各號ノ制裁ヲ加フ
- ナホ事情ニ依リ併加シ行フコトアルヘシ
- 一 戒告
  - 二 違約金
  - 三 除名
- 第二十七條 除名處分ヲ受ケタル者悔悟ノ狀アリト認メタルトキハ總會ノ決議ヲ經テ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ

- 第二十八條 本協會ノ規約ハ總會ノ決議ニ依ルニアラサレバ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第二十九條 本規約ノ變更ヲ議スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可否ヲ決ス
- 第三十條 本規約ハ昭和十一年十月七日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則
- 東都書籍卸業協會幹事
- 會長 株式會社林平書店  
副會長 富貴堂  
株式會社 淺見文林堂  
株式會社 大阪屋誠書店  
合資會社 學海堂  
株式會社 集英堂  
株式會社 照林堂  
千葉縣書籍株式會社  
東都書籍株式會社  
朗月堂

### 全國醫書組合

所在地 本郷區春木町三ノ三二(南江堂内)

#### 全國醫書組合同約

(昭和十三年六月改正)

##### 第一章 總則

- 第一條 本組合ハ本邦(但シ臺灣、朝鮮、樺太ヲ除ク)ニ於テ醫書ノ出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス
- 醫書ト稱スルハ醫科專屬ノ圖書全般他科學ニ屬スル圖書ト雖、醫、齒、藥、獸醫家並ニ醫、齒、藥、獸醫學生ニ必要ノモノハ總テ之ヲ包含ス
- 第二條 本組合ハ全國醫書組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第三條 本組合ハ組合員ノ親睦ヲ計リ利益ヲ擁護シ事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

##### 第二章 組合員

- 第四條 本組合員ハ組合標札ヲ店頭ノ見易キ場所ニ掲クヘシ
- 第五條 本組合員ハ組合ノ維持費トシテ毎月金七拾錢ヲ負擔ス
- 第六條 本組合ニ加入申込ニハ左ノ資格ノ一ヲ要スルモノトス
- 一 三ヶ年以上書籍業ヲ經營シタル者
  - 一 組合員ニ從業者トシテ七ヶ年以上勤続シタルモノニシテ營業主ノ同意アリタル者
- 第七條 本組合ニ加入セント欲スル者ハ第六條ノ資格ヲ有シタルモノニシテ、本組合所定ノ用紙ニ其營業所、商號、氏名、年齢、法人ニアリテハ

- 社名、代表者氏名ヲ記シ紹介者タル組合員二人ノ連署ヲ以テ加入金壹百圓ヲ添ヘ事務所ニ申込ムヘシ個人カ法人ニ變更シタル場合又ハ法人ノ性質ヲ變更シタル場合ハ新ニ加入手續ヲナスモノトス
- 支店、分店、出張所ハ各別ニ加入スヘキモノトス、但シ各店各所毎ニ代表者ヲ届出ツヘシ
- 第八條 本組合員ノ從業者ニシテ滿十ヶ年以上勤続シタルモノハ加入金ヲ半額トス
- 但シ營業主ノ連署シタル勤続年限證明書ヲ加入申込書ニ添付スヘシ
- 第九條 本組合ハ加入申込者ニ對シ役員會ニ於テ之カ可否ヲ決ス、可否決定ノ理由ニ關シテハ之レヲ發表セス
- 第十條 加入金ハ脱退其他如何ナル事情アリト雖之ヲ還付セス
- 第十一條 組合員ハ左ノ事由ニヨリテ其ノ資格ヲ喪失ス



一 任意ノ脱退  
 二 廢業  
 三 法人ノ解散  
 四 破産  
 五 除名  
 六 組合費六ヶ月以上滞納シタル時  
 第十二條 組合員ノ繼承資格ハ其ノ相續人若クハ法律上ノ家族ニ於テ營業スル場合ニ限り之レヲ認ム  
 第十三條 組合員ハ氏名住所、代表者ノ變更、又ハ組合ヲ脱退セントスル時ハ直ニ事務所ニ届出ツヘシ、死去ノ場合ハ其遺族ヨリ届出ツルモノトス  
 第十四條 組合ハ違約處分又組合員ノ異動アリタル時ハ直ニ之レヲ組合員ニ通知スヘシ

第三章 役員

第十五條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク  
 組合長一人、副組合長一人、常務委員五人  
 第十六條 役員ノ選舉ハ議長ノ指名シタル五名乃至七名ノ詮衡委員ヲ以テシ、組合長、副組合長ハ役員ノ互選ヲ以テ定ム  
 役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ本務ニ支障無キ限り補缺選舉ヲ行ハス、但シ半数以上ノ缺員アル時ハ臨時總會ヲ開キ選舉ス、其任期ハ前任者ノ殘存期間トス  
 第十七條 役員ノ任期ハ二ヶ年トシ定期總會ニ於テ之ヲ選出ス  
 第十八條 役員ハ無報酬トス  
 第十九條 役員ハ規約上ノ處分權ヲ有ス  
 第二十條 役員ハ規約上ニ明文ナキ事項ト雖、役員會ノ決議ヲ以テ之レヲ處理スルコトヲ得  
 第二十一條 組合長ハ組合ニ關スル常務ヲ擔任シ、會計及財産保管ノ任ニ當リ副組合長及常務委員ハ之ヲ補助ス

組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ副組合長事故アルトキハ常務委員ノ一人之レニ代ル  
 第四章 販賣及取引  
 第二十二條 醫書ハ總テ一定賣價ヲ以テ販賣シ、總金額ノ如何ニ不拘變更スヘカラス  
 第二十三條 本組合員ハ醫書ヲ發行シタルトキハ書名、著譯者、定價、卸價、送料、發行者(專賣品ニアリテハ發賣者)ヲ明記シ組合ニ届出ツヘシ  
 第二十四條 組合ハ前條ノ通報アリタル時ハ之レヲ組合員ニ通知スヘシ  
 第二十五條 既ニ發表シタル一定賣價及卸價ハ更ニ改正ノ通知ヲ經サル前其發行者又ハ發賣者ハ任意之レヲ變更スヘカラス  
 第二十六條 取引シタル書籍ニシテ買

受後三週間以内ニ新版發行ノ場合ハ其殘本ハ引換ヲ請求スルコトヲ得、但シ汚損無キモノニ限ル  
 第二十七條 本組合外ノ書店ニ對スル醫書ノ割引率ハ組合員ニ對スル割引ノ半額ヲ超スルヘカラス  
 第二十八條 醫書特價販賣セントスル時ハ十日以前ニ書名、特價及期日等ヲ事務所ニ届出テ同時ニ發行所ヨリ直接組合員ニ通知スヘシ  
 第二十九條 醫書ハ破損又ハ汚染ヲ生シ一見新本ノ體裁ヲ保チ難キモノノ外古本ト見做シ販賣スル事ヲ得ス  
 第三十條 本組合員ニシテ古本賣買營業者ハ其取扱フ所ノ醫書古本ハ新本ト陳列書架ヲ判然區別スヘシ  
 第三十一條 本組合員ニシテ支拂延滞者アリタルトキハ其被害者ハ左ノ要件ヲ詳記シ處分方ヲ本組合ニ請求スルコトヲ得  
 延滞ニ關スル前後往復ノ情況

全國醫書組合

延滞金額  
 第三十二條 前條ノ請求アリタル場合ハ役員ハ之レヲ調査シ延滞ノ事實ヲ確メタルトキハ被請求者ニ對シ延滞金額ヲ指定期日間ニ支拂フヘキコトヲ催告スヘシ  
 第三十三條 本組合員外ノ書店ニシテ一定賣價ヲ亂シ販賣シタルトキハ其書店ニ對シ一切取引セサルモノトス組合ハ其商號氏名ヲ直ニ組合員ニ通知スヘシ  
 第三十四條 組合員ハ組合員中規約違背ノ行爲アル者ヲ發見シタルトキハ速ニ之レヲ事務所ニ通知スヘシ  
 第五章 會議  
 第三十五條 本組合ノ會議ハ左ノ四種トス  
 役員會、定期總會、臨時總會、仲裁會議  
 第三十六條 役員會議ハ組合事務ニ關

スル諸般ノ件ヲ議ス  
 第三十七條 定期總會ハ毎年壹回之レヲ開キ左ノ事項ヲ附議ス  
 一 前年度ノ庶務、收支決算等及財産目錄ノ報告  
 一 役員ノ選舉(但シ隔年)  
 一 前各項ノ外豫メ組合長ヨリ提案シタル事項  
 第三十八條 組合員ニシテ定期總會ニ提出希望ノ事項アル時ハ四月末日迄ニ其件ヲ組合長ニ申出ツヘシ  
 第三十九條 總會及仲裁會議ヲ召集セントスルトキハ開會十日前、組合長ハ會議ノ目的タル事項、日時、場所ヲ通知スヘシ、但急速ヲ要スル場合ハ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得  
 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ノ外、議スルヲ得ス  
 總會ニ出席シ難キ場合ハ委任狀ヲ以テ組合員ニ委任スルコトヲ得  
 第四十條 臨時總會ハ組合員貳拾人以



上連名請求アリタル時、又ハ組合長之レチ必要ト認メタル時開ク

第四十一條 役員會ハ役員半數以上、總會ハ組合員三分ノ一以上出席ヲ以テ成立ス(委任狀ヲ認ム)

第四十二條 會議ハ出席者半數以上ノ同意ニヨリ決ス、可否同數ナルトキハ議長之レチ決ス

第四十三條 會議ノ議長ハ組合長之レニ當リ、組合長事故アルトキハ副組合長、副組合長事故アルトキハ常務委員ノ壹人之レニ當ル

第四十四條 議長ハ議場ヲ整理シ議事ヲ妨害スル者アルトキハ之ヲ退場セシムルコトヲ得

第四十六條 仲裁會議ノ請求アリタルトキハ仲裁會議ヲ組織シ左記人員ヲ選出シ調停セシム役員中互選ヲ以テ選出シタルモノ三人

請求者ヨリ選出シタル組合員二人、被請求者ヨリ選出シタル組合員二人

第四十七條 仲裁會議ノ議長ハ前記役員中ヨリ互選ヲ以テ之レチ定ム

仲裁會議ニ於テ特ニ經費ヲ要スル場合ハ實費ヲ徴收ス

第四十八條 仲裁會議ノ決定ニ對シテハ双方服従スヘキモノトス

第五十條 左ノ各項ニ該當スルモノハ除名ス

一 二回以上違約金若クハ取引停止處分ヲ受ケ尙ホ違背シタルトキ

二 延滞金ヲ皆済スヘキ通告ヲ受ケ其指定日時内ニ皆済セサルトキ

三 仲裁會議ノ決定ニ服従セサルトキ

四 違約金ノ徴收ニ應セサルトキ

五 本組合ノ體面ヲ汚損シタルトキ

第五十一條 除名處分ヲ受ケタル者悔悟ノ狀アリト認メタルトキハ處分後六ヶ月以上ヲ經テ加入ヲ許スコトヲ得

第五十二條 前條ノ加入ヲ許可スル場合ハ本組合員三名ノ連署ヲ要シ更ニ加入金ヲ徴收ス

第六章 仲 裁

第七章 制 裁

第四十五條 組合員間ニ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタル場合ハ其ノ一方若クハ双方ヨリ本組合ニ其仲裁會議ヲ請求スルコトヲ得

- 第四十九條 規約違背處分ハ左ノ四種トシ事情ニヨリ併加シ行フコトアルヘシ
- 一 譴 責
  - 二 違約金 貳百圓以下
  - 三 取引停止 三ヶ月以内
  - 四 除 名

第八章 規約變更

第五十三條 本組合ノ規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

トチ得ス

第五十四條 本規約ノ變更ヲ議スヘキ總會ニアリテハ出席者ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可否ヲ決ス

附 則

第五十五條 本規約ハ昭和十三年六月七日ヨリ之ヲ施行ス

全國醫書組合常務委員

- 會 長 小立 鈺四郎
- 副 今井 甚太郎
- 淺井 光之助 林 武 次
- 淺見 文吉 永井 幸一郎
- 萩原 仁作

東京古書籍商組合

所在地 神田區小川町三ノ二二二  
電話 神田二一六九五

東京古書籍商組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京古書籍商組合ト稱ス

第二條 本組合ハ古書籍業者ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ組合員協力一致シテ

斯業ノ發達ヲ計リ營業上ノ弊害ヲ矯正シ組合員ノ利益ト親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ノ地域ハ東京府管内トス、但シ島嶼ヲ除ク

第五條 本組合ハ事務所ヲ東京市神田區小川町三丁目二十二番地ニ置ク

第六條 本組合ノ目的事業左ノ如シ

一 機關誌ノ發行

二 相談部ノ設置

三 斯業ニ關スル諸問題ノ研究

四 全國ノ古書籍商組合トノ相互連絡

五 從業者ノ保護獎勵

六 修養、共濟、保健、娛樂機關ノ設置

七 功勞者ノ表彰

八 組合員間ノ營業上ニ關スル紛議ノ調停

九 組合員ノ災害死亡ニ對スル慰問

第二章 加 入

第七條 本組合ニ加入セントスル者ハ所定ノ申込書ニ氏名、履歷、商號、住所並ニ營業所ノ所在地ト店員ノ數ヲ明記シ、組合員三名(内二名ハ其區ノ役員)連署ヲ以テ營業許可書寫シ並ニ店舗所在地附近ノ略圖(露店ハ不要)ヲ添ヘ組合事務所ニ申込ム



（シ）

分店支店ハ各別ニ加入スヘシ

第八條 本組合ハ加入申込ニ對シ調査  
チナシ役員會ニ於テ審議ノ上認否ヲ  
決ス、加入チ承認シタルトキハ組合  
員名簿ニ登録シ加入者ニ通知ス

第三章 組合員

第九條 組合員ハ本組合ノ經費ヲ負擔  
スル義務アルモノトス

第十條 組合員ニシテ書籍交換市會ヲ  
組織セントスルトキハ本組合ノ承認  
ヲ要ス

第十一條 組合員ノ經營スル交換市會  
ニテハ本組合員外ノ者ト取引スルコ  
トヲ得ス

第十二條 交換市會ニ關スル規定ハ別  
ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 組合員ハ本組合ノ規約並ニ  
決議ヲ遵守スルモノトス

第十四條 組合員ハ總會ニ於テ議案ヲ

審議シ且ツ建議ヲナスコトヲ得、但  
シ建議ハ總會ノ三日前迄ニ書面ヲ以  
テ組合長ニ差出スヘシ

第十五條 組合員ニシテ本組合ニ功勞  
アリタル者ハ役員會ノ決議ヲ經テ表  
彰スルコトアルヘシ

第十六條 組合員ニシテ左ノ事項ニ該  
當スルモノハ組合員ノ資格ヲ失フ

一 一ケ年以上月費ヲ怠リタル者

二 破産ノ宣告ヲ受ケタル者

但シ復權シタル者ハ改メテ加入シ  
得ルモノトス

三 本組合ノ承認ヲ經スシテ店舗ヲ  
移轉シタル者

四 組合地域外ニ移轉シタル者

五 破廉恥罪ニ依リ處刑セラレタル  
者

第十七條 脱退又ハ規約ニ依リ組合員  
ノ資格ヲ失ヒタル者ハ本組合財産ノ  
分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第十八條 組合員ハ事務ノ妨ケナキ限

リ組合備付ノ帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコ  
トヲ得

第十九條 組合員ハ組合員間ニ於ケル  
營業上ノ紛議ニ關シ本組合ニ其調停  
ヲ求ムルコトヲ得

第二十條 組合員相互間ニ於テ取引上  
ノ義務ヲ履行セサルモノアルトキハ

細則第七章ノ規定ニ依リ之ヲ處理ス

第二十一條 組合員ハ本組合公認市場  
ノ相場及ヒ其ノ標準相場ヲ公表シ又

ハ公表セシムルコトヲ得ス

第二十二條 組合員ハ書籍買入廣告ニ  
價格ヲ記載スルコトヲ得ス、但シ本  
組合ノ承認ヲ得タルモノハ此限リニ

アラス

本條及ヒ前條ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 組合員ノ刊行スル印刷物  
ニ組合員以外ノ者ノ書籍買入廣告ヲ  
掲載スルトキハ前條ニ準ス

第二十四條 組合員ハ自己ニ關スル件  
ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メタルトキ

ハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 組合員ニシテ出征スル  
者、災害ヲ受ケタル者、死亡シタル  
者アルトキハ共濟規定ニ從ヒ所定ノ  
見舞金又ハ弔慰金ヲ贈呈スルモノト  
ス

第二十六條 組合員ハ本組合ニテ交付  
シタル標章ヲ店頭ニ掲出スヘシ

第二十七條 組合員ハ左記各項ノ場合  
ニ於テハ之ヲ組合ニ届出テ其ノ承認  
ヲ經ヘシ

一 名義ノ變更（警察署ノ指令ノ寫  
シヲ添ユルコト）

二 店舗ノ移轉（附近ノ略圖ヲ添ユ  
ルコト）

三 商號ノ變更又ハ併用

第二十八條 組合員名義ノ變更ハ法律  
上ノ家族ニ繼承スルトキニ限り之ヲ  
認ム

第二十九條 組合員ハ左ノ場合ニハ直  
チニ組合ニ届出ツヘシ

一 施行細則第三十二條ニ該當スル  
事項

二 廢業又ハ脱退セントスルトキ

第三十條 組合員ハ本組合員雇傭中ノ  
從業者ヲ其雇主ノ承諾ヲクシテ雇入  
ルコトヲ得ス雇主ハ正當ノ理由ナク  
シテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條 組合員ニシテ店員ヲ雇傭  
シタルトキハ其氏名、本籍、生年月、  
及雇入ノ年月ヲ明記シ六ヶ月以内ニ  
届出ツヘシ

第三十二條 前條ノ届出チナシタル店  
員ヲ解雇シタルトキハ其旨直チニ届  
出ツヘシ

第四章 役員及役員選舉

第三十三條 本組合ハ組合員中ヨリ役  
員三十五名ヲ選出ス

選舉區域及定員ハ左ノ如ク定ム  
第一區 麹町區 神田區 日本橋區  
京橋區 八名

第二區 牛込區 四谷區 澁橋區

中野區 杉並區 世田谷區

八王子市南多摩郡 北多摩

郡 西多摩郡 七名

第三區 麻布區 芝區 赤坂區 花

原區 澁谷區 品川區 目

黒區 蒲田區 大森區 七名

第四區 本郷區 小石川區 豊島區

板橋區 王子區 瀧野川區 七名

第五區 下谷區 淺草區 本所區

深川區 城東區 向島區

荒川區 足立區 葛飾區 六名

江戸川區

第三十四條 役員ハ互選ヲ以テ組合長

一名 副組合長二名 庶務一名 會

計二名 評議員若干名ヲ定ム

組合長ハ本組合ヲ代表シ其ノ事務ヲ

統轄ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事



故アルトキ之ヲ代理ス  
 評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シテ組合事項ヲ審議シ業務執行ノ状況ヲ監査スルモノトス  
 第三十五條 本組合ニ特ニ功勞アリタル者ハ役員會ノ決議ヲ以テ相談役ニ推薦スルコトヲ得  
 相談役ハ終身トシ職務權限ハ役員ニ同シ  
 第三十六條 本組合ニ顧問ヲ置クコトヲ得  
 第三十七條 左記ノ者ハ役員タルコトヲ得ス  
 一 組合加入後三ケ年ヲ經サル者  
 二 違約處分ヲ受ケ二ケ年ヲ經サル者  
 第三十八條 役員ノ選舉ハ各區ニ於テ選舉會ヲ開キ無記名連記投票ヲ行ヒ候補者中得票多キモノヲ當選者トス得票同數ナルトキハ年長者順トス  
 第三十九條 役員ノ選舉ハ代人ヲ以テ

投票スルコトヲ得ス  
 第四十條 左ノ投票ハ無効トス  
 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ  
 二 氏名ノ何人タルヲ確認シ難キモノ  
 三 被選舉資格ナキモノ  
 四 候補者ノ届出ナキモノ  
 第四十一條 組合長ハ各區一名ノ選舉長ヲ定メ選舉長ハ選舉委員並ニ選舉立會人ヲ定ム  
 第四十二條 選舉長ハ選舉ノ日時及場所ヲ定メテ之ヲ行ヒ當選シタル役員ノ氏名ヲ遲滞ナク組合長ニ通知スヘシ  
 組合長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ通知スルモノトス  
 第四十三條 役員候補者届出ノ期日ハ月報又ハ文書ヲ以テ組合員ニ通告ス  
 第四十四條 役員候補者タラントスル者ハ第四十三條ノ期間中ニ其旨文書ヲ以テ組合事務所ニ届出ツヘシ  
 第四十五條 役員候補者ヲ推薦セントス

スルトキハ同一選舉區内ノ組合員十名以上連署ヲ以テ所定ノ期間中ニ其旨届出チナスヘシ  
 候補者ノ推薦ハ定員ヲ超ユルコトヲ得ス  
 第四十六條 前條ノ推薦者ハ被推薦者ノ員數ニ拘ハラス他ノ組合員ヲ重ネテ推薦スルコトヲ得ス  
 第四十七條 第四十四條、第四十五條ノ候補者ハ第四十三條ノ期日後五日以内ニ本人ヨリ其ノ取消チナスコトヲ得  
 第四十八條 第四十四條、第四十五條ノ規定ニ依リ届出アリタル候補者其區ニ於ケル役員ノ定數ヲ超ヘサルトキハ其選舉區ニ於テハ投票ヲ行ハスシテ候補者ヲ當選者トス  
 第四十九條 役員ノ任期ハ二ケ年トシ再選チ妨ケス  
 第五十條 役員中缺員ヲ生シタルトキハ其選舉區ノ次點者ヲ以テ之ニ充ツ

補缺役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
 但シ任期ノ三分ノ一ヲ經過シタルトキハ補任セサルモノトス  
 第五十一條 一選舉區域ノ役員ニシテ三分ノ一以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ其區ニ於テ補缺選舉ヲ行フ  
 第五十二條 役員ハ故ナク役員會及委員會ニ三ヶ月以上缺席シタルトキハ役員ノ資格ヲ失フ  
 第五十三條 本組合ノ役員ハ名譽職トス  
 但シ職務ヲ用フ爲費用ヲ要シタルトキハ其實費ヲ支辨ス  
 第五章 會 議  
 第五十四條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス  
 一 定期總會  
 二 臨時總會  
 三 役員會

第五十五條 定期總會ハ毎年一月之ヲ開ク臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ニ付スヘキ事項ヲ示シ請求アリタルトキ之ヲ開ク  
 前項ノ請求ニ對シ十日以内ニ組合長總會招集ノ手續ヲ採ラサルトキハ請求者之ヲ招集スルコトヲ得  
 第五十六條 役員會ハ毎月一回之ヲ開ク  
 但シ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時役員會ヲ開クコトヲ得  
 第五十七條 各會議ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ  
 總會  
 一 規約變更ニ關スル件  
 二 經費豫算並ニ組合費賦課ニ關スル件  
 三 其他組合全般ニ亙ル重要事項  
 役員會

一 總會ニ附議スル議案ノ審査  
 二 總會ニ報告スヘキ組合收支ノ決算及業務成績  
 三 規約ヲ施行スルニ必要ナル諸規定ノ制定及變更  
 四 官廳ニ對シ營業上ニ關スル建議又ハ官廳ヨリ受ケタル諮問ニ關スル件  
 五 違約者處分又ハ仲裁調停ニ關スル件  
 六 組合加入ノ承認其他組合長ニ於テ必要ト認ムル件  
 第五十八條 總テ會議ハ五日以前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ通知スルモノトス、但シ緊急已ムヲ得サル場合ハ此限リニアラス  
 第五十九條 會議ノ議長ハ組合長之ニ當ル  
 第六十條 會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係アル者ハ表決ノ數ニ加ハルヲ得ス



第六十一條 會議ハ本規約ニ別段ノ定アル場合ノ外出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會計

第六十二條 組合ノ經費ハ月費其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第六十三條 本組合ノ會計年度ハ毎年十二月一日ニ始マリ翌年十一月三十日ニ終ルモノトス

第六十四條 緊急ノ場合ニ際シ豫算外ノ支出ヲ要スルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

第六十五條 經費決算ハ年度經過後一ヶ月以内ニ之ヲ完了シ決算報告書ヲ作成シ業務成績ト共ニ監督官廳ニ報告シ且ツ組合員ニ公示ス

第七章 違約處分

第六十六條 本組合員ニシテ規約ニ違

反シタル者アルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ左ノ違約處分ヲ行ヒ月報ヲ以テ之ヲ發表ス

第一項 規約第十條、第十一條、第十三條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第三十條、第七十三條ノ規定ニ違反シタルトキハ組合長ヨリ戒告ヲ發シ背セサル者ハ遣責ニ處ス

第二項 規約第十一條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第三十條、第七十三條ノ規定ニ違反シテ本組合ノ遣責ヲ受ケタル者改悛ノ意ヲ表セス遣責ノ原因又ハ理由ヲ除去セサルトキハ拾圓以上百圓以下ノ過怠金ニ處ス

第三項 規約第十條、第十三條、第二十二條、第二十三條、第三十條ノ規定ニ違反シテ遣責ヲ受ケタル者其行爲ヲ改メスシテ違反ヲ重ネタルトキ及ヒ本條第二項ノ過怠金

チ組合ニ納入セサル者ハ除名ス第六十七條 除名處分ヲ受ケタル者ニシテ改悛ノ實アリト認メタルトキハ一ケ年ヲ經テ組合員三名以上ノ保證ノ下ニ改メテ加入ヲ許スコトアルヘシ第六十八條 本章ノ處分ハ組合長之ヲ行ヒ文書ヲ以テ違約者ニ通知ス

第八章 店員

第六十九條 本規定ニ於テ店員ト稱スルハ組合員ノ履傭スル從業者ヲ云フ第七十條 組合員ハ毎月一日以上ノ休暇ヲ店員ニ與フルモノトス

第七十一條 本組合ハ店員獎勵ノ趣旨ニ依リ滿七ヶ年以上勤続シタル者ニ對シテハ賞狀ヲ贈與シ其功ヲ表彰ス第七十二條 組合員ノ店員ニ左記ニ該當スル不正行爲アリシ爲之ヲ解雇シタルトキハ其者ノ氏名、年齢、及理由ヲ附シ本組合ニ申告スヘシ

一 破廉恥的行爲アリタルトキ  
二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第七十三條 前條ノ場合ニ於テハ本組合ハ之ヲ調査ノ上事實ト認メタルトキハ之ヲ組合員ニ通知ス

組合員ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月間其者ヲ履傭スルコトヲ得ス但シ期間内ト雖モ申告者ヨリ解除ノ申込アリタルトキハ此限ニアラス本條ニ依リ要シタル費用ハ申告者之ヲ負擔スルモノトス

第九章 規約變更

第七十四條 本規約ノ變更ハ總會ニ於テ組合員總數ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決議シ府知事ノ認可ヲ受ケルモノトス

但シ定數ニ違セサルトキハ假決議ヲナスコトヲ得 此場合ニ於テハ組合員ニ其假決議ノ趣旨ヲ通知シ更ニ第

二回ノ總會ヲ招集スルコトヲ要ス、第二回ノ總會ニ於テハ出席組合員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ諾否ヲ決ス

組合規約施行細則

第一條 本細則ハ組合規約ヲ施行スル爲規定ス

第一章 加入金及組合費

第二條 本組合規約第七條ニ依リ組合員ニ加入セントスル者ハ加入金參拾圓ヲ添ヘ申込ムモノトス

第三條 本組合ノ勤続表彰者ニハ前條ノ加入金ヲ免除ス 但シ退店後一ケ年、開業後三ヶ月以内ニ加入申込ヲナササル者又ハ一旦脱退シタル者ハ此限ニアラス

第四條 加入並ニ移轉ハ左記條項ニ該當セサルトキハ之ヲ承認セス但土地ノ情勢ニ依リ又ハ特別ノ事情アリト

認メタルトキハ役員會ノ議決ヲ以テ承認スルコトアルヘシ

一 移轉並ニ加入申込者ノ店舗ハ組合員ノ店舗ヨリ百五十メートル以上ノ距離ヲ置リコト

二 本組合勤続表彰者ノ加入ハ第一項ノ距離ヲ百メートル以上隔ツルコト

三 本組合加入後三ヶ年ヲ經過シタル組合員ノ移轉ハ他ノ組合員ノ店舗ヨリ七十五メートル以上隔ツルコト

第五條 組合員ヨリ其店舗ヲ讓受ケテ加入又ハ移轉スル者及店舗ヲ有セサル者ノ加入ニハ第四條ヲ適用セス

第六條 新ニ組合員タラントスル者ハ現ニ組合員ノ使用スル同一商號ヲ使用スルコトヲ得ス

但シ先用者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス  
第七條 組合員ノ負擔スヘキ月費ヲ左



ノ五種トス

- 一 店舗ヲ有セサル者又ハ店舗ヲ有スルモ店員ヲ使用セサル者 金參拾錢
  - 二 店員二名迄ヲ使用スル者 金五拾錢
  - 三 店員三名以上ヲ使用スル者 金八拾錢
  - 四 店員五名以上ヲ使用スル者 金壹圓貳拾錢
  - 五 店員拾名以上ヲ使用スル者 金貳圓
- 但シ店員ノ數ハ年度始メノ現在ニ依ル

第二章 徽章佩用

第九條 組合員ハ同業者ノ集會又ハ市會へ入場ノ際ハ必ラズ徽章ヲ佩用スルモノトス

第十條 徽章ハ絕對ニ他人ニ貸與又ハ讓渡スルコトヲ得ス

- 第十一條 徽章紛失ノ際ハ其區ノ役員ノ證明ヲ得テ實費ヲ納メ再交付ヲ求ムルコトヲ得
- 第十二條 脱退又ハ廢業ノ際ハ直ニ徽章ヲ組合ニ返納スヘシ

第三章 交換市會

- 第十三條 交換市會トハ主トシテ古書籍ヲ賣買スル市會ニテ定期又ハ臨時ニ開催スルモノヲ云フ
- 第十四條 交換市會ハ本組合ノ承認ヲ得シテ開催スルコトヲ得ス
- 第十五條 交換市會ハ同一區内又ハ隣接區内ニ既設市會アルトキハ同日ニ開催スルコトヲ得ス 但シ其既設市會ノ承諾書ヲ得タルトキハ此限ニアラス
- 第十六條 交換市會ハ定期臨時ヲ問ハス組合員ニ非サル者ヲ會員トナスコトヲ得ス

トヲ得ス

- 第十七條 組合員ニシテ交換市會ヲ開設セントスルトキハ所轄署ノ許可ヲ受ケル以前ニ左記條項ニ基キ文書ヲ以テ本組合ニ承認ノ申請ヲナスモノトス
  - 一 市會ノ名稱、開催ノ場所、日時ヲ明記スルコト
  - 二 市會ノ規約並ニ會員全部ノ氏名及代表者ノ氏名ヲ届出ツルコト
  - 三 施行細則第十五條ニ該當スルトキハ其承諾書ヲ要ス
  - 四 申請ト同時ニ調査費金拾圓也ヲ本組合ニ納入スルコト
- 但シ承認ノ場合ト雖モ之ヲ返還セス
- 第十八條 交換市會承認ノ申請アルトキハ本組合ハ當該委員ニ於テ之ヲ調査シ役員會ニ於テ審議ノ上之ヲ決ス
- 第十九條 前條ニ依リ承認ト決シタルトキハ假承認書ヲ交付ス

第二十條 假承認書ヲ受ケタル交換市會ハ所轄署署ノ許可書ノ寫シニ承認料金貳拾圓也ヲ添ヘ直ニ本組合ニ届出ツヘシ本組合ハ之ヲ受理シテ承認書ヲ交付ス

- 第二十一條 交換市會ニシテ組合規約第十一條ニ違反シタルトキハ其全會員ニ組合規約第六十六條ヲ適用ス
- 第二十二條 交換市會ハ名稱ノ變更、規約ノ改正、代表者並ニ會員ノ異動、休會又ハ解散シタルトキハ直チニ本組合ニ届出ツヘシ
- 第二十三條 交換市會ノ場所、日時ヲ變更セントスルトキハ本組合ノ承認ヲ要ス
- 第二十四條 前條ノ變更カ細則第十五條ニ抵觸スル場合ハ但書キノ承諾書アルニ非サレハ承認セサルモノトス
- 第二十五條 交換市會ニシテ三ヶ月以上休會シタルトキハ解散シタルモノト認定ス

第二十六條 組合員ハ本組合ノ承認シタル交換市會以外ノ市會ニ於テ賣買ヲ行フコトヲ得ス

- 但シ本組合ノ地域外ニ於テハ此限ニアラス
- 第二十七條 他府縣ノ同業者ニシテ本組合ノ承認シタル交換市會ニ於テ賣買ヲ行フ者ハ本組合員ノ紹介ヲ要ス 但シ常ニ交換市會ニ於テ賣買ヲナス者ハ本組合ノ地域内ニ寄留シテ加入スヘキモノトス
- 第二十八條 組合員ニシテ臨時交換市會ヲ開催セントスルトキハ三日以前ニ本組合ニ届出ツルモノトス 但シ第十五條ニ抵觸スルトキハ但書キノ承諾書ヲ要ス

第四章 相場公表

第二十九條 組合公認市場ノ相場ハ本組合ノ刊行物ニ限り之ヲ發表スルコトヲ得

第三十條 組合員ニシテ組合規約第二十二條ノ承認ヲ得ントスルトキハ其全文及期間方法ヲ記載シタル書類ニ通テ組合ニ届出ツヘシ

- 第三十一條 前條ノ届出アリタルトキハ之ヲ受理シタル日ヨリ五日以内ニ當該委員之ヲ處理ス

第五章 共濟部

- 第三十二條 本組合規約第六條第六項、第九項及第二十五條ニ依リ左ニ該當スル申告アリタルトキハ左記金額ヲ贈リ慶弔慰問ス
  - 一 組合員ノ死亡 金參拾圓
  - 二 組合員ノ配偶者、父母、十五歳以上ノ相續人ノ死亡 金拾圓
- 但シ其組合員ノ居宅ニ於テ葬儀ヲ營ムモノニ限ル
- 三 組合員ノ出征 金拾圓
- 四 組合員ニシテ水火災ニ罹リタルトキハ其程度ヲ依リ金五拾圓以内



但シ第四項ハ本組合ノ地域外ニ於ケル營業所ノ罹災ニハ適用セス

第三十三條 組合員ニシテ入替又ハ出征シタルトキハ歸還マテ組合費ヲ免除ス

第三十四條 左ニ該當スルモノハ第三十二條ヲ適用セス

一 組合月費六ヶ月以上滞納シアル者

二 無届移轉場所ニ於ケル水火災

三 事實發生後三ヶ月以上ヲ經タルモノ

第三十五條 共済部豫算ニ剩餘金ヲ生シタルトキハ共済部基金トシテ別途ニ之ヲ積立ツルモノトス

第三十六條 共済部豫算ニ不足ヲ生シタルトキハ共済部基金ヨリ支出スルモノトス

第三十七條 共済部ノ委員ハ組合役員中各選舉區ヨリ二名宛選任シ本章ノ事務ヲ處理スルモノトス

テ幹旋及調停ノ勞ヲ執ル

第四十八條 組合ノ調停ニ對シテハ双方本規約ヲ遵守シ後日異議ヲ申立テサルコト

第四十九條 組合員間ニ取引上ノ義務ヲ履行セサル者アリタルトキハ債權者ヨリ本組合ニ其調停ヲ申請スルコトヲ得

第五十條 前條ノ申請アリタルトキハ本組合ハ其事實ヲ調査シ不履行者ニ對シ期間ヲ定メテ義務ノ履行ヲ催告ス

第五十一條 前條ノ催告ヲ受ケタル者期間内ニ其履行ヲ爲ササルトキハ本組合ハ之ヲ組合員ニ通知シ各市會ノ入場ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第五十二條 前條ノ處分ヲ受ケタル者其義務ヲ履行シ又ハ決済ニ付協調ヲ達ケタルトキハ各當事者ヨリ組合ニ其處分ノ解除ヲ請求スルコトヲ要ス

第五十三條 本組合ハ第五十二條ノ請

第三十八條 共済部委員ハ組合同約第

二十九條第一項ノ申告アリタルトキハ速カニ現狀ヲ調査シ、委員會ノ決議ヲ經テ共済金ヲ贈ルモノトス

第三十九條 組合員ハ共済部委員會ノ決議ニ對シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第六章 表彰

第四十條 本組合ノ役員ニ七年以上在任シタル者ニハ記念品ヲ贈呈シテ其功ヲ表彰ス

特ニ功勞アル者ハ年限ニ拘ハラズ役員會ノ決議ヲ以テ表彰スルコトアルヘシ

第四十一條 組合同約第七十一條ノ資格ヲ有スル者アルトキハ其雇主ハ十月一日ヨリ同月末日迄ニ店員ノ原籍、氏名、年齢、雇備年月日等ヲ所定ノ用紙ニ記載シ、履歷書ヲ添ヘ組合員二名ノ保證ヲ以テ本組合ニ届出

ツルモノトス

第四十二條 本組合ハ前條ノ届出ニ對シ役員會ノ審議ヲ以テ之ヲ決ス

第四十四條 店員ノ勤続年限本章ノ規定ニ該當スルモ雇主本組合ヘ加入後三ヶ年ニ滿タサルトキハ表彰ノ規定ヲ適用セス

第四十五條 褒賞狀ハ毎年定期總會ニ於テ之ヲ授與ス

第四十六條 店員ノ勤続年限算定ハ左ノ各項ニ依ル

- 一 年限ノ算定ハ雇備年月日ヨリ起算シ其年度ノ十月末日迄ヲ通算ス
- 二 年齢十二歳未滿ニテ雇備セラレタル者ハ滿十二歳ヨリ起算ス
- 三 店員勤続中兵役ニ服シタル者ハ服役年限ヲ通算ス

第七章 相談部及調停

第四十七條 相談部ハ組合員ノ營業上其他難事ニ遭遇セル場合申出ヲ俟ツ

求アリタルトキハ調査ノ上直チニ處分ノ解除ヲナシ之ヲ組合員並ニ市會ニ通知ス

第五十四條 事件ニ利害關係ヲ有スル役員ハ委員タルコトヲ得ス

第五十五條 調停ニ要シタル費用ハ申請者ノ負擔トス

第五十六條 組合員ニ對スル通知ハ月報ニ掲載スルモノトス

第八章 細則ノ變更

第五十七條 本細則ノ變更ハ役員會ノ多數ヲ以テ之ヲ定ム

但シ第二條第四條及第七條ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス

東京古書籍商組合役員

- 組長 井上喜太郎
- 副組長 高橋誠一
- 同 酒井宇吉

荒田惣太郎	稻垣近義
大雲英二	諏訪久作
高林末吉	前田重藏
水谷春之輔	小澤喜吉
金森高雄	荻池佐一郎
鎌田彦右衛門	前野政雄
佐藤專一	安藤虎逸
加藤鎮雄	河野俊三
兒玉明人	高原義次
三好茂吉	若林福藏
上田得三	川島五三郎
北川義雄	窪川精治
染野松五郎	反町茂雄
石川光太郎	磯野捨次
伊藤啓次郎	白井常次郎
白石春吉	椿仲助















三重縣商會	別所信一	津市下部田町三〇ノ九
愛知縣商會	川瀬代助	名古屋市中區長者町四丁目九 川瀬書店内
名古屋商會	大塚周一郎	名古屋市中區新榮町二丁目八 錦文堂内
靜岡縣商會	菅沼甚藏	靜岡市稻川町一三二
山梨縣商會	大塚源太郎	甲府市堅町三〇 柳澤方
滋賀縣商會	加藤康治郎	滋賀縣神崎郡能登川驛前 加藤書店内
岐阜縣商會	淺野榮治郎	岐阜市北八ッ寺町一
信濃縣商會	西澤賢吾	長野市大門町三八 西澤書店内
宮城縣商會	藤原孝平	仙臺市大町四丁目一七七
福島縣商會	小池勘次郎	福島市大町五六
岩手縣商會	玉山慶次郎	盛岡市肴町四
青森縣商會	今泉道次郎	弘前市土手町三〇 今泉本店内
山形縣商會	五十嵐太右衛門	山形市七日町五一六
秋田縣商會	石川信助	秋田市大町二丁目一七

福井縣商會	山上治三郎	福井市寶永上町一二八
石川縣商會	忠谷直二	金澤市石浦町七七
富山縣商會	中田清兵衛	富山市東四十物町三五 中田書店内
鳥取縣商會	山本鐵太郎	鳥取市片原二丁目三六 尙文館書店内
島根縣商會	今井兼文	松江市殿町一五〇 今井書店内
岡山縣商會	大森佐吉	岡山市内山下町三五ノ一 岡山書籍株式會社
廣島縣商會	岡原佐太郎	廣島市猿樂町 廣島商工會議所内
山口縣商會	白銀禮治	山口市中市七
和歌山縣商會	宇治德太郎	和歌山市十三番丁 宇治書店内
德島縣商會	黑崎精二	德島市西新町五ノ四八九 黑崎方
香川縣商會	物部覺平	高松市西新町七一
愛媛縣商會	足立守寬	松山市湊町三丁目四八
高知縣商會	淺井茂猪	高知市京町 片桐開成社内
福岡縣商會	菊竹大藏	久留米市米屋町三 金文堂内

大分縣商會	塚本秀雄	大分市荷揚町三七
佐賀縣商會	大坪芳介	佐賀市吳服町五七
熊本縣商會	長崎茂平	熊本市上通町四丁目 長崎方
宮崎縣商會	高妻秀季	宮崎市宮田町二丁目一〇 一 修進堂内
鹿兒島縣商會	久永光一	鹿兒島市東千石町一八 金光堂内
沖繩縣商會	大城兼義	那覇市東町一ノ二八
北海道商會	中村信以	札幌市北三條西一丁目一 國定教科書會社内
臺灣商會	村崎長昶	臺北市榮町一ノ二〇 村崎書店内
朝鮮商會	內藤定一郎	京城府本町一ノ二八 大阪屋書店内
樺太商會	若林平治郎	樺太豊原町西一條南一ノ四 若林書店内
滿洲商會	堤光藏	大連市連鎖街京極通 金鳳堂書店内
東京出版協會	江草重忠	神田區小川町三丁目八
中等教科書協會	永井茂彌	神田區小川町三丁目八
出版業組合	博多久吉	大坂市西區南堀江通一ノ三八
京都出版業組合	永澤信之助	京都市下京區西ノ河院通 七條南内外出版印刷會社

東部書籍會	林武次	日本橋區吳服橋二ノ五 林平書店内
卸部書籍會	飯島竹次郎	神田區錦町二ノ二 益文堂内
卸部書籍會	柏佐一郎	大坂市西區南堀江通一ノ三八 書林俱樂部内
卸部書籍會	大野孫平	龜町區九段一ノ七 東京堂内
全國書籍雜誌協會		神戸市神戶區榮町五丁目 五七
日本雜誌協會		神田區駿河臺一ノ七
東京雜誌販賣業組合		神田區駿河臺四ノ二
東京圖書雜誌小賣業組合		神田區神保町一ノ六五 共同書籍内
全國醫書組合		本郷區春木町三ノ三二 南江堂内
東京中等教科書販賣協會		日本橋區吳服橋二ノ五 林平書店内
東京古書籍商組合		神田區小川町三ノ二二
東京圖書俱樂部		神田區小川町三ノ二二
青年學校教科書協會		神田區小川町三ノ八
全國兵書組合		牛込區市ヶ谷本村町九 尙兵館内
ヤングブックメンズソサエティ		神田區神保町一ノ一 學習社内











右文社 牛込市ヶ谷富久町六〇  
 右文書院 本郷千駄木町二七九  
 梅澤書店 神田錦町三ノ一六  
 梅若堂文具店 向島隅田町一ノ三四六  
 梅田康文堂書店 芝西久保廣町三五  
 梅原書店 麴町鐵道省內賣店  
 梅村書店 蒲田新宿三六〇  
 浦島書店 淺草公園仲見世東側四  
 瓜生濟生館 本郷本郷六ノ五  
 雲水閣 世田谷經堂町五五  
 芸艸堂支店 本郷湯島一ノ一  
 運輸社代理部 芝新橋六ノ三

榮松堂 日本橋人形町二ノ六  
 榮昭堂 日本橋蠟燭町四ノ一〇  
 榮進堂 中野江古田二ノ七〇〇  
 榮泉堂 杉並高圓寺六ノ六七四  
 榮文堂分店 杉並荻窪三ノ一四  
 榮文俱樂部 下谷豐住町三六  
 榮文俱樂部 芝三田四國町二ノ一  
 英語研究會 麴町九段三ノ三九段ビル内  
 英語研究會 本郷動坂町九四  
 英語研究會 淺谷榮通二ノ一三  
 英語研究會 神田錦町三ノ二〇  
 英語研究會 神田錦町二ノ七  
 英語研究會 芝二本榎町二ノ一四  
 英語研究會 淺谷千駄ヶ谷一ノ三三  
 英文法通論發行所 麻布龍土町一八  
 映文堂書店 世田谷玉川奧町三ノ七四  
 英蘭書房 麴町富士見町三ノ三  
 益文書店 神田錦町二ノ二  
 江川書角 世田谷赤堤町一ノ二五  
 江川書房 足立下沼田九四二  
 江川書房 江川東小松川二ノ三三七  
 江川書房 淺草千代田二ノ九  
 江川書房 目黒上目黒六ノ一五七〇  
 江川書房 品川大崎本町三ノ五八  
 越後屋 澁橋下落合一六八八

越前山堂 豐島日出町一ノ一六  
 越前書房 大森久ヶ原町三九五  
 榎本書店 牛込榎町三〇  
 榎本文華堂 杉並堀ノ内二一四  
 榎田書店 日本橋蠟燭町三ノ八  
 荏原堂書店 板橋上板橋町三ノ六四三  
 荏原中延町四四〇  
 海老原商店 荏原中延町四四〇  
 海老原商店 江川東小松川四、二英  
 繪卷屋 瀧野川西ヶ原町五五一  
 演藝畫報社 本郷駒込町一〇  
 延文堂 淺草石濱町二ノ一五  
 遠藤文房具店 葛飾下小松町九一二  
 遠藤文房具店 豐島駒込二ノ一九一  
 遠藤文房具店 本所登川二ノ二二  
 遠藤文房具店 芝白金今里町五五

おもとやかや商店 杉並荻窪三ノ一五  
 おもだかや商店 本所向島須崎町二五〇  
 大綱 中野千代田町五九  
 大井書商 豐島西巢鴨三ノ九三  
 大井書店 澁橋東大久保一ノ四三  
 大石書店 品川南品川三ノ一五五  
 大内書店 牛込戸山町九  
 大岡山書店 芝西久保巴町四八  
 大岡山堂 赤坂臺町一四  
 大川屋書店 目黒宮ヶ丘一八七八  
 大木屋書店 淺草藏前三ノ六  
 大木屋書店 本郷富士前町一二  
 大熊商店 向島吾嬭町四八ノ五  
 大久保昌盛堂 江川川邊井一ノ二七三  
 大倉書店 本郷湯島天神町三ノ二四  
 大雲堂 日本橋通一ノ四  
 大雲堂 神田神保町一ノ九  
 大雲堂 本郷神保町二ノ一〇  
 大雲堂 本郷神保町二ノ一〇  
 大雲堂支店 神田神保町二ノ五  
 大雲堂支店 大森新井宿六ノ六八〇  
 大阪屋號書店 日本橋吳服橋二ノ五  
 大柴書店 日本橋吳服橋二ノ五  
 大島書店 王子志茂町三ノ三、四、六  
 大志満屋 澁橋柏木四ノ九五九  
 大志満屋 神田鎌倉町八

大杉書房 江川東小松川五ノ二〇四  
 大竹書店 日本橋芳町一ノ二  
 大田書店 本所登川一ノ二四  
 大田書店 大森大森三ノ一三四二  
 大田書店 板橋練馬南町二ノ三七  
 大田書店 澁橋西大久保二ノ一五五  
 大田書店 足立本木町二四七三  
 大谷書店 中野桃園町一四  
 大谷書店 蒲田小林町二二三  
 大地屋書店 豐島池袋二ノ一一〇  
 大塚巧藝社 本郷金助町四五  
 大塚書店 日本橋室町四ノ一  
 大塚書店 日本橋兜町二ノ五五  
 大塚書店 赤坂新町二ノ四  
 大津光文堂 淺草淺草橋三ノ三三  
 大坪書店 神田神保町一ノ七  
 大富書店 深川高橋四ノ八  
 大富書店 城東南砂町六ノ二〇一  
 大友書店 澁橋戸塚町三ノ五  
 大島居書店 蒲田糞谷町二ノ一五二  
 大沼書店 中野野方町一ノ七一四  
 大野書店 小石川林町八〇  
 大野書店 中野鷺宮四ノ一〇二七  
 大野書店 神田小川町三ノ六  
 大野書店 小石川同心町五

大橋書店 本郷森川町八〇  
 大橋書堂 淺草北仲町九  
 大橋書支店 葛飾新宿町三ノ六一八  
 大橋書店 下谷西町二  
 大林書堂 麻布新堀町二  
 大原書店 荏原上神明町一五  
 大前書店 江川川平井町一ノ七二  
 大村書店 日本橋蠟燭町四ノ六  
 大山書店 大森大森五ノ二二四六  
 大山書店 板橋板橋町四ノ二五  
 大矢書店 深川清澄町二ノ一  
 大屋書房 神田神保町一ノ一  
 小喜多書店 下谷御徒町三ノ四  
 小川書店 杉並荻窪三ノ二二三  
 小川書店 神田神保町一ノ一四  
 小川書店 牛込神樂町二ノ一二  
 小川書店 本郷春木町三ノ三七  
 小川書店 麻布新堀町一  
 小川書店 淺草茅町二ノ二  
 小川書店 牛込早稲田鶴巻町三八  
 小川南郊堂 大森新井宿五ノ五七五  
 小川文具店 淺草馬道町六ノ五  
 小倉書店 神田三崎町一ノ一  
 小此木宏文堂 澁橋西大久保三ノ二、四  
 小山書店 牛込新小川町二ノ一〇



